

期迄には尙十年餘の時日あるの今日、此問題を申出でたるは時機早きに過ぐるの嫌あり。又其頃に至て本使が尙ほ外交當局の地位に在るが如きことは多分之なかるべしと雖も、此日本國民の決意は、夙に同盟國當局に於て諒し置かれんことを希望に堪へざる次第なるを以て、茲に詳述するに至りしものにして、決して政府の意見を述べたるにあらず、國民の意志此の如きものなる事を述べんと欲するなり。尙滿洲に於ける門戸開放、機會均等の主義を嚴守するの點に至ては、日本は終始一貫して變る事なきものなるを了承し置かれん事を望む。』

右本使の陳述に對し、グレイ氏は左の通り答へたり。

『貴使の説かれたる所は能く之を諒せり。租借地に關する歴史上の行懸りは、自分に於ても克く承知する處にして、貴說中、關東州は日清戦争の終りに於て一旦日本の有に歸したるものにして、日露戦争の結果は偶々日本をして其既に一旦獲得したるものを回復せしめたるものなるに過ぎずとの一節は、頗る有力なる議論なり。從て之が領有に對する日本國民の決心亦決して理なきにあらず。貴使は租借地に於て、日本人が樹木を植付けつゝある事を述べられたるが、夫よ

り以上、日本人は該地方に血を植付けたり (planted blood)。畢竟此問題は、貴國と支那との間に於て決せらるべきものにして、他國に於て容喙の要なからん。英國の租借地たる威海衛に付ては旅順、大連が日本に歸したる後、清國より其還付を要求し來りしことありしも、其際此の如き問題を提起することなからん事を望む旨清國に申入れ爾來其儘となり居れり(後略)。』

右の通にて、本件に關する余の陳述の次第は英國外務省の記録中に保存さる、筈なり。

(ロ) 南滿及安奉鐵道に關する件

一月八日、グレイ氏は、首相、藏相、海相等閣僚中最有力なる大臣を陪賓とし、本使の爲に其私邸に於て送別の宴を張りたる節、本使に對し、出發前更に一回外務省に訪問ありては如何と申出でたるに依り、十日、同大臣を往訪面會し、前回に於て詳述せざりし滿洲に於ける我鐵道の件に關し、大要次の如く開陳せり。

『前日會見の際には、主として關東州租借地延期の件に付申述べ置きたるが、其後更に熟慮したるに、滿洲に於ける日本鐵道の期限延長に付ても日本の希望を

貴大臣に申入れ置くこと然るべくと思考したるに付、本日は其事を略叙したし。長春より旅順大連に至る鐵道幹線を支那が回收せんことを申出し得る迄には、尙ほ二十五年を餘すと雖も、其期限満了したりとて、單純に之を支那へ渡すことは、實際日本の爲し能はざる所なり。從て、必ず期限延長を請求すること、なるべきが、夫等の談判も租借地期限延期の談判と同時に之を爲すを便利と思考す。殊に其支線にして、朝鮮滿洲兩鐵道を聯結せる奉天安東間の鐵道を、支那が回收し得べき期限は、今後十箇年餘にして、關東州租借期限と略相近し。單に條約上の規定に付て論ずれば、南滿幹線の期限問題發生以前に於て、安奉鐵道回收問題起り得べきが如しと雖も、元來安奉鐵道なるものは、日露戰役中、日本軍の假りに敷設したるものに係り、其後之を改築せんとするに際し、日清間の交渉容易に纏らず、遂に日本は自由行動を執らんとし、其結果清國は改築に同意するの止むを得ざるに至りたるは、貴大臣も記憶せらるる所なるべし。右改築の結果、該鐵道は朝鮮滿洲兩大鐵道を聯結すること、なり、既に世界公道の一部となるに至りたるものにして、自然、其幹線たる南滿鐵道と運命を同くすべきものなり。

とす。支那が、其條約上の回收期の到達するを待ち之を回收したりとするも、素と兩大鐵道の間、に介在して、獨立のものに非ざる安奉鐵道は、之を別個のものとして經營すること能はざるは、明瞭なり。

右所陳の理由に依り、日本は清國との協約に依る期限の到達に先ち、多分南滿鐵道本支線の特許 (Concession) 期限の延長を、支那政府に交渉すること、なるべしと思考せらるるに付、此儀豫め英國政府に於て諒知し置かれんことを望む。右の如き交渉は、何時開始せらるべきやに付ては、今日より何等の豫言を爲すこと能はずと雖も、凡そ事を起すには之を起すべき「サイコロジカル・モーメント」のあるべきものなり。而して日本が支那に對し鐵道期限延長の要求を提起すべき「サイコロジカル・モーメント」は、或は近き將來に於て來ることあるや、又は數年の後迄來らざるやも知るべからず。何れにせよ、協約上の期限以前には、支那と其交渉を爲さざるべからざるものに付、其事を含み置かれたし云々。』之に對しては、外務大臣は格別の意見を述べず。唯、安奉鐵道改築に關する交渉の事は善く記憶し居れりと答へ、又鐵道期限延長の交渉は、何時頃着手せらるべき

こと、思考するやと尋ねたるに付、余は前述末段の通り申述べたり。要するに、本件については、旅大租借地に關する程、我希望を援くべき有力なる歴史上其他の理論無きを以て、余の開陳に對し、グレイ氏に於ては、何等反對の意見を述べざりしと同時に、著しく會心の模様も見えざりき。

(註) 此會見録が我等に語る最も重要な點は、(イ)伯が夙に滿蒙に於ける帝國の地歩確立を念願して居たこと、並びに(ロ)その爲の伯の要求眼目が、旅順大連の租借期間延長と滿鐵安奉線の經營期間延長の二件に集中されて居たことである。

(三) 伯の抱負と後繼外相への引繼

(日英同盟に關する重大諒解と共に)

全く自己の發意から、この重大懸案の解決方に就いて、豫めグレイ外相との諒解を遂げたことは、伯の最も欣快とした所でなければならぬ。而して此一事は、外交家の周到なる用意を示すものとして、當路者の間にも極めて高く評價された。思ふに其當時には、未だ『滿蒙利權確保の交渉』に就いて、切實に、實際政策として考

慮を拂ふ人が稀であつた。兎に角、事は十年後に屬する問題であるから、世人が、差迫つて之を考へなかつたのは當然である。併し、伯は其實現が、支那の實情並びに當時の日支關係から見て、非常に困難であると豫知して居たので、機會さへあれば何時でも交渉を開始せねばならぬし、或は開始の機會を日本の方から作らねばならぬと信じて居たのである。

蓋し、我國に於て誰一人疑ひを挿む者もない舉國的の要求ではあつたが、然も、支那側からは、逆に舉國的反對の政治目標となりつゝあつた。故に、事實問題としての解決難は、夙に十分に覺悟せねばならなかつた。然らば、何人が此重任の衝に當るか。伯は、他に人が無ければ、自分が敢然として此大難局を解決しやうと云ふ、正當なる抱負を持つて居たのである。

旅順・大連の租借期間は、十年を出でずに満了する。支那が滿鐵の有償還附を要求し得る日も、二十六年後には來る。安奉線は十年餘で期間が盡きる。日清・日露兩戦役の成果と、我が國民の滿蒙優越權に關する國民的念願を表徴する前記の條約權が、僅々十年で盡きるのは由々しい大事實であつた。是非とも延長して、之を

半永久的の權利に改築せねばならぬ。之には何人も異論のあらう筈は無かつたが、さて實行は決して容易なものではなかつた。機會政略國際關係の諸點に、充分の考慮を拂ふと同時に、政治家が國の名譽と自己の進退とを賭するの勇斷を以て臨むので無ければ、外交的成功は到底望まれない。伯は夙に之を信じて、細心の注意を拂ひ乍ら、我が外交上の最大の仕事として、此國民的大願の成就に努めやうと期して居た。一個の功名心や自己の立場の安全なる向上の手段に供するには、問題は餘りに困難であることを、十分に承知して居たのである。

問題の根源は、露國が旅大の租借期間を二十五箇年に約束し、更に日本が、日露戦後の北京協定で其儘これを繼承した所に發する。露國が、英の威海衛や獨の膠州灣の租借期限九十九箇年と異なり、旅順・大連の租借權を二十五箇年に止どめた理由に就いては、後日適當の機を見て之を永久に領有する（或は九十九箇年に改訂する）肚で取極めたものと一般に評されて居た。即ち此兩地租借權の期間は、一九二三年（天正十二年）に満了する約束であつた。日露戦争の結果、日本は此露清條約を露國から讓渡させ、明治三十八年十二月、北京協定で支那に承認させた。

此時、伯は野に在つて此協定を不満足と難じた。即ち其機會に、旅大租借權を九十九箇年に延長せしむるのが當然の外交措置であると信じたのである。そのまゝ繼承したのでは、權利は僅に十八箇年に過ぎない、近く再び期限延長の外交を必要とすること明白であつて、其間、事情の推移は或は之を著るしく至難ならしむるやも知れぬ。否、恐らくは一大難問題と化し來るであらう。然るに今に於て之を延長するのは、戦勝の餘威は別としても、理由及び事情が適切である。多少の困難はあつても、之を實現するのが至當である、と云ふ觀評を下して居た。當時、伯が主宰した東京日日新聞紙の論壇は之を語つて居る。

併し乍ら、當時の全權が此機會に九十九箇年に延長させやうと努めた盡力は、種種の事情に依つて條約の改正までに漕ぎ付ける事が出来なかつた。論壇は之を攻めたけれども、實際には誰が演つても出来ないものゝやうであつた。而して其結果、事態は、伯の慮れたやうに、滿蒙の情勢は年と共に不安定を重ね、明治の晩年には、日支間の國民感情を傷つける事件が頻發し、旅大及び滿鐵安奉線の租借延長の如きは、到底易々とは行はれぬ實情となつた。

何人か起つて、此難礁を打開するの大責任を負はざるを得ない形勢とはなつた。伯は自分の雙肩を顧みた。斯くて、若しも自分が帝國外交を主宰するの地位に立つ場合には、是非共この大懸案を解決しやうと、夙に心に期する所があつた譯である。併し、何よりも機會が大切である。故に今後、自分以外の如何なる當局者が此衝に當るとも、誠意を以て此外交の成功を助けやうと決心して居た。グレイ外相との會見以後、歸國して二箇月の間に、伊集院公使、桂首相、山本首相、牧野外相の四氏と會談した内容は、伯の如上の意思を明證するのである。

倫敦を去るに臨み、伯は伊集院駐支公使に電報して、歸途長春にて會合するやう打合はせ、其所から同乗して、車中本問題を密議した。伯はグレイ外相との諒解の次第を説明し、支那の政情が、今日此問題の解決に便利であるか何うかを質した。公使は支那の現状から考へ、今日は其時機に非ざる所以を答へた。伯は詳細に聽取した後、『急に機會もなければ、今後は常に支那當局に近づいて、問題解決に便宜なる地盤を作る』のが公使の最重要の任務である旨を告げて別れた。外相となるの歸途、この車中の會談は、伯の意圖を語るに十分であつた。

大正二年一月二十八日、伯の東京に歸るや、護憲運動は既に焰を上げて政情騒然たる中に、伯の歸國を千秋の思で待つた桂首相は、二十九日朝、伯を下二番町の邸に訪ねて、内閣組織を中心に重要な會話を交へた。その時に、伯は早速、本問題の始終を語つて桂公の意見を確かめる事を忘れなかつたのである。日英同盟を初め、重要政策に就いて思想を同じうした桂公は、之を聞いて滿腔の賛意を表し、『是れぞ内閣の最重要の政策に相應しい』と欣んだ。

大正二年二月七日、同志會が創成されて、其最初の政策が發表された中に、『外交機關を活動せしめ、殊に對支那政策に付ては、東洋の平和を保全するの目的を以て、速かに解決の途を採るべし』とあつたのは、この間の消息を語るものであつた。思ふに、若しも桂内閣が長命であつたならば、日支交渉は、此内閣の事業として、やはり伯の外交指導の下に行はれたかも知れぬ。然るに、桂内閣は夫れより二旬を出でずして倒れ、伯の第一段の希望は實現の機を得ずに終つた。

伯は直ちに第二段の方途に向つた。即ち誰でも、後繼の當局者をして此大事業に當らしめ、自分は野にあつて全力之を援けんとしたのである。三月中旬、山本首

相及び牧野外相との會見が夫れである。會見は、伯から申入れ、兩大臣之を甘諾して首相官邸に於て行はれた。伯は前記グレイ外相との會見顛末から説き起し、如何なる内閣でも此滿蒙利權を確保するの機會を逸す可からざる所以を縷述して兩大臣の熟慮を依頼したのである。兩大臣は完全に贊意を表して別れた。山本、牧野兩伯が當時を追想して語る所を綜合すれば、伯の勸告は次の二大重要外交政策に關したもので、大意は次のやうなものであつた。

『今日は二つの大問題に就いてお話し度い。一つは日英同盟に關するもの、他の一つは、日支懸案の解決に關するものである。』

日本の滿蒙に於ける權利及び利益には不確定のもの多く、其爲に連年不祥事を頻發するのみならず、關東州租借地及び滿鐵安奉線の租借期間も十年内外で満了し、茲に其期間延長に關する最大難關が横はつて居る。之は機會あれば一日も速かに解決せねばならない。幸ひ、自分はグレイ外相との親交もあり、歸國に際して此點の諒解を得て來たから——一月六日及び十日附の余の報告を見て戴き度い——對外關係は夫れで先づ片付いて居る。今後は支那との關係を見て

交渉を開けば宜い。幸に御兩君の贊成を得ば、自分は及ばず乍ら、全力を擧げてお助けする決心である。何うか帝國の爲に此大外交を考慮されんことを切望する次第である。

第二に、日英同盟に就いて、是非考慮を煩はして置き度い事がある。日英同盟は、今後も永く繼續するを欲すること、帝國の方針と確信するが、夫れに就いては、日英間に、條文以外に暗黙の諒解が必要である。夫れは、米國に對する同盟の作用である。一言以て掩へば、此攻守同盟は、米國に對しては適用しない決心で、外交を處理する事である。勿論、日本も、米國との戦争の如きは最も回避す可き不祥事であつて、夫れを想像するさへ不必要とは思ふが、英國の對米關係は、更に一層その不戰的信念と必要との上に築かれて居る。極端に言へば、英國は、若しも日英同盟あるが故に米國との戦争に捲込まれるやうなら、寧ろ同盟を廢し度いと考へて居る程である。理論は別として、外交の實際上から、此點は、今後我が外交當局の必ず心掛けねばならぬ事として御諒解を希望する云々。』

(四) 難局に當らんとする伯の心事

(誰かゞ此難關に處せなければならぬ)

大正三年四月、大隈内閣成立して、伯は四たび外相の椅子に坐つた。外務省に至れば、前年、牧野外相に引繼いだ『日支懸案解決』の一件は、未だ手を染められずに残つて居る。その一年餘の間、山本内閣は、他の事件に追はれて、本問題に着手する機會を得ずに終つたのである。當時を述懐した生前の伯の直話を借りて云へば、

『外務省に行つて見ると、謂はゞ日支間の諸懸案が棚一ぱいに列んで居る。塵埃が其上に積つて居る。何うしても一掃除せねばならない』

と痛感したのである。而して直ちに、自分が敢て此難局に當らうと決意した。要するに、何人かゞ早く諸懸案を解決しなければ、解決難は年毎に積つて、懸ては兵戦に訴へる外に途が無くなるであらう。即ち日本が滿蒙その他に於ける諸懸案を、外交的に解決する必要は、文字通りの焦眉の急に迫つて居ると感じた。

現に此數年、日支間の關係はとかく圓滑を缺いた。日本の一部には、支那膺懲論

まで唱へられた。或は寺内元帥を正使とし、後藤伯を副使とする使節一行を北京に乗り入れて、強硬談判を開始す可しとの運動さへも行はれた。或は、米國が福建省に軍事根據地を築く計畫進捗中なりとの情報に基き、日本は速かに同省を占領す可しと云ふやうな極端なる議論さへもあつた。兎に角、日支間の感情は甚だしく不良に落ちて行つたのである。

之より先き、明治四十年に起つた新奉鐵道事件、同四十二年の安奉鐵道改築問題、同四十三年の錦愛鐵道問題、同四十四年の四國借款問題の如き、何れも、滿蒙に於ける帝國の地位が不確定であつた爲に生じた、日支紛擾の不幸なる記録であつた。支那は、日本の滿蒙優越權を衷心から喜ばない。事毎にケチを付け、外國の無言の干涉に依つて、日本の滿蒙經營を掣肘しやうと試みた。漢冶萍公司を官營にする事を仄めかしたり、前記の如く、米國の資本を入れて福建省に軍港(或は造船所)を建設しやうとしたり、或は、楊子江口の舟山列島を獨逸に租借させて日本を脅かさうと考へたりした。所謂、夷を以て夷を制する支那一流の外交は、日露戰爭の緊張の餘勢が、日本の朝野から消え去るに及んで、再び活躍を始めた。斯くて極東政局の

不安は、又も滿蒙を背景として繰返されるやうな形勢をさへ現出した。

而して一方に於て、露國は、明治四十四年秋の支那革命後の統治不整頓に乗じ、外蒙古を獨立せしめて自家の勢圏内に引入れ、英國も亦、略ぼ同様の地位を西藏に築くやうになつた。獨り、最も合理的なる優越權を滿蒙に有する筈の日本は、事實は之を有せず、爲に連年日支間に係争を惹起する有様であつた。我が國論の湧いたのは當然であつた。特に大正二年の南京事件の起るや、久しく隱忍して居た識者の間にも、武力解決の主張を聞くに至り、遂に漢口出兵の手段に依つて漸く時局を收拾した程である。此有様を深憂したのは、獨り伯ばかりではなかつたが、然も其解決を、眞劍且つ實地に考へた識者として、伯は最も有力なる先覺者であつた。

伯は先づ、日支不和の根本原因を、主として條約の不完全に歸した。その次第は交渉開始に當つて日置公使に與へた訓令中にも讀まれるが、それよりも、伯が後年昵近の人々に直話した所は一層この間の消息を明かにする。

『支那から見れば、朝鮮も臺灣も琉球も日本から奪はれ、其上に滿蒙の要地を租借されて居るのだから、歴史的に日支親善は困難であると云ふ論議は、一面のみ

を見た不用意な説である。現に臺灣などは講和條約で譲り受け、その後平和的に『既定の事實』^{アツコンプリッシュド・ファクト}として確立されて居るではないか。私が大正四年に日支交渉を試みたのは、即ち旅順大連滿鐵その他の利權を、恰度臺灣と同じやうに、事實の上にも條約の上にも、相俟つて確定して了ふ爲であつた。紛擾の種子を一掃するのが唯一の目的であつた。』

蓋し當年の日支紛擾の禍因は、主として滿蒙に於ける帝國の地位が、はつきりして居なかつた爲である。無論、支那も列強も、滿蒙に於ける日本の優越的地位を確認して居た。然るに事實に於て、日本の優越的地位と條約上の取極とが符合しないものがあつた。地位上、當然享有せねばならぬ權利で、條約上に認められて居ないものがあつた。夫れに、旅順大連の期限も十年で切れて了ふ事情もあつた。そこで我が優越的地位の承認と、條約上の諸權利とを符合せしむるやう確定的の取極を必要とする。これが確立すれば、紛擾の原因が除かれて、外交上の親善は初めて緒を得る。早く演らないと困難を増すばかりである。大變な難事業ではあるが、粉骨之に當つて見やうと決心した譯である。』

伯が此外交の容易ならぬ難局を覺悟して居た事は、日置公使への訓令中に『袁は容易に應ずる筈なきに付』と云ふ文字を發見すると同時に、交渉方略に關して後述する諸點からも明かに知ることが出来る。とにかく、滿蒙に於ける帝國の地歩を確立するの外交は、伯の宿願であり、既に自分の發意に依つて其重要なる準備行動を倫敦に開始した程である。外相となるや、前述のやうに、本問題が第一に頭腦に浮んだのは當然と云ふ可く、而して、たゞ機會が如何に展開して來るかを待つのみであつた。

第二章 難交渉の實態

(一) 伯の訓令と要求の原案

(日獨戦争の決意と日支交渉の關係)

機會は日獨戦争と共に到來した。思ふに此戰意を決したとき、『日支懸案解決』の一條が、伯の胸底に閃めいた事は想像に難くない。

獨逸に最後通牒を發したのは、大正三年の八月十五日であつたが、伯は、それから一週間を経ない八月二十一日には、早くも、特に日置公使に訓令して日支親善の積極策を述べて居る。即ち『袁世凱大總統に謁見の上、日本政府には領土上の野心絶無なるは勿論、目下の形勢に鑑みれば、東洋平和維持の責任は懸りて日支兩國の上にあるを以て、支那政府に於ても善く大局を洞察し、安んじて我國に信頼し、萬事隔意なく帝國政府と熟議を遂ぐる可き』旨を力説して兩國親善關係の建設に努めさせた。是れ日支間の懸案を平和的に解決するの念願が、對獨戦争と不

可分に考へられて居た事を語るものでは無いか。

見よ、對獨宣戰の布告は八月二十三日であつたが、二十六日には、早くも日置公使から對支要求の提出方を稟申して居る。是れ伯が其以前から、交渉開始の機會を捉へることを、駐支公使に密訓して置いた事情を語るものである。然るに伯は、直ちに之を尙早として拒み、(二十七日の訓令)『好機の來るまでは、支那政府との交情を十分に温めおき、開談に好都合の空氣を作る』やう訓令した。その結果、彼我の關係は數年來未だ曾て見ざる順境を呈するに至つた。斯くする間に、十一月七日、青島は陥落した。是れ、伯が『機會』として獨り心に期して居た所である。即ち直ちに交渉の開始を閣議に諮つて賛成を得、十一月十二日、日置公使に歸朝招電を發し、翌月三日、東京に於て次の訓令を交付した。

『帝國政府に於ては時局の善後を圖り且帝國將來の地歩を鞏固にして以て東洋の平和を永遠に保持せんが爲此際支那政府との間に大體別紙第一號乃至第四號の趣旨條約及取極を締結致度意圖に有之右の内別紙第一號は山東問題の處分に係り別紙第二號は大體南滿洲及東部內蒙古地方に於ける我地位を明確ならしむるの趣旨に有之畢竟南滿洲及東部內蒙古地方

に關しては帝國の地位も將又支那の地位も共に甚不明確なる點尠からざる爲從來日支兩國の間に無用の誤解猜疑を生じ延て兩國の國民的感情にも多大の惡影響を及ぼしたること少からざる次第なるに付帝國政府に於ては南滿洲及東部內蒙古に於ける既成の事實を茲に明確ならしむると共に一面此機會に於て帝國政府に於ては所謂滿洲分割等同地方に對し何等領土的野心を包藏せざるの意志を表白せんとするものに有之候

次に別紙第三號漢冶萍問題に關しては此際主義上の取極を約し置き詳細の點は追て協議決定すること、致し度尙別紙第三號及第四號は必ずしも條約の形式と爲すを要せず或は公文の交換等によるも差支無之に付右に御承知置相成度候將又別紙第一號及第二號の條約及第三號及第四號の取極は何れも支那側に於て希望するに於ては當分密約と致し置くも苦しからざる義に付是亦御含置相成度候

以上各項中別紙第一號は時局善後の爲當然の措置に屬し別紙第二號は大體既成事實の確認に止まり別紙第三號は我方の漢冶萍公司に對する關係に顧み同公司將來の爲最善の方圖に屬するものにして要するに以上三項共何れも何等格別に新規の事態を現出せんとするものに無之若し夫れ別紙第四號に至ては帝國政府に於て屢次内外に宣明したる支那領土保全の大則に更に一步を進めんとするものに過ぎざる次第に有之帝國政府に於ては此機に於て

東亞に於ける帝國の地歩を益確保し大局を保全せんが爲以上各項目の實行を以て絶対に必要と思考する次第にして帝國政府は有らゆる手段を盡して是非共之が貫徹を圖るべき極めて鞏固なる決心を有する義に付貴官に於ても克く政府の意ある所を體し極力御盡瘁相成度將又別紙第五號は別紙第一號乃至第四號の各項とは全然別個の問題として此際支那に其實行を勸告致度事項に有之日支兩國親交の増進を圖り其共通利益を擁護せんが爲には何れも緊要の條件にして中には既に日支兩國間に懸案と成り居れる項目も有之次第に付之亦成べく我方希望を實現せしむる様精々御盡力相成度又本件交渉中支那當局は必らず膠州灣最後の處分に關する帝國政府の意思を承知したき旨申出づべく候處帝國政府に於ては若し支那政府にして全然我要求を應諾するに於ては同地還附の事を詮議するも苦しからずと思料致度候に付右に御相成度尤も還附實行の場合には同地を開放して商港となし且我專管居留地を設くる事絶対に必要と被存候間還附の詮議を聲明せらるゝ時は別紙第六號の如き趣意にて御應答相成り其結果公文を交換すること必要な場合には請訓の上措置せらるゝこと御承知相成度此段及訓令候也

第一號 (註) 山東省に關する條項)

日本國政府及支那國政府ハ偏ニ極東ニ於ケル全局ノ平和ヲ維持シ且兩國ノ間ニ存スル友好

善隣ノ關係ヲ益々鞏固ナラシメンコトヲ希望シ茲ニ左ノ條款ヲ締約セリ

第一條 支那國政府ハ獨逸國カ山東省ニ關シ條約其他ニ依リ支那國ニ對シテ有スル一切ノ權利利益讓與等ノ處分ニ付日本國政府カ獨逸國政府ト協定スヘキ一切ノ事項ヲ承認スヘキコトヲ約ス

第二條 支那國政府ハ山東省内若クハ其沿海一帯ノ地又ハ島嶼ヲ何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラス他國ニ讓與シ又ハ貸與セサルヘキコトヲ約ス

第三條 支那國政府ハ芝罘又ハ龍口ト膠州灣ヨリ濟南ニ至ル鐵道トヲ聯絡スヘキ鐵道ノ敷設ヲ日本國ニ允許ス

第四條 支那國政府ハ成ヘク速ニ外國人ノ居住及貿易ノ爲自ラ進ンテ山東省ニ於ケル主要都市ヲ開クヘキコトヲ約ス其地點ハ別ニ協定スヘシ

第二號 (註) 南滿洲及東部內蒙古に關する條項)

日本政府及支那國政府ハ支那國政府カ南滿洲及東部內蒙古ニ於ケル日本國ノ優越ナル地位ヲ承認スルニヨリ左ノ條款ヲ締約セリ

第一條 兩締約國ハ旅順大連租借期限並南滿洲及安奉兩鐵道各期限ヲ何レモ更ニ九十九箇年ツツ延長スヘキコトヲ約ス

第二條 日本國臣民ハ南滿洲及東部內蒙古ニ於テ各種商工業上ノ建物ノ建設又ハ耕作ノ爲必要ナル土地ノ貸借權又ハ其所有權ヲ取得スルコトヲ得

第三條 日本國臣民ハ南滿洲及東部內蒙古ニ於テ自由ニ居住往來シ各種ノ商工業及其他ノ業務ニ從事スルコトヲ得

第四條 支那國政府ハ南滿洲及東部內蒙古ニ於ケル鑛山ノ採掘權ヲ日本國臣民ニ許與ス其採掘スヘキ鑛山ハ別ニ協定スヘシ

第五條 支那國政府ハ左ノ事項ニ關シテハ豫メ日本國政府ノ同意ヲ經ヘキコトヲ承諾ス
(一) 南滿洲及東部內蒙古ニ於テ他國人ニ鐵道敷設權ヲ與ヘ又ハ鐵道敷設ノ爲ニ他國人ヨリ資金ノ供給ヲ仰クコト

(二) 南滿洲及東部內蒙古ニ於ケル諸稅ヲ擔保トシテ他國ヨリ借款ヲ起スコト

第六條 支那國政府ハ南滿洲及東部內蒙古ニ於ケル政治財政軍事ニ關シ顧問教官ヲ要スル場合ニハ必ス先ツ日本國ニ協議スヘキコトヲ約ス

第七條 支那國政府ハ本條約締結ノ日ヨリ九十九箇年間日本國ニ吉長鐵道ノ管理經營ヲ委任ス

第三號 (註—漢冶萍に關する條項)

日本國政府及支那國政府ハ日本國資本家ト漢冶萍公司トノ間ニ存スル密接ナル關係ニ顧ミ且兩國共通ノ利益ヲ増進センカ爲左ノ條款ヲ締約セリ

第一條 兩締約國ハ將來適當ノ時機ニ於テ漢冶萍公司ヲ兩國ノ合辦トナスコト竝支那國政府ハ日本國政府ノ同意ヲクシテ同公司ニ屬スル一切ノ權利財產ヲ自ラ處分シ又ハ同

公司ヲシテ處分セシメサルヘキコトヲ約ス

第二條 支那國政府ハ漢冶萍公司ニ屬スル諸鑛山附近ニ於ケル鑛山ニ付テハ同公司ノ承諾ヲクシテ之カ採掘ヲ同公司以外ノモノニ許可セサルヘキコト竝其他直接間接同公司ニ影響ヲ及ホスヘキ虞アル措置ヲ執ラントスル場合ニハ先ツ同公司ノ同意ヲ經ヘキコトヲ約ス

第四號 (註—沿岸不割讓に關する條項)

日本國政府及支那國政府ハ支那領土保全ノ目的ヲ確保センカ爲茲ニ左ノ條款ヲ締約セリ
支那國政府ハ支那國沿岸ノ港灣及島嶼ヲ他國ニ讓與シ若クハ貸與セサルヘキコトヲ約ス

第五號 (註—希望條項)

- 一、中央政府ニ政治財政及軍事顧問トシテ有力ナル日本人ヲ傭聘セシムルコト
- 二、支那内地ニ於ケル日本ノ病院寺院及學校ニ對シテハ其土地所有權ヲ認ムルコト
- 三、從來日支間ニ警察事故ノ發生ヲ見ルコト多ク不快ナル論争ヲ釀シタルコトモ尠カラサルニ付此際必要ノ地方ニ於ケル警察ヲ日支合同トシ又ハ此等地方ニ於ケル支那警察官廳ニ多數ノ日本人ヲ傭聘セシメ以テ一面支那警察機關ノ刷新確立ヲ圖ルニ資スルコト
- 四、日本ヨリ一定ノ數量(例ヘハ支那政府所要兵器ノ半數)以上ノ兵器ノ供給ヲ仰キ又ハ支那ニ日支合辦ノ兵器廠ヲ設立シ日本ヨリ技師及材料ノ供給ヲ仰クコト

- 五、武昌ト九江南昌線トヲ聯絡スル鐵道及南昌杭州間、南昌潮州間鐵道敷設權ヲ日本ニ許
與スルコト
- 六、福建省ニ於ケル鐵道鑛山港灣ノ設備(造船所ヲ含ム)ニ關シ外國資本ヲ要スル場合ニ
ハ先ツ日本ニ協議スヘキコト
- 七、支那ニ於ケル本邦人ノ布教權ヲ認ムルコト

(二) 支那の消極的抵抗と伯の隱忍

(成る可く威壓の『對支常道』を避けんとす)

交渉は忽ちにして波瀾を現出した。例へば、永く續いた好天氣に乗じて出帆した船が、翌日は大暴風に遭遇し、剩さへ、暗礁を隨所に發見したやうなものであつた。大正四年一月十八日午後四時、日置全權は、伯の訓令全文を袁世凱大總統に手交したが、翌日、外交次長で比較的溫良と言はれた曹汝霖氏は、日置公使を訪ね、『大變なお土産を持歸られて有難い仕合せである』と、皮肉な挨拶をした。また袁氏は、坂西中將に向つて、『日本は平等の友邦として支那を遇す可き筈なるに、何故に豚狗の如く奴隸の如く取扱はんとするか』と、語氣荒々しく申入れたと云ふ。

さて袁世凱氏が第一に採つた方略は、遷延策であつた。即ち (イ)一週一回土曜日に會議すること、(ロ)逐條審議の方法を採るの二點に據り、その間に故障を生せしめて交渉を有利に導かうとした。伯は之より先き、一月十六日附の訓令に於て、『條約又は取極の各號は、各條に付支那側と討議せらるゝ事を避け、各號一括して交渉相成こと得策と認むるに付云々』と述べ、更に二月三日、日置全權に宛て、

『支那側は談判遷延を圖る底意なるに相違なきに付、貴官は陸總長に對し、本件は尋常一様の外交問題と異なる次第なるを以て、夜に日を繼ぎても取急ぎ話を進むるやう取計方嚴重申入れられ而も談判の進捗思はしからざるに於ては、陸總長を差措き直接袁總統と會商を遂ぐべき意氣込をも示され極力談判促進に努められたし』

と訓令して居る。日支雙方が、交渉進捗に就いて正反對の方向を取つて居るのは、正に二挺の楫を逆に取るに等しく、交渉の舟足は滑らう筈が無かつた。

支那は極力交渉を遷延する一方に、日本の要求を減殺する手段を講じた。例の各將軍電稟案などは其第一着手であつた。各督軍に條件を内示して苦衷を告げ、

『斯かる過重の要求は部下軍隊の一齊に激昂反對する所なり』と云ふ旨を政府に電稟させたりした。第二には、新聞に反對論を激越に書かせた。同時に在支外國新聞特派員に希望條項の祕密を漏らし、又は交渉の模様及び我が要求を過大に捏造吹聴して之を海外に宣傳させ、以て反日本の輿論を内外に起し、以て第三國の干渉を期待し、交渉の末期に米國から仲介の申入れが起つた事は後に判る、又は、日本内地に外交不進捗の攻撃を喚起させて、政府の讓歩を餘儀なくさせやうとした。更に第三には、有賀顧問(長雄博士)を我が元老への密使として特派し、要求の削減を勸説させ、此方面から政府を掣肘しやうと試みた。

随つて二月十二日に支那が提出した對案の如きも、我が要求とは天地ほどの差があつて、謂はゞ日本を馬鹿にしたものであつた。第五號全部の撤回は勿論、第二號の滿洲に於ける租借權以外の條項に對しては、一律に我が原案の要求を削除輕減したのみならず、日本軍の青島攻撃は支那領土内に損害を與へたから之を賠償せよと言ひ出したなどは、誠に言語道斷の沙汰であつた。

併し、伯は必ずしも公憤しなかつた。日本の要求を全部通し得るとも考へて居

なかつたので、支那の希望も、入れ、相當の讓歩を試みやうとした。そこで二月十六日に、我が原案を緩和修正して臨んだが、然も支那は少しも誠意を示さず、所謂曠日彌久の策戰を公言して憚らぬ有様であつた。即ち、日本が假令兵を用ふるとも、支那の併合は出來ぬ、支那は無抵抗で奥へく、と一時通げる。日本は『獨り相撲』を取り疲れて了ふ。また其間には、列國の干渉も來るに相違ないから、結局は日本は損をするばかりで、支那は此覺悟があれば驚ろくを要せぬと云ふ揚言が、公然と政府筋からも漏れて來た。この態度は、日本が初めの間、列國に祕して居た第五項(希望條項)が中外に漏れて、列國の人氣を惡くしてから一層劇しくなつた。

伯は最早や山東還附の誘引條件を主とする平和的交渉のみでは、到底話が纏まらないので、協定を促進するためには、多少の威壓條件も加味せねばならぬと考へた。蓋し、威壓を用ひずして支那との讓與協定が成立した例は、列強對支那の外交史に於て、未だ之を發見することが出來なかつたからである。

然も伯は、有力なる筋の希望した威壓論には應じなかつた。國論の一部には、疾くに武斷論あり、また元老を繞る一派には、最後通牒の簡單有力なるを力説した向

もあつたが、伯は頑として自己の外交全權を主張し、是等の有力なる干渉を排除した。而して伯の加味した強壓手段は、謂はゞ條約の範圍を遠く出でない程度のものであつた。即ち三月初旬には、(イ)滿洲駐屯の師團交代期を利用し、後任師團の出發を早めて、前任師團の歸還を不定に延期し、(ロ)山東守備軍に就いても、同様の手段を取らしめる事に決定した。更に第二段の方法として、(ハ)北清駐屯軍を各國申合せの兵數の限度まで増員し、(ニ)鄭家屯及び新民屯に増兵又は出兵し、同時に吉長鐵道を押収するの實勢を示し、之を交渉上の威壓條件に利用するの肚を決めた。即ち軍の形を以て日本の決心を示さんとした。

この間、伯の『非武斷的』即ち平和的外交の本心を語り、併せて、伯の強い外交主張であつた面目を語る二つの事件を略記して置く必要がある。

一つは、伯が陸軍側その他からの武壓手段論を強く排斥した事である。而していよく支那の不誠意明白なるに面して、威壓の手段を決心した場合にも、其範圍を、『條約に規定された兵員までの充實』に限つて、軍部の昂奮を抑制し、更に進んで吉長鐵道押収の示威運動の爲の『鄭家屯増出兵』に關しても、陸軍側の大出兵説を

一蹴したのである。就中之に關し、『已むを得ざれば』と云ふ條件で新民屯出兵の内議だけを整へた處、岡陸相が單獨に夫れを上奏して御裁可を得た事がある。伯は之を耳にするや、烈火の如く憤り、即刻、陛下に拜謁して陸相の上奏を取下げた。伯は、實に斯のやうに軍部の熱望を抑へ、出來る限り平和の手段を念願したもので、この點、世上の批評とは正反對の真相が秘められて居る。

また交渉の事實に徴しても、伯は三月九日、日置全權に對し、右の諸方法を支那側に警告的に説明する以前に、尙ほ外交上一切の手段を盡し、飽くまで辛抱強く折衝を重ねるやう訓令して居る。不幸にして支那側の不誠意は、反對に増大するの奇觀を呈し、交渉は一向に満足な展開を得なかつたのである。

(三) 彼の不誠意の實録と我が讓歩

(日置公使の最後通牒論を宥めた真相)

文字通りの朝令暮改を、支那は計畫的に行ふものと認める外は無かつた。きのふ陸徵祥全權の約束したことは、次の會議で取消され、其時に對案として豫約した

ことは、また其次の會議で變改された。夫れ故に、八分通り協定が濟んだ條項が、他項の變更の結果、一舉にして總崩れとなるやうな不都合が、再三再四反覆され、月は早や四月(天正四年)に入るも、旅大租借期間延長の件以外は、殆んど何一つ纏まらぬと云ふ酷い成績が、支那の遷延策の結果として生じた。

例へば滿蒙條項中、邦人の鑛山採掘區として九箇の鑛山を要求せるに對し、支那は初め一年の踏査期間を要求したが、日本全權の反駁に遭つて大體原則を認めた。然るに、二週間後には、農商工部の意見だと稱して『斯くては許可する前に委員を派して各鑛山を實地踏査する爲に長日子を要する故、最初のやうに一年の期間を求むる云々』と、氣の長い、且つ破約一向お構ひ無しの暴論を吐くのであつた。更に改變虚構の最も著るしい一例として、茲に東部内蒙古に關する交渉の一節を掲げることは、當時の外交真相を適評するに絶好の資料ともなるであらう。

我が國民が、一口に『滿蒙』と呼んで、此二つの地方を同一視し、共に我が利圈勢圏の對象として居た事は、嘗に既定の事實であつた許りでなく、地理的にも政治的にも理由があり、且つ明治四十年、並びに四十三年の日露協約も之を保障したもので

あつた。然るに支那との條約關係は、此點が不完備であつた爲め、伯は要求の第二號第二條から六條に至る五箇條に於て、滿蒙に於ける邦人の土地所有權居住權採鑛權鐵道權及び顧問權の確立を擧げたのである。此第二號こそ、伯の要求の核心を成し、原則として不可讓の決心に立脚したものであつた。我が國民も擧げて此諸要求には無條件の後援を誓ふものであつた。

然るに、支那は此要求眼目に對しても、最初から頑強なる抵抗を試みた。即ち滿蒙を全く異なる二地方と認め、日本は後者(東部内蒙古)に對しては何等の要求權無しと云ふ論陣を張つて動かなかつた。激論二箇月餘に互つたけれども、何うしても決しない。そこで、日本は、支那側の『考慮』を前提として此商議を後廻しにし、四月十五日の第二十三回談判に當つて、改めて其約束した『考慮』の結果を質す段取となつた。然るに陸全權は、從來幾回も述べ立てた理論を、次の如く蒸返した。

『東部内蒙古地方の文化は著るしく幼稚で、民智は甚だ開けず、交通亦不完全にして、隨つて支那政府は、同地方に入り込む外人を保護し得ない。現に旅行者にも、非常な制限を加へて居る状態であるから、到底南滿洲同様の地位に置く譯には行かない。且つ、日本國が歴史上政治上、

南滿洲に對し特殊の地位を占めやうとするのは、或は相當の理由ありとも認めるが、東部内蒙古に付ては、何等斯の如き特殊の理由が存在しないから、支那は日本の希望を容ることが困難である。併し、支那政府は、特に日本國の希望を尊重し、他日、同地方の風氣開發し、諸般の事情が容るすに至れば、東部内蒙古地方に、商埠を添設して日本人の希望を充たさうと思ふ。』

即ち概括的に東部内蒙古を第二號より除外することを主張したのである。日置公使は容を改め、『滿蒙を同一視することは國民舉つて緊要視する重大問題であるから、現政府は如何なることありとも非常なる決心を以て之を解決せざれば已まないであらう』と縷説した所、陸全權は直ちに應じて、『東部内蒙古問題が夫れ程に日本に重要であり、且つ現政府の爲に困難を來すべき問題ならば、支那政府にも最困難を感ずる第五號問題（希望條項）と交換的に解決することゝしては如何。即ち日本國政府に於て、此際第五號を全然撤回せらるゝに於ては、支那政府は東蒙問題を成るべく日本國の希望せらるゝ様考慮しやう』と答へた。日置公使は、東部内蒙古を南滿洲と同様に考量するならば、第五號の解決に無論影響があらうとは信するが、何等約束をする立場に居ない旨を答へて別れた。

一日を置いた四月十七日、支那の約束は、掌を返す如くに容易く違反されて居た。我が全權は先づ第二十三回談判に於て、第五號の問題と交換的ならば、東部内蒙古問題は出來得るだけ日本國の希望に應ずる様考慮するも一案ならんとの事であつたが、今日は専ら此件を議し度いと申入れた所、陸全權の答は、實に次の通りに豹變されて居た。

『そも、第五號は、初より商議に應ぜざるの決心なりしに拘らず、日本國政府の強ひての希望し難く、單に不同意の理由を説明するの意味にて意見を交換したる次第なる故、東部内蒙古問題と交換的に解決すべき性質のものにあらずと云ふ事に政府の意見が一致した。元來、東部内蒙古は南滿洲と其地位を異にする次第は逐次の説明通なるのみならず、該地方は、支那の首都たる北京の藩屏をなすを以て、此地域に於て日本國に對し權利を附與する時は、自然之に均霑して其附近に他の外國も同様の權利を獲得せざれば已まざるべく、斯くては一國首都の藩屏に外國の勢力を侵蝕せしむることゝなり、支那政府の最も困難を感ぜざるを得ざる次第なり。隨つて、此際支那政府としては、他日適當の時機に商埠地を添設すべきことを約束し得る以外、東部内蒙古に關しては何分の約束をも爲すことが出來ぬ。』

之では單に不誠實と云ふ許りでなく、日本の重要な東蒙に於ける要求を悉く峻拒するものである。日置公使が伯に『最後通牒』を請訓したのは、實にこの會商の直後(十七日夜であつた)。其要點は(イ)この上論議を重ねても商議は進展の見込絶無なること、(ロ)第五號に關して、英米から日本に交渉のあつた事を干涉の第一歩と見て、支那の態度一層悪化したこと、(ハ)支那に於ける排日熱の昂騰、(ニ)在支英米人の日本を誹謗すること極端に趨り、在留邦人との關係にも意外の事變を及ぼすかも知れぬこと、(ホ)依つて今や最後の決意を示し、回答の日限を切つて、具體的協定案を強制するの時機到來せること等を詳述したものである。

勢と實情とは、遂に最後の手段に俟つ外は無いやうに見えた。併し、伯は尙ほ他に擇ぶ可き途は無いかと考へた。即ち支那の言ひ分を容れて大讓歩を爲すか、最後通牒に依つて我が主張を貫くか、其二途の中間に於て、妥協の策は無いかと考慮した結果、茲に其一策を案出した。夫れは、一方に、三箇月間に於ける支那全權の主張を検討して彼等の面目を救ふ點を捉へ、他方に、我が要求を極限までも縮少した線を劃し、之を點綴して合理的讓歩案を作製し、膠州灣の還附をも聲明し、之を最後

的の修正案として支那側の同意を求めたものである(四月二十六日)。即ち伯は、此時に至つても尙ほ、武力手段に訴ふることを避けやうと努めた。

(四) 遂に最後決意の真相

(四箇月二十六回の談判の末に)

之より先き、我が國論は殆んど擧げて強壓手段を主張し、伯の外交の『軟弱』を責める聲も高かつた。況して、支那政府當局は、『國民に對して顔を立てる爲に日本から最後通牒を一本戴き度い』と申入れた事實さへあつた。霞ヶ關の輿論も亦、武力の示威に一致して居た。然も、伯は飽く迄も平和的手段を追つた。

三月上旬、有力筋からの強壓手段説に對しても、滿洲及び青島軍の交代期間を促進又は延長するの論據ある手段を以て説得した。日置全權の最後通牒の請訓をも抑制した。更に非常の手段に訴ふる外打開し難い形勢の略ぼ定まつた四月下旬に及んでも、尙ほ前記の讓歩案を以て臨んだ。而して其日の訓令にも『國論が武力手段に一致せる實勢を、支那全權に痛切に警告して我が最後の條件を容れしめ

るやう説得す可し』と述べて居る。諸方面からの武力主義に對抗して、伯は最後まで平和手段の主張を守つたのである。

然るに五月一日、支那が最後の修正案を提出するに及んで、外交一切の手段は焼盡されて了つた。我が四月二十六日の修正案と膠州灣還附の大讓歩とは、支那側に於て殆んど一笑に附する程の不誠意を以て迎へられた。況んや支那は、その對案に『最後の』の辭を冠して増長の限りを示した。茲に至つて、二日午後、伯を包んだ外務省の首脳部は、一齊に、卓を叩いて『最後通牒』を熱説するに至つた。

伯も勸忍袋の緒を切らして了つた。威壓手段を用ひずに支那から利權讓與を獲得せんとした伯の胸裡の祕願は、遂に放棄されねばならないと觀念した。歴史は、支那から讓與を得るの常道が威壓手段の外に無いことを語つて居た。然るに伯は、此手段を避け、平和的に大讓與を得るの國際的新記録を作らうと期して居た。斯くして我が平和外交を世界に誇り度いと云ふ壯大なるアンビションを持つて居た。今や、相手は夫れを許さぬ。依然として『威壓の常道』の外に道なきを知つた。伯は失望の裡に、遂に意を決した。

茲に注意す可き現象は、伯が最後通牒の斷案を下すに當り、問題の第五項（即ち第五號の希望條項）を除いて了つた事である。この項こそ、交渉の癆とまで云はれたものである。然らば最後手段に際して之を除くのは、一寸理窟が合はぬやうにも考へられた。之を除く位なら最後手段に依らずに解決が出来はせぬかとも考へられた。事後の批評家は此點を指摘する。否な、當時の首相大隈侯は之を伯に反問したのであつた。五月三日、午前十時から夕刻に互つた閣議に於て、この點は最も多く議せられた。首相は、最後手段に出づる以上は、第五號もその儘一括して解決した方が宜からうと提議し、閣僚の多數も、口には出さなかつたが、同感のやうな空氣であつた。

この時、伯が莊重なる語調もて之を駁した一言は、よく伯の眞意を後代に傳へるものとして記憶されねばならぬ。伯は明快に述べた。

『最後通牒に依る要求は、世界が認めて合理的と首肯するものでなければならぬ。帝國が武力手段に訴へても貫徹を期する程の要求は、絶對的のものでなければならぬ。世界の一部分から多少でも疑を受けるやうな項目は、その中に挿

入す可きで無い。第五號は初めから希望條項と稱して、他の要求條項と區別して置いたものである。絶対に通さねばならぬと云ふ性質のものでは無い。世間では第五號のみが難問題の如く考へて居るやうであるが、事實は左うでは無い。茲に最後手段を要するに至つたのは、實に滿洲及び東部内蒙古に於ける要求を完成する爲に發して居るのである。希望條項は其文字の示す如く「希望」に過ぎない。而して夫れは今回の手段とは深い關係が無いのである。同時に、我が最後手段を合理ならしめる爲には、夫れ等は當然撤回又は延期されねばならぬものである云々。』

即ち知る、伯の要求眼目が一に滿蒙に在り、而して支那が容易に之を容れなかつたことを。また問題の第五項は、伯から考へて實は迷惑な條項(餘儀なく加へた條項)で、初めから重きを置かなかつたことを。將又第五號を除いた修正案を、もう一度支那に提議したら恐らくは成立したであらうと云ふ批評も、當時の實情に於ては、不可能と考へられて居たことも想察される所である。

左り乍ら飽く迄も平和手段を望み、之に依つて我が對支外交に國際記録を作らんとした伯の合理的野心が、遂に實現されず、剩さへ其武力手段が後代まで伯に祟つたのは、よく／＼の不運と言はねばならぬ。最後手段は、一に支那の不誠意の産物と言へる。然も、伯にして劇務の疲れ無く、一意この外交のみを靜思するの餘裕があつたならば、或は更に一步、平和的解決の新方途(例へば所謂第五項を撤回して)を考案したかも知れぬと云ふ想像は成立するであらう。

内閣の事實上の總理として政務萬端に參畫し、同志會總理として當時の紛雜せる黨務を處理せねばならなかつた伯にとつて、この外交の負擔は一身には餘りの分量を加へたものであつた。加ふるに、元老その他の容喙と註文とは、伯の焦慮を誘致せずには措かなかつた。然も、慎重隱忍四箇月の平和的談判を積んだのは、眞に容易ならぬ苦心であつた。而して勢と實相とは遂に最後手段を要求した。さて斯う決心するや、伯は其進路を妨げる何物をも撥き退ける強さを發揮し、寸毫の躊躇をも見せなかつた。

(五) 最後通牒

(元老の反噬を排して)

武力手段の勸告や希望を聞き入れず、軟弱の評まで受け乍ら、四箇月の交渉を盡したが、いよ／＼駄目と見極はめた後は、脱兎の勢を示した。五月四日の元老會議に於ては、山縣、松方、兩元老の躊躇を叱咤するやうな概があつた。元老は『保留』を以て其日の會を散じた。然も其夜、伯は元老の意思如何を問はず、最後手段を敢行するの意を枉げず、通牒案の起草を進めたのである。

而して、いよ／＼之を決行する爲の御前會議(五月六日)に臨むや、山縣公は『不發の爆彈』を伯の面前に投じた。この經緯は、上卷概念篇第一章に略記したから茲には反覆しない。而して最後通牒の全文は次の通りである。

『抑も帝國政府が支那政府に對し今回の交渉を開始したるは一は日獨戰爭に因り發生したる時局の善後を圖ると一は日支兩國の親交を阻碍するの原因たるへき諸種の問題を解決し兩國友好關係の基礎を固くし以て東亞永遠の平和を確保せんとするに在るものにして本年

一月我提案を支那政府に申入れてより以來今日に至るまで胸襟を披らき支那政府と會議すること實に二十有五回を重ねたり此間帝國政府に於ては終始妥協の精神を以て我提案の要旨を解説し同時に支那政府の主張に至ては細大努めて之れに聽き圓滿和平の間に解決を見んことを努めたるに於て實に餘蘊なきを信す交渉全部の討議は第二十四回會議即ち客月十七日に於て略終了したるを以て帝國政府は交渉全部を通して支那政府の論議したる處を參酌し最初編製したる原提案に對し多大の修正讓歩を加へ同月二十六日を以て修正案を支那政府に提出し其同意を求むると同時に若し支那政府にして該案に對し同意を表するに於ては日本か多大の犠牲を以て獲得したる膠州灣一帯の地を公正至當なる條件の下に適當の機會に於て支那に還附すへきことを聲明せり

帝國政府の修正案に對し五月一日を以て支那政府の與へたる回答は實に全然帝國政府の豫期に反するものにして嘗に支那政府が該案に對し誠意ある研究を加へたるの痕を示さざるのみならず膠州灣還附に關する帝國政府の苦衷と好意とに對しては殆んど一顧の勞をも與へざるものなり元來膠州灣の地たる商業上軍事上實に東亞に於ける一要地たり之を獲取するか爲に日本帝國の要したる血と財との尠少ならざることば言を俟たず而して一たひ之を我手に收めたる以上之を支那に還附するの義務は毫も之なきなり然るを敢て之を還附せ

んとするは誠に將來に於ける兩國國交の親善を思へはなり然るに支那政府に於て之を察せず帝國政府の苦心を諒とせざるは實に帝國政府の遺憾禁する能はざる處なり支那政府は晉に膠州灣還附に關する帝國政府の情誼を顧みざるのみならず帝國政府の修正案に對する其回答に於て同地の無條件還附を求め日獨戰爭に際し日本か膠州灣に於て用兵の結果生したる避くへからざる各種損害の賠償の責に任せんことを求め其他同地方に關係し數項の要求を提出すると同時に更に今後日獨講和の會議に参加するの權あることをも聲明せり殊に膠州灣無條件還附若くは日獨戰爭の爲めに生したる避くへからざる損害の賠償を日本に於て負擔すへしとの要求の如きは日本に對し到底其容認する能はざること明白なる所のものを求めんとするに外ならず而も支那政府は右要求を含める今回の對案を以て其最後の決答なりと明言せり従て日本に於て此等の要求を容認せざる限り他の諸項に關し如何に妥協商定する所あるとも是等は皆遂に何等の意味をも有せざることゝなるべく結局支那政府今回の回答は其全體に於て全く空漠無意義のものとなるに至るへし

加之翻て帝國政府の修正案中他の條項に對する支那政府の回答に就て考ふるも元と南滿洲及東部内蒙古の地たる地理上政治上將た商工の利害上帝國の特殊關係を有する地域たるは中外の認むる處にして此關係は實に帝國か前後二回の戰役を経たるによりて特に深きを

致したるものとす然るに支那政府は此事實を閑却し帝國の該地方に於ける地位を尊重せず即ち支那政府の代表者か會議の席上言明したる處に基きて帝國政府か互讓の精神を以て案出したる條項に付ても支那政府の回答は濫りに之を改刪して代表者の陳述をして一片の空言に止らしめたるものあり或は一方に於て之を許しなから他方に於て之を禁せんとするか如きものあり支那當局者の信義と誠意とは全然之を認むるを得ず

將又顧問に關する件學校病院用地に關する件兵器若くは兵器廠に關する件南支鐵道に關する件等に關しては帝國政府の修正案は關係外國の同意を條件としたるか若くは支那政府代表者の既に言明したる處を記録し置かんとするかに止り何等支那の主權又は條約に牴觸するものにあらす然るに支那政府の回答は單に主權又は條約等に關係ありとして帝國政府の希望に應ずることを拒絶せり

帝國政府は支那政府の此の如き態度に鑑み此上協商を繼續するの餘地殆ど之なきを遺憾とするものなりと雖も極東平和の維持に眷々たる帝國は努めて本交渉を圓滿に結了し時局の紛糾を避けんことを冀ひ難きを忍ひて更に隣邦政府の情意を酌み曩に帝國政府の提出したる修正案中第五號の各項に就き已に兩國政府代表者間に協定を経たる福建省に關する公文交換の一事を除くの外五項は本交渉と引離し後日改めて協商することゝなすを承諾すへ

きにより支那政府に於ても亦帝國政府の諒とし他の各項即第一號第二號第三號第四號の各條項及第五號中福建省に關する公文交換の件に付ては去る四月二十六日を以て提出したる修正案記載の通り之に對し何等改訂を加ふることなく速に應諾せんことを茲に重て勸告し帝國政府は此勸告に對し支那政府より來る五月九日午後六時迄に満足なる回答に接せんことを期待す右期限迄に満足なる回答を受領せされは帝國政府は其必要と認むる手段を執るべきことを併せて茲に聲明す』

(六) 之を天下に訴ふ

(支那の不誠意は一目瞭然)

飽くまでも強壓手段を避けやうとした伯の希望と努力とは、遂に空に歸した。而して最後手段の決行に就いては、素より幾多の理由が働らいたのであるが、其根底が、支那側の驚ろく可き不誠意に在つたことは疑ひの餘地が無い。

伯は之を天下に説明するの必要を痛感した。そこで五月七日、稀に見る浩瀚なる公文書を發表して、此交渉が到底尋常の外交手段では解決の出來なかつた事情、

並びに夫れを不可能ならしめた責任の所在に就いて、詳細なる陳述を試みた。支那側の態度が、如何に軌道を外れた不誠不實に終始したかは、其文中に一目瞭然たるものがある。参考の爲め、その『日支交渉顛末』の一節を轉載して置く。

『前略』 叙上の趣旨に基き慎重審議の結果提出したる要求に對し支那政府は或は交渉の當初より其内容を嚴に祕密に附し置くべき約束あるを無視し提案各條項を故意に誇大にし又は誣曲捏造を加へて外間に流布し以て列國の我に對する反感を挑發せんとし或は談判の内容を隨時新聞に記載せしめて交渉の進行を阻碍し或は帝國に不利なる報道を捏造し以て帝國と與國との關係を離間せんと試み或は膠州灣の無條件還附日獨戰爭に依り生したる損害の賠償等の要求を提出する等交渉の圓滿解決を圖るの誠意なきものと認めらるゝのみならず我方に於て十分誠意を披瀝し要求の趣旨を反覆説明すると共に支那側の腹藏なき意見を聽取するに努めたるに拘はらず支那當局は我方の友好的態度を諒とせず漫りに交渉の遷延を圖りたるは掩ふへからざる事實なりとす

帝國政府に於ては交渉開始以來二十五回の會議を重ね三箇月餘の日子を費し有らゆる手段を盡して交渉の圓滿解決を圖りたるも支那側に於ては山東省に關する條項に付き略ぼ承諾の意を表するに至りたるも南滿洲に關しては其主要問題たる居住及土地に關する權利に

付き種々の制限を加へ東部内蒙古に關する問題及前記第五號に列記せる諸問題等に付ては或は國家主權に害ありと爲し或は他國との條約に牴觸すと爲し帝國公使に於て百方其然らざる所以を説示したるに對し毫も耳を傾くることなく全然和衷妥協の誠意を缺きたり然れども帝國政府は交渉の圓滿解決か東洋の和平維持の爲極めて緊要なるを思ひ支那側の主張を尊重し交讓妥協の精神を以て至大の讓歩を爲し去る四月二十六日を以て支那政府に對し修正案を提出したり(中略)

然るに支那側に於ては我方の交讓妥協の誠意を無視し五月一日に至りて更に我修正案に對する再修正案を提出し之を以て其最後の決定案なりと聲明せり右支那政府の修正案は南滿洲に關しては日本人の未開放地に於ける居住營業及土地賃借權を認められ共永租權を許與することを拒み且支那の警察法規に服従し支那人と同様に各種課税を納め土地に關する爭議に付ては日支人間は勿論日本人相互間の訴訟と雖總て支那官吏の審判に歸すへし等の條件を要求し東部内蒙古に付ては同地方の範圍を限局し我要求の眼目たる日支合辦の農業及附隨工業の經營を承認することを拒み且同時に膠州灣租借地の無條件還附及日獨講和會議に於ける支那政府參加の承認を求めたるのみならず日獨戰役に依り生じたる損害の全部を日本政府に於て負擔すへき旨並に同戰役に於ける日本軍の軍事的施設の即時撤廢及占領

地守備兵の至急撤退を要求し更に前掲我修正案中第五號の全部を拒絶するに至れり

加之支那政府修正案には自國委員の責任ある陳述の一部を否定し一旦撤回したる條項を復活せしめ或は既に協定済の事項を取消す等背信の廉尠からざるものあり殊に膠州灣無條件還附の要求若くは日獨戰爭の爲め生じたる損害賠償負擔の要求の如きは日本に對し到底其容認する能はざること明白なる所のものを求めんとするものにして而も支那政府は右要求を含める對案を以て其最後の決定なりと明言せり従て帝國に於て是等の要求を容認せざる限り他の諸項に關し如何に妥協商定する所あるとも是等は皆遂に何等の意味をも有せざることゝなるへく結局支那政府修正案は其全體に於て全く空漠無意義のものとなるに至るへし

帝國政府は支那政府の此の如き態度に鑑み此上交渉を繼續するの餘地殆んど之なきを遺憾とするものなりと雖極東和平の維持を願ひ努めて本交渉を圓滿に結了し時局の紛糾を避けんことを冀ひ難を忍ひて隣邦政府の情意を酌み我修正案中第五號の各項は本交渉と引離し後日改めて協商することに決定し右の趣支那政府に申入れしむると共に同政府に於て帝國政府交讓妥協の精神を尊重し更に慎重なる考量を加へ我修正案に對し速に承諾の意を表すへきことを勸告せしめ同時に帝國政府は之に對し來る五月九日午後六時迄に支那政府の

満足なる回答を期待するものなる旨を聲明すへき旨五月六日を以て在支帝國公使に訓令せり』

(七) 支那應諾と條約の内容價

(伯の志は悉く満足された)

さて時の勢に乗じて五月一日(大正四年)に最後修正案を提出し、また曩には『一本最後通牒が欲しい』と言つた支那政府當局も、日本がいよ／＼斷乎たる措置を取ららしい情報に接しては、其内容も判らぬので今更ら乍ら狼狽した。五月四日・五日・六日の連日、曹汝霖氏は直接又は間接に日置全權を訪問して日毎に讓歩の度を加へ、商議の再開を申入れた。併し乍ら、我が廟議は既に決し、六日には英・米・露佛の各國に、我が最後通牒の内容を通知濟でもあつたので、其場になつて商議の餘地も無く、日置全權は七日午後三時、最後通牒を外交總長陸徵祥氏に交付した。

陸徵祥氏は九日午前一時、我が公使館に日置全權を訪ねて應諾の回答文を手交し、五月二十五日、本篇末に録する通りの條約及び取極に調印を了した。一月十八

日、帝國が本案を提出した日から實に百二十八日目である。

重ねて言ふ、伯が所謂第五項の殆んど全部(福建省の件を除く)を撤回又は後日の商議に延ばした事は注目せねばならぬ。最後通牒を以てする以上、是等各條を承諾させるのは決して難事ではないのに(事實、曹汝霖氏が四日・五日に來訪私談した語調から察すれば、支那は第五項中の或る條項をも承諾する事に決心したやうであつた)、敢て自發的に之を避けたのは、伯が素々それ等の要求の眞價に就いて、多くを期待して居なかつたことを語るものである。即ち後節に掲ぐる伯の述懐と併讀すれば、その間の眞相が明解されるであらう。

さて讓歩す可きは悉く讓歩し、彼のマンチェスター・ガーヂアン紙(多くの場合に日本に快からぬ英國の有力新聞)さへも『日本が最後通牒を提出するに當つて更に讓歩を敢てしたのは多とせねばならぬ』と評したほどの讓歩を試みた。然も、成立した條約は我が要求の根本を確保して伯の衷心の所願は悉く達成されたのである。即ち(一)旅順・大連の租借期間、並びに滿鐵及び安奉線の經營期間を九十九箇年に延長して我が滿蒙優越權の根底を確立したのを初め、(二)同地方に於て數年來紛

擾の因を爲し、又、今後其虞れある鐵道敷設權及び諸鑛山の採掘權を殆んど我が一手に收め、(三)更に滿洲に於ける農業經營又は商工業建設物の爲に土地を商租するの權利を得たことは、我が滿洲經營の基礎要件を收得したもので、邦人の經濟生活上の安定は、茲に初めて保全される事となつた(商租は袁世凱氏の發明した字で、三十年毎に無條件に更新し得る一種の永代租借權である)。

それから、(四)漢冶萍公司を日支合辦として、鐵鑛の供給を確保した事は、日露戰爭に際して、我が軍需品の鐵原料が同鑛山から供給された史實に鑑みても、將又、平時工業文明の建設に資する點から考へても(八幡製鐵所は漢冶萍の鐵鑛を原料として立つて行く)、效果甚大なるは説明を要せぬ。況んや支那は、同公司を國營とする希望を持ち、又一部には、米獨の資本を迎へて日本資本家の既定權を極力制限せんとする腹案のあつた事を顧みれば、一層本條約の効果を痛感せざるを得ない。

其他の諸權利、いづれも支那から起る虞れある、東洋平和に對する脅威の原因を除いたもので、我が國論は勿論、海外に於ても、權威ある言論は多く此條約を妥當且つ適切であると評した。但だ最後通牒に訴へた其手段上の是非の疑問と、支那の

宣傳用の『二十一箇條』が世界に捲き起した波紋に對する批判とは、別個の問題として残るのである。

而して『非難も不人氣も、之を甘受して敢て辯解はせぬ。滿蒙の我が特殊權益が條約に依つて確定され、ば我が信念は悉く満足である』とした伯の胸底記は後節に譲る。

第三章 反響と伯の心事

(一) 英國との難交渉

〔奇異の感』を以て終つた理由〕

斯く日支間の交渉が終始難礁に突き當つた以外に、此問題に關する諸外國の態度も、必ずしも吾に對して圓滑ではなく、伯は、此方面に於ても、少なからず、心を勞せざるを得なかつた。英米兩國からは、幾度となく、希望或は忠告、又は、軽い抗議と見る可き申入れもあつて、多少の紛糾を見たのである。

言ふ迄もなく、支那が、列國の干渉を待つて、條件の緩和を計らうとした事は、其傳統策として豫見されたので、伯は此問題に就いて、列國との間に頻繁に交渉の生ずることを努めて避けるやうに、當初から考へて掛つた。問題の第五項を列國に祕したのも、要するに、質疑應答の面倒な事項、且は、日本が是非共獲得を要しない條項は、之を後日の通告、諒解に譲り、何よりも先づ、早く條約の調印を了するに如かずと

云ふ希望に出でたものである。然るに、その希望は裏切られ、露佛の兩國が少しも異議を唱へなかつたのに反し、今度は、英米の二國から多くの質疑が繰返され、夫れが、可成り強く北京の空氣に影響を及ぼしたのである。

伯は此交渉と同時に、英國には、逸早く内容を通告する情誼上の義務を感じて居た。同盟國である上に、前々年、グレイ外相との諒解から推しても當然であつた。依つて一月八日(天正四年)、井上駐英大使に要求條項全部(希望條項を除く)を内報して置いて、交渉開始後直ぐに、内密の含みとして之を英國に通告させたのである(一月二十二日)。然るに日を同じうして、在東京の英國大使は、伯を外務省に訪れ、グレイ外相からの來電として、(イ)英國臣民の既得權に牴觸するやうな要求、若しくは希望が提出せられたのならば、至急、英國政府と隔意なく協議されるものと信ずる、(ロ)支那の領土及び獨立を害するものと認められるやうな要求は、提出されないとを望む、と云ふ二項を日本政府に申入れた。

我が要求及び希望條項は一月十八日の夕刻に支那に提出されたのであるから、支那が直ちに之を英國に祕報しない限り、英國から、前記の照電が、二十一日に日本

に届く筈はなかつたと思はれる。それは兎に角、伯は英國大使に向ひ
『特に英國政府から故障を申入れられる筋のものは無いと信するが、假りに在
つても、願くは交渉終了の上に爲され度い。それとも、是非それ以前に申出を必
要と認められるものがあるならば、素より聴取考慮するけれども、支那側へは、何
事をも申入れられぬやう切望する。また英國の照電中、(イ)の趣意が、若しも南
支鐵道の件にありとすれば、交渉終了の後に英國と直々に談合して容易に解決
し得ることを茲に言明して置く云々』

と答へて其話は一先づ終つた。其後、英國は北京交渉の進行を注視して居たが、三
月八日に至り、『英國政府が日支問題より起生す可き政治上の事態進展を深憂し
つゝある』旨を開陳し、同十日には、南支鐵道問題に關して長文の抗議を提出した。

而して形勢が漸く切迫して來た四月二十八日、英國は『日支國交の破裂は痛憂
事なれば、日本は之を避けられ度、萬一破裂するも、其原因は日英同盟の精神と衝突
せざるやう熱望する』旨を申出た。更に五月四日には『所謂第五項の件、顧問の過
半數を要求する件、兵器供給獨占の件等が難點の由傳へらるゝも、若しも是等の諸

點が日支間國交破裂の原因となるに於ては、英國の輿論はこれを同盟精神の違反
と考へるであらう』と警告して來た。伯は、右の諸點が事實に相違する旨を詳しく
説明したが、グレイ外相は、尙ほ交渉の決裂と英國々論の傾向とを深憂し、或は國內
策の爲に、日支論點の相違の真相を公表するの要ある旨を電照して來た。伯は之
に同意し、疑問及び誤解多い諸點を詳しく英國大使に説明すると同時に、井上大使
をして、支那の最後修正案、日本の讓歩、並びに、此交渉が、強壓に依る以外に結了の道
なき形勢等を事細かにグレイ外相に口述させたのである。

之は五月六日のことであるが、同日午前、英國大使から『強壓的手段に訴へる場
合には、一應英國に諮つて欲しい』旨を陳述して來た。伯は、事態が寸刻に急迫して
居る事情を述べ、最早や強壓手段は期日の問題で、是非を諮るの違が無い迄に進ん
で居るから、左う諒解され度く、その實行の前には、逸早く英國政府に通告すると答
へ、その翌日之を英國に通知して、八日、實現を見るに至つた。

この交渉に關聯して、英國政府の有力者は、我が當局と會談の折、*I feel very keenly
as an Englishman.*と漏らしたと傳へられる。信義に基く友人が奇異の感を禁じ得

なかつたのは遺憾であるが、そこには又、避け難い事情もあつた。

そも、本問題の重點に關しては、夙に日英の間に諒解が存した。然るに、希望條項(第五號)を英國に内話しなかつた事に端を發した疑雲の一片は、在支英人が公使館員も、新聞通信員も、商人も、宣教師も、擧げて日本の要求に反對し、積消兩極面に互つて妨害を試み、自然英本國へも、日本に不利益な報告のみが喧傳される事に依つて擴がつて行つた。初め一片の疑雲は、聽てウエストミンスターの空一杯に擴大し、日英兩當局の疎隔を激成したことは掩ふ可からざる事實であつた。

加藤、グレイの兩外相が、若しも膝を交へて語つたならば、恐らくは一杯の茶を啜る間に、釋然として諒解されたに相違ない事件を、『奇異の感に堪へぬ』やうな誤解の裡に終結したことは、千秋の恨事でなければならぬ。

(二) 米國の抗議と伯の逆襲戰法

(動機を質した上で交渉を打切る)

伯は、英國よりも、寧ろ米國との質疑應答こそ、必らず頻繁に繰返されるものと豫

想して居た。米國の極東外交の輪廓から考へても、其豫想は付いた許りでなく、第一、我が對支要求の中には、米國が福建省に資本を入れて、軍事上或は通商上の根據地を計畫して居ると云ふ情報に基き、事前に之を防止するやうな條項を含んで居た。故に米國が、到底黙つて此交渉を見送る筈はないと豫見された。

果して、米國は決して傍觀しては居なかつた。最初の間は成行を注視して居たが、一月末(天正四年)支那の諸新聞が、要求は二十一箇條から成る旨を掲載し、而して二月十九日のシカゴ・ヘラルド紙が、條項の全部を報道するに及んで、先づ質疑の第一問を發し、『第五號の存在は眞實なりや』と問ひ合せて來た(二月二十日)。そこで日本は、其『希望條項』の内容と性質とを説明し、一旦は諒解を得たやうに見えたが、三月十五日になつて、ブライアン國務卿は、數千言に互る極めて長文の覺書を珍田大使に手交し、専ら我が希望條項の諸點に關する抗議を申入れた。其要は

『第一號山東の件、及び第二號滿蒙の件に就いては、米國政府は目下の處何等問題を提起するの意思を持たない。更に第三號漢冶萍の件、並びに第五號中學校病院鐵道及び布教權の件に關しても、米國は別に利害關係が無いと認めるものであるが、併し(イ)兵器、(ロ)福建省、(ハ)顧

問、(三)警察の四件に就いては、異議を申入れざるを得ない。米國政府は、決して、東洋に於ける日本の優越なる地位を嫉むものではない。米國政府の眞意は、たゞ支那の獨立領土保全機會均等の政策を擁護し、併せて同共和國に於ける米國人の適法なる權利利益を保持せんとするのみ』

と云ふにあつた。之に對し、伯は一々嚙んで含めるやうな懇切な説明を認め、ブライアン氏の覺書よりも長い訓令を珍田大使に送つた。

同時に、伯は米國の抗議の逆を取つて、國務卿に一本釘をさすの外交を案出した。鋭い太刀であつた。彼の抗議の出鼻を挫くと同時に、此機會に、居乍らにして收獲を得やうと考へた。即ち、懇切な應答の末、一の提議として『日米間の誤解を一掃する爲、福建省内に米國政府が海防の設備は勿論、鐵道、鑛山等、總て、同省に外國の勢力を扶殖する一切の企圖を否定するの約束』を結んで貫ひ度いと申込んだ。

誤解の急所を突嗟の外交で刺した。米國も答へねばならなかつた。四月に入つて、國務卿の返事が來た。夫れは『開港又は貯炭所等の海防設備に就いては約束しても差支へないが、商業上の件を約束することは、米國の國柄として出來難いこ

とを遺憾とする』と云ふのであつた。伯は、さらばとて、『その米國の意向を支那に内告して差支へなきや』と、間髪を容れずに問ひ詰めた。米國政府は、初めは少し躊躇するやうに見えたが、二三回の交渉の末に、それを承諾したので、早速支那に通告されたのである。斯うして、當時軍部の一大問題となつて居た米國の福建省根據地計畫の噂が、この交渉の副産物として確實に打消されたことは、兩國の爲に幸福で無ければならなかつた。

下つて四月十四日、國務卿は『兵器の件に就き、米國が日支間に仲介の勞を執る』の案を私見として申入れたが、珍田大使は即座に、夫れが却つて日支間の談判を妨ぐる所以を力説して提案を撤回させた。其後も類似の友誼的干涉の話が繰返され、其都度、日本から不干渉の要請が反覆された末、五月に入つては、米國も好く日本の立場を諒解し、五日附で次のやうな公文を發表し、翌日の各新聞に一齊に掲げられた程であつた。その要旨は

『日支兩國間の交渉案件は米國の權利利益を害するものに非ず。右は單に右兩國の爲に貢獻する所ある可きのみならず、結局は東洋平和の上にも亦世界の爲にも、有益なる可きを信ず

るものである云々』

と云ふのであつた。即ち我が對米外交は、當局者の間では成功した譯である。併し、何分にも收まらないのは、支那を幼い共和國、日本を軍國主義の侵略國と早合點した輿論であつた。いづれも國務省の見解を非とし、今や日本は武力に訴へんとして居るのに、米國が之を是認するのは國恥であるとまで騒ぎ立てる始末で、國務省も黙視し得なくなつた。恰度、日本が最後通牒を發すると云ふのを聞いて、ブライアン氏は、直ちに大隈首相に宛て、平和手段を熱望するの電報を發し、一方、英佛露三國に對し、米國と協力して平和的解決の爲に共同勸告を試みやうとした。併し、三國政府は不同意を表する一方に、國務卿も、我が大使の再度の力説に傾聽して其勸告案を撤回するに至つたのである。

然るに、米國の抗議が條約成立の後に再發したのは意外であつた。五月十三日には、『支那に於ける米國及米國人の條約上の權利、支那の獨立及領土保全竝に門戸開放の主義を害するものは之を承認することを得ず』と云ひ、同十七日には、『日支條約中、支那に於ける外國人の地位に變更を來すが如きものあらば、米國政府は

當然通報を受く可きものと思料す』との覺書を提出した。伯は之を不可解の覺書と認めた。直ちに一層鋭い覺書を米國大使に手交して米國の反省を求めた。伯の覺書に云ふ、

『米國政府の覺書の意味は一目瞭然、文言上何等疑義なき至極當然の説なれども、日本政府の知り度きは、その覺書の動機如何に在り。』

文は至極簡單であつたが、『動機如何』と突ツ込んだのは酷しかつた。

福建省の件と云ひ、この覺書と云ひ、何うしても下風に退がらぬ伯の外交であつた。米國政府も動機の質疑には、聊か當惑もしたらう。直ちに『該覺書は事前の注意の爲、米國政府の態度を記録に存し置くを可としたるに外ならず』と明答して來た。茲に於て、伯は、それなら別に抗議では無いから、是れ以上追談の必要なしと認め、米國との交渉は之で打切つて了つたのである。

(三) 元老・國論・議會・樞府

(昨是今非の批評の動き)

間もなく非難の雲は起つた。政界の裏に聳えた元老と云ふ本山から起つた。議會に於ける反對黨の嵐は、其雲を擴げた。國論の一部は之に和し、聽て團々たる黒い層雲は空の大半を掩ふた。たゞ伯の星座は動かさず、一條の光を地上に投げて無言の理を護るのであつた。今も尙ほ、追憶の繪としては、其儘の形を残して居る。伯は辯解しなかつたからである。また辯解を好まなかつたからである。

元老の容喙は、今日と明日と趣を異にしたり、方向を變へたりした。伯は之と戦ひ、或は制し、或は讓つた。そも、日支交渉の原則を決めたのは、遡つて大正三年の九月、元老會議の席上で、伯が大綱を説明した日に在る。大體、青島攻略後と云ふ方針さへも其時に内定し、條件の主なるものも其時に略定して居た。而して其條件は、滿蒙に於ける特殊地位の確定に外ならなかつた。然るに不幸にして、その後になつて、要求條件は籠一ぱいに盛られるやうな姿となつた。

伯は、元老其他が「是れ、を條件に加へて欲しい」と後からいろ、註文を附けた事は公言しなかつた。陸軍、政黨、實業家、宗教團體等が、直接に伯、又は首相に、或は元老を通して、幾十の要求を註文したかに就いては、具體的に説明することを避けた。併し乍ら、兵器供給の件や顧問の件や、布教權又は警察權等を註文したのは、何人であつたか。而して、後になつて、是等を伯の發意に依るもの、如く裝ほひ、恰かも、他人事の如く其失敗を非難した人々は誰であつたか。之は、想像力ある識者の判斷に一任して宜からう。而して識者の遺憾とするのは、却つて、伯が他に制せられ、己れを枉げて難多なる要求を提出した點であらう。敢然として夫れ等を排除し得なかつた點であらう。將又、その全部を拒む可く、要求者の勢力が餘りに絶大であつた事でもあらう。

要するに、元老の要求と變心とが、少なからず伯を惱ました事は、昭々の事實である。所謂二十一箇條は、其提出前に元老の諒解を経たもので、交渉の中途迄は、武歴的にも之を速決せよと註文した程である。然るに、後半になつて、山縣、井上の諸元老は讓歩の勸告を試みるに至り、特に袁世凱氏が特派した有賀顧問の説を聞いて

からは、頻りに前途を悲觀し、種々の註文を持ち込んだこと前説の通りであつた。

『山公遺烈』に依れば、山縣公は『第五項の爲に兵力を用ひるなら寧ろ談判を中止せしむる決心であつた』由であるが、そもく第五項の如きは、初めから伯の拒絶したもの無理に要求させ、結局希望條項とする妥協が出来た位のもので、兵力使用の目標になる道理は無かつたやうに思はれる。また井上侯は、大正四年六月二十日の元老會議の席上（山縣、松方、大山、井上の四元老に大隈首相を加ふ）、支那に於ける日貨排斥は、加藤外交の失態に基因すること明白であるから、速かに外相の更迭を斷行す可しと主張し、更に二十八日の同會議に於て、之を再説して迫つた程である。而して是等元老の論據は、伯が要求を滿蒙のみに限定しないで、枝葉の難題を持ち懸け、其爲に武斷外交に訴へて國交を阻害したと云ふのであつた。伯に取つては、蓋し濡れ衣以上の迷惑を着たものでは無かつたか。

次に、輿論は、初めは絶對大多數が無條件に伯を支援し（第五項を疑つた少數の識者はあつた）、寧ろ要求過少の聲さへも聞えた。既にして、國民外交同盟會（政友會と國民黨の有志）、對支同志聯合會等は、對支問題の即決を叫び、例の寺内、後藤兩使派遣論

の傍には、滿蒙保護國論、宗主權說等が唱へられ、氣の荒い所では、滿蒙併合の説などが行はれて居た時代であつたから、伯の對支要求は、初めは、可成り不足の非難を受けたものであつた。

激越なる主張は別として、大新聞紙の論調は、いづれも要求を至極當然なりと論斷し、『最少限度の要求、日本の爲に必要缺く可からざる主張』と裏書した。海外でも、例へば倫敦タイムスは、新協約を評して、『少なくとも各列強に承認さる可き理由十分である』と云ひ、米國に於てさへ、シカゴトリビューン紙、アウトルック誌等は、我が外交を賞讃した程であるから、日本の言論界が、伯を支持したのは寧ろ當然の時潮と云ふ可きであつた。

然るに、後に至つて、之を加藤外交の失策とする議論が勢力を得るやうになつたのは、稀に見る變調と言はねばならぬ。蓋し前述のやうに、支那の對日惡感の増大、海外に於ける反日本の論調、反對黨の宣傳等が、相交響して日本の國論を動かし、其所へ、世界大戰中に發達した思想の變轉が手傳つて、斯くは日支交渉に昨是今非の評を投ずるやうになつたものであらう。

この間、第三十六議會は、總選舉の後を承けて、五月二十二日から開かれたが、論戰の題材は果然日支交渉に集中され、随つて伯は陣頭に立つて終始辯論力闘した。其詳細は第十三編に誌るした通りであるが、要するに、政友會と國民黨との策戰は先づ對支外交論擊に依つて内閣を傷つけんとし、貴族院では仲小路廉氏、衆議院では床次、元田、小川の諸氏が、質疑或は問責を試み（五月二十二日及び二十四日）、更に六月三日には本問題を中心として内閣彈劾案が提出され、原、犬養の兩氏が演壇に上つて挑戰した。要は（イ）第五項の撤回を責め、（ロ）之を撤回する位ならば最後通牒は不要であつたと説き、（ハ）また此項を列強に祕して猜疑を招いたことを難じた。

之に反して、樞密院は、九名の審査委員が新條約を精査した結果（伯は六月四五の兩日その席上で詳しく應答した）『今回の日支新條約及附屬交換公文は各箇條に付き之を見るときは多少遺憾の點なきに非ざるも大體に於て満足す可きものと認むるに付今にして彼是之を問議するは大局を顧全する所以に非すと信じ従て審査委員は全會一致を以て之を可決す可きものと議決す』と報告した。七日の本會議は、條約が我が最少限度の要求を貫徹したものと認めて贊意を表し、加藤（弘）之、清浦の

兩顧問官から『蒙古に得たる新利益線を擁護善用するやう外務大臣の努力を希望する』旨の陳述があり、採決の結果、全會一致を以て可決確定された。要するに、樞密院の空氣は、伯が少しく讓歩し過ぎた傾向あるを指摘しつゝ、尙ほ滿蒙に於ける帝國の優越權を確立した事に對して、満足の意を表明したのである。

（四） 伯の心事（その一）

（本質的困難性と夫れを助長した人々）

伯は、餘りに辯解しない、沈黙も度を越して居ると、周圍の人々は残念がるのが常であつた。自分の全責任に於て爲した仕事だから、褒貶は一身に引受けて何も言はぬ、辯解の必要は無い。言ひ出せば自然と他人のことが出て來て面白くない。將來、この外交の是非が正當に理解される時が來やう、來なくても已むを得ない、自分は信念を實行したのであるから、些の辯解を吾から試みるのは無用だ、と固執して最後まで徹したのである。但だ『日支新交渉に於ける帝國の利權』の序文に於て（大正四年八月）『世上對支交渉の手續其他の小節に關し區々の論をなすもの多き

も、未だ條約の實質に就て着實の研究をなすもの、尠きは、余の竊に遺憾とせざる能はざる處也』と誌るしたのは、寧ろ例外とする所である。

然るに、伯は後年、少數の昵近者には、交渉の裏面と、自分の心事とを打明けた。新聞社の幹部の會合に際し、其質問に對して忌憚なく應答した事もあつた。是等を綜合して、時評に對する伯の明答の大要を綴つて見やう(個人に互る點は避ける)。

第一に、伯は、日支交渉が尋常一樣の手段で遂げられるか何うかを、當初から心配した。その理由は、一つは、支那及び支那人の外交並びに袁世凱氏の立場、他の一つは、此外交特有の困難性とであつた。先づ對支要求には、外交の原則 (give and take) に一寸副はぬ所があつた。即ち『與へる方』が無くて『取る方』ばかりと云ふ形情に見えるからであつた。

其所で伯は青島の攻略を待ち、之を『與へる方』の材料に使つたのである。日獨戦争で日本が獲得した以上は、吾に處分權の主張がある譯だから、之を日本の讓與即ち『與へる方』の資産として、我が要求の代償に供したのである。其他には、日本の貸し方としては、支那革命黨員又は過激なる留學生(在旦の取締、浪人の嚴戒、袁世

凱氏の地位及び安全の保障と云ふやうな、比較的廉價なものであつたから、交渉は易々とは纏まるまいと心配された。加ふるに、袁世凱氏の共和國大統領の地位は、未だ安泰では無かつたので、我が要求の全部を容れて、例の『賣國奴』の烙印を捺されては、或は失脚の大難を見はせぬかと云ふ、内政上の理由もあるから、相當の抗争は免かれまいと思考された。

第二に、要求の箇條が多過ぎて交渉を難礁に乗り上げる一因をなしたとの評に對し、伯は、次のやうに語るのであつた。

『自分が要求の眼目としたのは、第二號就中、旅順、大連の租借期限延長と、同じく滿鐵及び安奉線の期限延長とであつた。それから、滿蒙の鐵道、鑛山に關する利權問題に就いても、後日紛擾の種子となるやうなものを全部解決する積りであつた。而して之のだけなら、交渉開始後、二三回の談判で支那は大體承諾して居たのである……』

是に由つて觀れば、伯の眞意は、滿蒙に於ける我が優越權の確立、就中、南滿洲に永代の地歩を築く基礎條件を完成しやうとするにあつた事明白である。而して所

謂二十一箇條が多過ぎたことに就いては、伯は強く打消さなかつた。

故に、第三の質疑として、伯は自己の意に反した要求を、他から強ひられて提出したのではないかと問はれる。蓋し『自分の意に満たぬものを、種々の事情から盛り込んだ』ことは確かである。而して夫れ等こそ、交渉行詰りの主なる原因となつたのであるが、一度自分が引受けて演つたのであるから、不満らしい事は、伯の口からは半句も聞けなかつた。たゞ各方面から註文が殺到の状を述べて、

『いざ要求を提起すると決まつたら、各方面から、これも要求しろ、いや之も解決して貰ひ度い、と山のやうに註文が舞ひ込む始末で、それを篩ひ落すのに一方ならぬ骨を折つた。いづれも夫れ相應の理窟があつて、斷はるのに苦心をした。無論、所謂有力な筋の要求もあつた。陸軍方面の註文も随分あつた。實業の方面からも、水田を作るなどを初めとして、種々の主張が持ち込まれた。』

その時、若しも、伯が強く夫れ等を撃退して、絶對的數項、十數箇條のみに局限するの英斷があつたならば……と云ふ質疑に對し、伯は『さう簡單には行かない。自分一人で勝手に演れるやうに思はれても困る』と軽く苦笑したものである。そこで、

『希望條項』と云ふのは、各方面からの要求中、斥け得ないもので、餘り感服の出来ない箇條を一括したものか、との質問に對しては、伯は苦笑するのみで別に否定しなかつたのである。此件は、伯の外交に對する非難の焦點ともなつたものであるから、節を改めて詳説する。

(五) 伯の心事 (その二)

(第五項の祕と伯の一點張りの主張)

所謂第五項(希望條項)は、事情が複雑して居る。非難も其所に集中した形であつた。之を列國に祕し、中途已むなく通告したのは、列國の猜疑を深からしめたこと云ふ非難である。然るに、伯は、此非難に對しては、必ず昂然として抗議する姿勢を持した。その逆襲的の言ひ分は、大略次のやうなものである。

『そも、交渉の條項を外國に内示することは、元來義務でも何でもない。要求條項を内示したのは、全然便宜上、或は情誼の上から試みたものである。素々日支間の問題で、日本は他國の承認や諒解を得た上で話を進めねばならぬと云

ふ筋合のものではない。故に、主要なる諸點を内示したゞけでも、或は所謂オーブン・ディプロマシーに過ぎる位かも知れぬ。況んや、要求とは別に、希望條項として第二の列に置いた第五號を内示しなかつたとて、些の不都合のある可き筈はない。不平を言つたり、疑つたりする國があるならば、其國の方が不都合である。論より證據、今日、甲國が乙國に何かの要求を提起するに當つて、之を悉く第三國の多數に内示する例があらうか。今まで、列國は隨分支那に要求を遂げたが、其交渉中に、夫れを日本に内示した國は無かつたやうに思ふ……第五號を外國に秘したのは、惡いと攻撃されるのは不可解千萬である。』

思ふに、當時、同盟國の英國、すら、西藏問題に關しては、勿論、更に雲南省の片馬に駐兵權を獲得する事を、袁世凱氏と交渉して居ながら、日本に對して全然秘して置いたと信せられた事實がある。將又、米國が、日本に内證で、福建省に造船所及び貯炭所の獲得を交渉して居た事も、隠れの無い事實と信せられた。而して是れ、米國が第一次外相時代の伯に諒解を求め、而して伯が斷然反對した所のものであつた。此二つの事實、即ち、日本に秘し乍ら對支要求を進めやうとした英米の外交は、伯が、

希望條項を英米に秘するの當然性を保證したものでは無かつたか。伯は、恐らく、是等の事實を活きた證據として、擧げ度かつたであらうと思はれるが、遂に之に就いて語らずに濟ました。

思ふに、『希望條項』と云ふのは、『伯の對內的の讓歩』の別名であつた。元老政黨軍部その他から、痛烈に要求されて遂に篩ひきれなかつたものを、『要求』としないで、『希望』の名を冠した國內的妥協の産物に外ならなかつた。『あの中には、實は餘り感服しないものもあつた』と、伯が昵近者に苦笑したのは、有名な話であるが、就中、兵器の獨占權、警察權、病院寺院の爲の土地所有權等に就いては、當初より見込のない條項、幾分無理な註文と考へて居たこと、亦隠れも無い事實であつた。

されば、伯の最初の訓令にも、『第五號は別紙第一號乃至第二號の各項とは全然別個の問題として、此際支那に其實行を勸告致度事項に有之』と斷はつてあつた。更に交渉中、日置公使の請訓に、『もう此邊にて第五號は讓歩されては如何』と云つて居るのを見ても、伯の意中は判明する。伯の心の底は、滿蒙の要求が全部成立すれば、希望條項の如きは撤回を惜しまなかつたこと、疑ふの餘地は無い。

故に、いよいよ、最後通牒を決する閣議の席上、大隈首相が第五號の希望條項も、其儘として一括要求する方が宜からうと言つたのに對し、伯が斷然遮つたのは（前章既述）是れ亦、『希望條項』に對する伯の觀點を明かにしたものである。

而して終りに、此條項を列國、就中英米に祕したのは、前記のやうに、英國の片馬駐兵權の祕密交渉、米國の福建省資本政策の疑惑に對する、應酬的の、或は當然的の心證にも基いたものであらう。又他の一つの理由は、之を列國に公開するのは、不必要であると同時に、希望條項そのもの、本質上、或は中途撤回する事もあらうと豫期して、之を重大視しなかつた所にも在る。然るに、之が却つて問題の種子となつたのは、伯の心底では『馬鹿くしい限り』であり、同情ある批評家から見れば、洵に『不運』の最大なるものであつた。而して識者が之を、用心深い伯の外交に於ける例外的の失敗と評する所である。

而して、伯が最後まで之に就いて愚痴一つ滾さず、公けには一言の自己辯解もせず、又其根本の事情を晒らして他を傷つけず、飽くまでも『之を外國に内示する必要も無く、その義務も無い』の一點張りで通したことは、如何にも伯らしい言動の

代表的のものであつた。

(六) 伯の心事 (その三)

(最後通牒の辯明と疑問)

最後に、問題の焦點は、最後通牒の手段を執つた一事にある。巴里會議に於て、支那全權が恰かも之を日本の武斷侵略の見本の如く廣告し、米國全權が之を援けてから、いよいよ有名になつた。其直接の原因は、伯の最後通牒であつた。我が國內の反對説や非難の理由も、専ら此點に懸るのである。

然るに伯は之を失敗と考へない。對支外交史と此交渉の真相とを知る者は、之を避け難い手段と正證するであらうと信じて居た。伯は實に次のやうな痛烈なる論法を以て非難を反駁するのであつた。

『支那に對して要求を承諾させるのに、多少のプレッシュアを用ひなかつた歴史があるか何うか。自分の知つて居る範圍では、威壓に依らずして、スラ／＼と對支要求の成立した例は無い。列國、いづれも武壓を實演して見せて居る。日本が演つて悪いと言へる義理もあるまい。』

歴史も其通りであるが支那人を研究して見ると、その邊の事情は能く判る。併し自分は成る可くプレッシュユアを避ける積りで、随分我慢もし、また讓歩もした。一發やれば直ちに決まると云ふ主張は途中幾度も出たが、自分が抑へて來て、遂に最後に列強常套の手段に歸した次第である。』

残る疑問が一つある。夫れは、希望條項第五號を撤回することに依つて、もう少し押し詰めたならば、恐らく支那は要求條項全部を承諾したであらう、即ち最後通牒には及ばずに片付いたであらう、つまり少しく急ぎ過ぎて遂に武壓手段の譏を招いたのでは無いか、と云ふ質疑が是れである。第三十六議會にも之と類似の質問(彈劾案に伴ふ)が出た。伯はこれに對して『尙早とは思はぬ。何を讓つても支那が遷延策を改めぬことを突き止めたので、唯一の手段を執つたのである』旨を答へて居る。又最後通牒と同時に第五號の大部分を撤回したのは、素々『希望條項』であるから、最後の要求の對象と爲す可きで無いとの確信に基いたこと、前節所記の通りである。

伯は、平素しばしば『二十一箇條』と云ふ支那語を、日本人が少しも反省せずに、其儘で旺んに用ひて居るのを不見識であると指摘して居た。伯は、何んな不用意の會話の中でも『所謂二十一箇條』と言つて、必ず『所謂』を冠することを忘れなかつた。而して『日本人が、恰かも支那の代辯人のやうに、支那宣傳の標語である二十一箇條と云ふ空虚なる辭柄を、我が物顔に囃し立てるのは不可解至極である』と極説したものである。第三十六議會に於ける答辯中にも、伯は、反對論者に對し、『支那の利益の爲に支那人の言ふ可き所を代言するに似て居る』と皮肉を述べて、議場を鼎の沸くやうに騒がした事があつた。要するに、伯は當時の政治外交の實情から見て、日本の優越權を確立するには、あの程度の論議と手段とは當然であると信じて疑はなかつたのである。

冷靜に條約の内容を研究し、日本の利益を目標として評案を下して貰ひ度い。支那及び支那人と、其外交史とを檢討する一方に、當時の我が政情をも顧みねばならない。外國人が非難するとして、當の日本人が夫れに乗つて輕率に雷同するのは失態である。反對黨の政略的利用も、事この種の外交に關するものは少しく慎重を要する。また大正四年の日支交渉は、日本が早晩爲さねばならぬものであつた。

然らば何人が之を爲し、何人が別種の良結果を收め得たらうか。また如何なる要求と方法とが、果して完全に平和手段で協定され、而して何十何箇條と云ふやうな悪宣傳を蒙らずに、日本の利益を確保する事が出来得たか。不幸にして其建設的批評は永久に聞くことが出来まい——と云ふのが、伯の回顧論の結論である。確信と自尊の人は、最後まで大正四年の日支交渉に對する世上の非難を認めず、また其存在を冷かに黙殺したのであつた。

附 錄 (一) 大正四年五月二十五日調印ノ
條約竝同日交換セル公文

山東省ニ關スル條約

日本國皇帝陛下及支那共和國大統領閣下ハ極東ニ於ケル全局ノ平和ヲ維持シ且兩國ノ間ニ存スル友好善鄰ノ關係ヲ益鞏固ナラシメムコトヲ欲シ右ノ目的ヲ以テ條約ヲ締結スルコトニ決シ之カ爲ニ日本國皇帝陛下ハ特命全權公使從四位勳二等日置益ヲ支那共和國大統領閣下ハ中卿一等嘉禾勳章外交總長陸徵祥ヲ各其ノ全權委員ニ任命セリ因テ各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ條項ヲ協議決定セリ

第一條 支那國政府ハ獨逸國カ山東省ニ關シ條約其ノ他ニ依リ支那國ニ對シテ有スル一切ノ權利利益讓與等ノ處分ニ付日本國政府カ獨逸國政府ト協定スル一切ノ事項ヲ承認スヘキコトヲ約ス

第二條 支那國政府自ラ芝罘又ハ龍口ヨリ膠濟鐵道ニ接續スル鐵道ヲ敷設セムトスル場合ニ於テ獨逸國カ煙灘鐵道借款權ヲ拋棄シタルトキハ支那國政府ハ日本國資本家ニ對シ借款ヲ商議スヘキコトヲ約ス

第三條 支那國政府ハ成ルヘク速ニ外國人ノ居住貿易ノ爲自ラ進ミテ山東省ニ於ケル適當ナル諸都市ヲ開放スヘキコトヲ約ス

第四條 本條約ハ調印ノ日ヨリ效力ヲ生ス本條約ハ日本國皇帝陛下及支那共和國大統領閣下ニ於テ批准セラレヘク其ノ批准書ハ成ルヘク速ニ東京ニ於テ交換スヘシ

右證據トシテ兩國全權委員ハ日本文及支那文ヲ以テ作成セラレタル各二通ノ本條約ニ署名調印ス
大正四年五月二十五日即中華民國四年五月二十五日北京ニ於テ之ヲ作ル
日本帝國特命全權公使從四位勳二等 日置益(署名)印
支那共和國中卿一等嘉禾勳章外交總長 陸徵祥(署名)印

山東不割讓ノ件

來翰(譯文)以書翰致啓上候陳者本總長ハ支那國政府ノ名ニ於テ茲ニ左ノ如ク貴國政府ニ對シ聲明スルノ光榮ヲ有シ候

支那國政府ハ山東省內若ハ其ノ沿海一帶ノ地又ハ島嶼ヲ何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス外國ニ租與又ハ讓與スルコトナカルヘシ
右照會得貴意候敬具

中華民國四年五月二十五日

支那共和國外交總長 陸徵祥(署名)印

日本帝國特命全權公使 日置益殿

(日置全權の領承書翰略)

山東開放地ノ件

來翰(譯文)以書翰致啓上候陳者本日調印ノ山東省ニ關スル條約第三條ニ規定セル開放スヘキ諸都市及開埠章程ハ支那國政府自ラ之ヲ擬定シ豫メ日本國公使ニ協議ノ上決定可致候
右照會得貴意候敬具

中華民國四年五月二十五日

支那共和國外交總長 陸徵祥(署名)印

日本帝國特命全權公使 日置益殿

(日置全權の領承書翰略)

南滿洲及東部內蒙古ニ關スル條約

日本國皇帝陛下及支那共和國大統領閣下ハ南滿洲及東部內蒙古ニ於ケル兩國間ノ經濟關係ヲ發展セシムコトヲ欲シ右ノ

スル日本國臣民及支那國民間ノ民事訴訟ハ支那國ノ法律及地方慣習ニ依リ兩國ヨリ員ヲ派シ共同審判スヘシ
將來同地方ノ司法制度完全ニ改良セラルトキハ日本國臣民ニ關スル一切ノ民事訴訟ハ完全ニ支那國法院ノ審判ニ歸スヘシ

第六條 支那國政府ハ成ルヘク速ニ外國人ノ居住貿易ノ爲自ラ進ミテ東部內蒙古ニ於ケル適當ナル諸都市ヲ開放スヘキコトヲ約ス

第七條 支那國政府ハ從來支那國ト各外國資本家トノ間ニ締結シタル鐵道借款契約規定事項ヲ標準ト爲シ速ニ吉長鐵道ニ關スル諸協約並契約ノ根本的改訂ヲ行フヘキコトヲ約ス
將來支那國政府ニ於テ鐵道借款事項ニ關シ外國資本家ニ對シ現在ノ各鐵道借款契約ニ比シ有利ナル條件ヲ附與シタルトキハ日本國ノ希望ニヨリ前記吉長鐵道借款契約ノ改訂ヲ行フヘシ

第八條 滿洲ニ關スル日支現行各條約ハ本條約ニ別ニ規定スルモノヲ除クノ外一切從前ノ通り實行スヘシ

第九條 本條約ハ日本國皇帝陛下及支那共和國大統領閣下ニ於テ批准セラレハ其ノ批准書ハ成ルヘク速ニ東京ニ於テ交換スヘシ
右證據トシテ兩國全權委員ハ日本文及支那文ヲ以テ作成セラ

目的ヲ以テ條約ヲ締結スルコトニ決シ之カ爲ニ日本國皇帝陛下ハ特命全權公使從四位勳二等日置益ヲ支那共和國大統領閣下ハ中卿一等嘉禾勳章外交總長陸徵祥ヲ各其ノ全權委員ニ任命セリ因テ各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ條項ヲ協議決定セリ

第一條 兩締約國ハ旅順大連ノ租借期限並南滿洲鐵道及安奉鐵道ニ關スル期限ヲ何レモ九十九箇年ニ延長スヘキコトヲ約ス

第二條 日本國臣民ハ南滿洲ニ於テ各種商工業上ノ建物ヲ建設スル爲又ハ農業ヲ經營スル爲必要ナル土地ヲ商租スルコトヲ得

第三條 日本國臣民ハ南滿洲ニ於テ自由ニ居住往來シ各種ノ商工業其ノ他ノ業務ニ從事スルコトヲ得

第四條 日本國臣民カ東部內蒙古ニ於テ支那國民ト合辦ニ依リ農業及附隨工業ノ經營ヲ爲サムトスルトキハ支那國政府之ヲ承認スヘシ

第五條 前三條ノ場合ニ於テ日本國臣民ハ例規ニ依リ下附セラレタル旅券ヲ地方官ニ提出シ登録ヲ受ケ又支那國警察法令及課税ニ服スヘシ

民刑訴訟ハ日本國臣民被告タル場合ニハ日本國領事官ニ於テ又支那國民被告タル場合ニハ支那國官吏ニ於テ之ヲ審判シ互ニ員ヲ派シ臨席傍聽セシムルコトヲ得但シ土地ニ關

レタル各二通ノ本條約ニ署名調印ス

大正四年五月二十五日即中華民國四年五月二十五日北京

ニ於テ之ヲ作ル

日本帝國特命全權公使從四位勳二等 日置益(署名)印
支那共和國中卿一等嘉禾勳章外交總長 陸徵祥(署名)印

期限計算ノ件

來翰(譯文)以書翰致啓上候陳者本日調印ノ南滿洲及東部內蒙古ニ關スル條約第一條ニ規定セル旅順大連租借期限ノ延長ハ民國八十六年即西曆千九百九十七年ニ至リ滿期トナリ南滿洲鐵道還附期限ハ民國九十一年即西曆二千零二年ニ至リ滿期ト可相成尙其ノ原條約第十二條ニ記載セル運轉開始ノ日ヨリ三十二年ノ後支那國政府ニ於テ買戻スヲ得ルノ一節ハ之ヲ無効トスヘク又安奉鐵道ノ期限ハ民國九十六年即西曆二千零七年ニ至リ滿期ト可相成候
右照會得貴意候敬具

中華民國四年五月二十五日

支那共和國外交總長 陸徵祥(署名)印

日本帝國特命全權公使 日置益殿

(日置全權の領承書翰略)

東蒙開放地ノ件

來翰(譯文)以書翰致啓上候陳者本日調印ノ南滿洲及東部内蒙
古ニ關スル條約第六條ニ規定セル開放スヘキ諸都市及商埠章
程ハ支那國政府自ラ之ヲ擬定シ豫メ日本國公使ニ協議ノ上決
定可致候
右照會得貴意候敬具

中華民國四年五月二十五日

支那共和國外交總長 陸徵祥(署名)印

日本帝國特命全權公使 日置益殿

(日置全權の領承書翰略)

南滿礦山ノ件

來翰(譯文)以書翰致啓上候陳者日本國臣民ニ於テ南滿洲ニ於
ケル左記各礦山(既ニ試掘又ハ探掘セラレタル各礦區ヲ除ク)
ヲ速ニ調査ノ上選定シタル節ハ支那國政府ハ其試掘又ハ探掘
ヲ允許可致但シ鑛業條例確定ニ至ル迄ハ現行辦法ニ準據スヘ
キモノニ有之候
右照會得貴意候敬具

中華民國四年五月二十五日

支那共和國外交總長 陸徵祥(署名)印

日本帝國特命全權公使 日置益殿

一、奉 天 省

所在地 縣 名 礦 種

牛心臺	本	溪	煤
田什付溝	本	溪	煤
杉松崗	海	龍	煤
鐵廠	通	化	煤
暖池塘	錦		煤
鞍山站一帶	由遼陽縣起至本溪縣止		鐵
二、吉林省南部			
所在地	縣 名		礦 種
杉松崗	和 龍		煤、鐵
缸 密	吉 林		煤
夾皮溝	樺 甸		金

(日置全權の領承書翰略)

滿蒙優先權ノ件

來翰(譯文)支那國政府ハ將來南滿洲及東部内蒙古ニ於テ鐵道
ヲ敷設スル場合ニハ自國ノ資金ヲ以テスヘク若シ外資ヲ要ス
ルトキハ先ツ日本國資本家ニ借款ヲ商議スヘシ支那國政府ハ
前記地方ノ各種稅課(但シ既ニ支那中央政府借款ノ擔保トナレ
ル鹽稅關稅等ノ類ヲ除ク)ヲ擔保トシテ外國ヨリ借款ヲ起サム
トスルトキハ先ツ日本國資本家ニ商議スヘシ
右照會得貴意候敬具

中華民國四年五月二十五日

大正四年五月二十五日

日本帝國特命全權公使 日置益(署名)印

支那共和國外交總長 陸徵祥殿

(陸全權の領承書翰略)

警察法令及課稅ノ件

往翰以書翰致啓上候陳者本日調印ノ南滿洲及東部内蒙古ニ關
スル條約第五條ノ規定ニ依リ日本國臣民ノ服從スヘキ警察法
令及課稅ハ豫メ支那國官憲ニ於テ日本國領事官ト協議ノ上施
行スヘキ儀ニ有之候
右照會得貴意候敬具

大正四年五月二十五日

日本帝國特命全權公使 日置益(署名)印

支那共和國外交總長 陸徵祥殿

(陸全權の領承書翰略)

條約實施期ノ件

來翰(譯文)以書翰致啓上候陳者本日調印ノ南滿洲及東部内蒙
古ニ關スル條約第二條第三條第四條及第五條ハ支那國政府ニ
於テ諸般ノ準備ヲ整フル必要上同條約調印後三箇月間其ノ實
施ヲ延期致度候ニ付貴國政府ノ御同意ヲ得度候
右照會得貴意候敬具

支那共和國外交總長 陸徵祥(署名)印
日本帝國特命全權公使 日置益殿
(日置全權の領承書翰略)

南滿顧問ノ件

來翰(譯文)以書翰致啓上候陳者本總長ハ支那國政府ノ名ニ於
テ茲ニ左ノ如ク貴國政府ニ對シ聲明スル光榮ヲ有シ候
支那國政府ハ將來南滿洲ニ於テ政治財政軍事警察ニ關スル外
國顧問教官ヲ僱聘セムトスルトキハ最先ニ日本人ヲ僱聘スヘ
シ
右照會得貴意候敬具

中華民國四年五月二十五日

支那共和國外交總長 陸徵祥(署名)印

日本帝國特命全權公使 日置益殿

(日置全權の領承書翰略)

土地商租ノ件

往翰以書翰致啓上候陳者本日調印ノ南滿洲及東部内蒙古ニ關
スル條約第二條ニ記載スル商租ノ文字ニハ三十箇年迄ノ長キ
期限附ニテ且無條件ニテ更新シ得ヘキ租借ヲ含ムモノト了解
致候
右照會得貴意候敬具

中華民國四年五月二十五日

支那共和國外交總長 陸徵祥(署名)印

日本帝國特命全權公使 日置益殿

(日置全權の同意の書翰略)

漢冶萍公司ノ件

來翰(譯文)以書翰致啓上候陳者支那國政府ハ日本國資本家ト漢冶萍公司トノ關係極メテ密接ナルニ鑑ミ將來同公司ト日本國資本家トノ間ニ合辦ノ議成リタルトキハ之ヲ承認スヘク又同公司ヲ沒收スルコトナカルヘク又日本國資本家ノ同意ナクシテ同公司ヲ國有ト爲スコトナカルヘク又日本國以外ヨリ外資ヲ同公司ニ入レシムルコトナカルヘク候
右照會得貴意候敬具

中華民國四年五月二十五日

支那共和國外交總長 陸徵祥(署名)印

日本帝國特命全權公使 日置益殿

(日置全權の領承書翰略)

福建省ニ關スル件

往翰以書翰致啓上候陳者聞ク所ニヨレハ支那國政府ハ福建省沿岸地方ニ於テ外國ニ造船所軍用貯炭所海軍根據地其他一切ノ軍事上ノ施設ヲ爲スコトヲ許シ又支那自ラ外資ヲ借入レ前

記各施設ヲ行ハムトスルカ如キ意思アル趣ナルカ支那國政府ニ於テハ果シテ斯カル意思ヲ有セラルルヤ否ヤ御回答ヲ得度此段照會得貴意候敬具

大正四年五月二十五日

日本帝國特命全權公使 日置益(署名)印

支那共和國外交總長 陸徵祥殿

來翰(譯文)以書翰致啓上候陳者本日附貴翰ヲ以テ御申越ノ趣致領承候支那國政府ハ福建省沿岸地方ニ於テ外國ニ造船所軍用貯炭所海軍根據地其他一切ノ軍事上ノ施設ヲ爲スヲ許スカ如キコト決シテ無之又外資ヲ借入レ前記施設ヲ爲サムト欲スルカ如キ意思ナキコトヲ茲ニ致聲明候
右回答得貴意候敬具

中華民國四年五月二十五日

支那共和國外交總長 陸徵祥(署名)印

日本帝國特命全權公使 日置益殿

膠州灣還附ノ件

往翰以書翰致啓上候陳者本使ハ帝國政府ノ名ニ於テ茲ニ左ノ如ク貴國政府ニ對シ聲明スルノ光榮ヲ有シ候
日本國政府ハ現下ノ戰役終結後膠州灣租借地ニシテ全然日本國ノ自由處分ニ委セラレル場合ニ於テハ左記條件ノ下ニ該租

借地ヲ支那國ニ還附スヘシ

一 膠州灣全部ヲ商港トシテ開放スルコト

二 日本國政府ニ於テ指定スル地區ニ日本專管居留地ヲ設置スルコト

三 列國ニシテ希望スルニ於テハ別ニ共同居留地ヲ設置スルコト

四 右ノ外獨逸ノ營造物及財産ノ處分並其ノ他ノ條件手續

等ニ付キテハ還附實行ニ先チ日本國政府ト支那國政府トノ間ニ協定ヲ遂クヘキコト

右照會得貴意候敬具

大正四年五月二十五日

日本帝國特命全權公使 日置益(署名)印

支那共和國外交總長 陸徵祥殿

(陸全權の領承書翰略)

附 錄 (一) 原案・修正案・確定案比較概要

支那政府ニ提出シタル我原案

(大正四年一月十八日)

山東省ニ關スル件

第一、支那政府ハ獨逸カ山東省ニ關シ條約其他ニヨリ支那ヨリ獲得シタル權利利益讓與等ノ處分ニツキ將來日獨兩國間ニ協定スヘキ一切ノ事項ヲ承諾スヘキ旨ヲ約スルコト

第二、支那政府ハ山東省內若ハ其沿岸島嶼ヲ他國ニ讓與又ハ貸與セサルヘキコトヲ保證スルコト

支那政府ニ提出シタル我修正案

(大正四年四月二十六日)

山東省ニ關スル件

第一、(大體原案ニ同シ)

第二、(公文交換)(大體原案ニ同シ)

兩國間ニ協議纏

リタル確定案

(大正四年五月二十五日)

山東省ニ關スル件

第一、(大體原案ニ同シ)

第二、(公文交換)(大體原案ニ同シ)

第三、支那政府ハ芝罘又ハ龍口ト膠濟鐵道トチ
聯絡スヘキ鐵道ノ敷設權ヲ日本國ニ許與スル
コト
第四、支那ハ自ラ外國人ノ居住貿易ノ爲ニ山東
省ニ於ケル主要都市ヲ開放スヘキ旨ヲ約スル
コト又其地點ハ別ニ協定スルコト

南滿洲及東部內蒙古ニ關スル件

第一、旅順大連租借期限並ニ南滿洲及安奉兩鐵
道ニ關スル各期限ヲ更ニ九十九箇年延長スル
コト
第二、日本人ニ對シ南滿洲及東部內蒙古ニ於テ
各種商工業上ノ建物ノ建設又ハ耕作ノ爲必要
ナル土地ノ賃借權又ハ所有權ヲ許與スルコト
第三、日本人カ南滿洲及東部內蒙古ニ於テ居住
往來並ニ各種商工業及其他ノ業務ニ從事スル
コトヲ許スコト

第三、支那政府ハ芝罘又ハ龍口ト膠濟鐵道トチ
聯絡スヘキ鐵道ヲ敷設セムトスルキハ日本側
ニ借款ノ商議ヲナスコト

第四、(大體ニ於テ原案ニ同シ)

南滿洲及東部內蒙古ニ關スル件

第一、旅順大連租借期限並ニ南滿洲及安奉兩鐵
道ニ關スル各期限ヲ何レモ九十九年ニ延長ス
ル事
第二、日本國臣民ハ南滿洲ニ於テ各種商工業上
ノ建物ヲ建設スル爲又ハ農業經營ノ爲必要ナ
ル土地ヲ賃借又ハ購買(暫租又ハ永租或ハ永
キ期限附ニテ且ツ無條件ニテ更新シ得ヘキ租
借ヲ含ム了解ノ下ニ商租トスルモ差支ナシ)
スル事ヲ得
第三、日本國臣民カ南滿洲ニ於テ居住往來並ニ
各種ノ商工業及其他ノ業務ニ從事スルヲ許ス
コト前二項ニ關シ日本國臣民ハ例規ニ依リ下
付セラレタル旅券ヲ地方官ニ提出シ登錄ヲ受
ケ且ツ日本國領事官ニ於テ承認シタル警察法
令ニ服從シ同シク其承認シタル課税ニ服スヘ
シ民刑訴訟ハ日本人被告タル場合ニハ日本國
領事官ニ於テ又支那人被告タル場合ハ支那國

第三、(大體四月二十六日ノ修
正案ニ同シ)

第四、(大體原案ニ同シ)

南滿洲及東部內
蒙古ニ關スル件

第一、(大體ニ於テ四月二十六
日ノ修正案ニ同シ) (1)

條二、(大體ニ於テ四月二十六
日ノ修正案ニ同シ)但シ上
記了解ノ下ニ商租ノ字句ヲ
用フルコトニ決定セリ (2)

第三、(大體ニ於テ四月二十六
日ノ修正案ニ同シ) (3)
(此點ニ付テハ第八參照)
(尙日本領事官承認ノ件ハ
別約ヲ以テ其趣意ヲ明ニス
ルコトトシ條約中ヨリ之ヲ
削除スルトノ案ニヨレリ)

第四、支那政府ハ南滿洲及東部內蒙古ニ於テ特
ニ指定セル鑛山採掘權ヲ日本人ニ許與スルコ
ト

第五、支那政府ハ南滿洲及東部內蒙古ニ於テ他
國人ニ鐵道敷設權ヲ與ヘ又ハ鐵道敷設ノ爲他
國ヨリ資金ノ供給ヲ仰ケトキ並ニ諸稅ヲ擔保
トシテ借款ヲ起ストキハ豫メ帝國政府ノ同意
ヲ經ヘキコトヲ約スルコト

第六、支那政府ハ南滿洲及東部內蒙古ニ於テ政
治財政軍事ニ關スル顧問ヲ要スル場合ニハ帝
國政府ニ協議スル旨ヲ約スルコト

第七、吉長鐵道ノ管理經營ヲ九十九箇年日本國
ニ委任スルコト

官吏ニ於テ之ヲ審判シ互ニ員ヲ派シ臨席傍聽
セシムルコトヲ得但シ土地ニ關スル日支人間
ノ民事訴訟ハ支那國ノ法律慣習ニヨリ日本國
領事官及支那國官吏ニ於テ共同審判スヘシ又
將來同地方ノ司法制度完全ニ改良セラレト
キハ日本國臣民ニ關スル一切ノ民刑訴訟ハ完
全ニ支那國法廷ニ於テ審理スヘシ(尙前記日
本領事官承認ノ件ハ本條ヨリ削除シ別約ヲ以
テ規定スルモ差支ナシ)

第四、(公文交換)支那政府ハ日本臣民カ南滿洲
ニ於テ別ニ指定セラレタル鑛山ヲ(已ニ採掘
又ハ試掘セラレタルモノヲ除ク)速ニ調査撰
定シタルトキハ其採掘試掘ヲ許可スルコト但
シ鑛業條例確定ニ至ル迄ハ現行辦法ニヨルコ
ト

第五、(多少ノ修正ヲ加ヘ原案通り但公文交換ノ
形式トスルコト)

第六、(公文交換)支那政府ハ南滿洲ニ於テ政治
財政軍事警察等ノ外國顧問教官ヲ僱聘セムト
スルトキハ最先ニ日本人ヲ僱聘スヘキコト

第七、吉長鐵道ニ關スル協約並ニ契約ヲ我方ニ
トリ最有利ナラシムル様根本的改訂ヲ加フル

第四、(大體四月二十六日ノ修
正案ニ同シ) (4)

第五、(大體四月二十六日ノ修
正案ニ同シ)

第六、(大體ニ於テ四月二十六
日ノ修正案ニ同シ)

第七、(大體ニ於テ四月二十六
日ノ修正案ニ同シ) (5)

コト尙將來支那政府カ外國資本家ニ對シ現在ノ鐵道借款契約ニ比シ更ニ有利ナル條件ヲ與ヘタルトキハ右吉長鐵道ニ關スル契約ヲ更ニ改訂スルコトヲ得ルコト

第八、支那政府ハ東部内蒙古ニ於テ日支兩國臣民合辦ニ依リ農業及附屬工業ノ經營ヲ爲スヲ允許スルコト

第九、支那政府ハ外國人ノ居住貿易ノ爲東部内蒙古ニ於ケル適當ナル諸都市ヲ開クコトヲ約スルコト
開放スヘキ諸都市等ハ支那側ヨリ我方ニ協議ノ上決定スヘキ旨公文ニテ約束スルコト

漢冶萍公司ニ關スル件

漢冶萍公司ニ關スル件

漢冶萍公司ニ關スル件

一、日本國資本家ト漢冶萍公司トノ密接ナル關係ニ顧ミ本公司ヲ適當ノ機會ニ日支合辦ト爲スコト並ニ支那政府ハ日本國ノ同意ヲ經スシテ公司ニ屬スル一切ノ權利財產ヲ自ラ處分シ又ハ公司ヲシテ處分セシメサルヘキ旨ヲ約スルコト

一、日本資本家側債權保護ノ必要上支那政府ハ本公司ニ屬スル諸鑛山附近ノ鑛山ニ付公司ノ

支那政府ハ他日同公司ト日本資本家トノ間ニ合辦ノ議成リタル時ハ之ヲ承認スヘク同公司ヲ沒收セサルヘク關係日本資本家ノ同意ナクシテ同公司ヲ國有トナスコトナカルヘク日本國以外ヨリ外資ヲ公司ニ入レシムルコトナカルヘキコトヲ何等カノ形式ニヨリ約束スルコト

(大體ニ於テ四月二十六日ノ修正案ニ同シ但シ公文交換ノ形式ニヨル)

第九、(大體ニ於テ四月二十六日ノ修正案ニ同シ)

第八、(大體ニ於テ四月二十六日ノ修正案ニ同シ)但シ本條ノ日本人ニハ四月二十六日修正案第三ノ二ノ裁判警察課稅等ニ關スル規定ヲ適用スルコト

承諾ヲ經スシテ之カ採掘ヲ公司以外ノモノニ許可セサルヘキ旨並ニ其他直接間接公司ニ影響ヲ及ボス虞アル處置ヲ執ラムトスル場合ニハ先ツ公司ノ同意ヲ經ヘキ事ヲ約スルコト

一般沿岸島嶼不割讓ニ關スル件

支那政府ハ沿岸ノ港灣及島嶼ヲ他國ニ讓與又ハ貸與セサルヘキ旨ヲ約スルコト

懸案其他解決ニ關スル件(所謂第五項)

一、中央政府ニ政治及軍事顧問トシテ有力ナル日本人ヲ僱聘スルコト

二、支那内地ニ於ケル日本ノ病院寺院及學校ニ對シ土地所有權ヲ認ムルコト

三、必要ノ地方ニ於ケル警察ヲ日支合同トスルカ又ハ是等ノ地方ニ於テハ警察官廳ニ日本人ヲ僱聘スルコト

四、日本ヨリ一定數量ノ兵器ノ供給ヲ仰グカ又ハ支那ニ日支合辦ノ兵器廠ヲ設立シ日本ヨリ技師及材料ノ供給ヲ仰グコト

五、武昌ト九江南昌線トヲ聯絡スル鐵道及南昌

一般沿岸島嶼不割讓ニ關スル件

(原案ノ趣旨ヲ支那國政府自ラ宣言スルコト)

懸案其他解決ニ關スル件(所謂第五項)

以下ノ事項ヲ記錄ニ留メ置クコト
一、支那政府ハ將來必要ノ場合ニ日本人ヲ顧問ニ僱聘スヘキコト

二、日本人支那内地ニ於テ學校病院ヲ建設スル爲土地ヲ租借又ハ購買セムト欲スルトキハ中央政府ニテ允許スヘキコト

三、(本項ハ之ヲ撤回ス)

四、支那政府ハ他日其陸軍武官ヲ日本ニ派シ日本軍事當局者ト直接兵器購入又ハ支那ニ於テ日支合辦兵器廠設立ノコトヲ協議セシムヘキコト

五、本鐵道借款權ハ他國ニ於テ故障ナキコト明

一般沿岸島嶼不割讓ニ關スル件

(四月二十六日ノ修正案ニ同シ)

懸案其他解決ニ關スル件

一、(本件ハ他日更メテ商議スルコト)

二、(本件ハ他日更メテ商議スルコト)

四、(本件ハ他日更メテ商議スルコト)

五、(本件ハ他日更メテ商議スルコト)

杭州間南昌潮州間鐵道敷設權ヲ帝國ニ許與スルコト

六、支那ニ於ケル日本人ノ布教權ヲ認ムルコト

七、臺灣トノ關係及福建不割讓約定ノ關係ニ顧ミ福建省ニ於ケル鐵道、鑛山、港灣ノ設備(造船所ヲ含ム)ニ關シ外資ヲ要スル場合ニハ先ツ日本國ニ協議スヘキコト

ナルニ至リタル場合ニハ必ス之ヲ日本國ニ許與スヘク又ハ別ニ日本國政府ヨリ支那政府ニ於テ本件ニ關係アリト認ムル他國トノ間ニ直接協議スヘキニ付其間本鐵道ハ何レノ國ヘモ許與セサルヘキコト

六、支那ニ於ケル日本人ノ布教權ノコトハ追テ更メテ我方ヨリ交渉ヲ開始スヘキコト

七、何等カノ形式ニ於テ左ノ趣旨ヲ約スルコト支那政府ハ福建省ノ沿岸ニ於テ造船所軍用貯炭所若ハ海軍根據地ヲ設ケ又ハ其他ノ軍事上ノ施設ヲ爲スコトヲ何レノ國ニモ許ササルコト及外國ノ資金ニ依リ該省沿岸ニ同様ノ施設ヲ爲ササルコト

膠州灣ノ還附ニ關スル件

支那政府ニ於テ帝國政府ノ要求ヲ容ルルニ於テハ日本國政府ハ現下ノ戰役終結後膠州灣租借地ニシテ全然日本國ノ自由處分ニ委セラレル場合ニ於テハ(一)全部商港トシテ開放スルコト(二)日本國力指定スル地區ニ日本專管居留地ヲ設置スルコト(三)列國ニシテ希望スルニ於テハ同居留地ヲモ設置スルコト(四)獨逸施設物ノ處分其地ノ條件手續等ニ付テハ還附實行ニ先チ日支兩國間ニ協定ヲ遂クヘキコトノ條件ノ下ニ同地ヲ支那ニ還附スヘキ旨ヲ支那政府ニ對シ約束スルコト

ルコト)

六、(本件ハ他日更メテ商議スルコト)

七、(大體ニ於テ四月二十六日(10)ノ修正案ニ同シ)

膠州灣ノ還附ニ關スル件

(四月二十六日ノ案ニ同シ)

註一 本欄下位に算用數字の號數を入れたるものは、現在有效のもの、その他は華府會議にて讓歩消滅に歸したり。

第十六編 憲政會篇 (在野第一期)

第一章 元老及び寺内伯への挑戦

(一) 憲政會生る

(同志會と中正公友兩派との合同)

憲政會は大正五年十月、伯を戴いて生れ、昭和二年六月、伯の死後一年餘にして滅びた。即ち憲政會の名は、加藤高明の名を描象し、其實も亦、伯と運命を共にしたもので、之を『加藤の憲政會』と銘打つても、些の不思議を感じない程である。而して憲政會が有名なる『十年苦節』の形容詞の下に、政黨として受く可き凡ゆる試煉を受け、伯にして初めて耐へ得たと信せられる艱難の限りを嘗め盡くした過去を顧みれば、憲政會總裁の名は、伯にとつては、或る意味に於て至高至譽の肩書であらう。況んや『憲政會』の名稱さへ、伯自ら名附けた事を考へる時、此『不可分』はいよいよ痛切に感ぜられるのである。

憲政會の産婆役は高田早苗博士であつた。同氏が大隈内閣の文相であつた頃(天正五年六月)、自分の黨派的白紙の地位を利用し、三派合同を斡旋するに及んで、從來『同志會への併合』を氣遣つて居た中正、公友兩派の感情も自然緩和せられ、此企ては漸く進展の緒を得た。併し、結局は同志會の擴大を意味するので、合同運動は一進一退を免れなかつた。而して八月頃、山縣公が朝鮮の寺内伯を招かうとして居る事が愈々明白となるに及んで、形勢は大いに進んだ。高田博士の奔走は勿論、大隈侯も亦骨を折つて大政黨の結成を急いだ。

この間、伯は『同志會を解體して新黨を樹てるに就いては、(イ)主義政見の完全なる一致の外に、(ロ)已むに已まれぬ勢が實在せねばならぬ。外面的一致を人工的に作り上げて新政黨を興すと云ふのでは、假令議會に大多數を得た所で、夫れは、繪に書いた力に過ぎない。不自然の集合に過ぎない。却つて同志會よりも弱いものに墮して了ふ。即ち合同は政策的一致に基調せねばならぬ』と主張して居た。濱口、安達の兩氏は、伯の主張に従ふと同時に、萬事が整ふまでは、伯を煩はすことを避けて計畫を進めたのである。

形勢熟するに及んで、九月六日、伯は大磯から歸つて自邸に幹部を招き、合同問題を議した。而して、同志會の政見を基礎として、絶對多數が得られ、而して黨の輿論が希望するならば、素より合同を實行する旨を明かにした。九月十八日、産婆役の高田博士は、伯を訪ねて正式に合同を交渉したので、其夜、伯は自邸に總務一同を招いて協議を進めた。この時、處女は脱兎に變つて居た。總務の内から、評議員會を開いて委員を選定す可しとの説が出た時、伯は『今や創立委員選定は急がねばならぬ。依つて濱口、安達の兩君を假委員として、合同の交渉を一任し度い』と答へて、合同への急展開を號令した。黨の存亡に關する最重大の案件を、少數幹部だけで決するのは何うか、との意見もあつたが、既に大勢を見極はめた伯は、少しも躊躇せず、に實行を命じた。

時恰かも大隈首相は、山縣元老に辭意を傳へ、世間は、後繼内閣に就いて揣摩臆測の最中であつた。合同運動の中には、多數黨を形成して政權を待たうとする肚の人々もあつた。併し、伯は、山縣公等元老の自分に對する感情を知り抜いて居たと同時に、其寺内伯擁立の計畫をも承知の上であつたから、新政黨が組閣準備の爲の

バラック建築であると邪推した政談を、心の中で笑つた。一方に、之を黨の内外に明示する必要を感じ、先づ九月二十五日、同志會常議員會の席上

『新政黨樹立を見て世間には動もすれば後繼内閣の引受準備なりとし、内閣更迭と新政黨組織とを關聯して考ふるものがあるが、之は大なる誤りである。元來三派の合同は、過般の總選舉以來の宿題で、諸君に於ても非公式に之が促進の運動を試みられたのである。今漸くこの宿題が公式に解決せられんとするに過ぎないのであるから、諸君に於ても世上の惑を釋くに於て夫れ、意を致されることを切望する』

と述べて暗に黨員をも戒しめた。而して同日、次節所記のやうな經緯を経て黨首に推され、十月十日、同志會を解黨し、同日、憲政會の結黨式が舉げられた。斯くて『在野十年』の大政黨は誕生する運びとなるのである。

(三) その總裁に推さる

(結黨式と堂々たる新陣容)

三派合同は總選舉以來の宿題であつたが、遡つて山本内閣の當時(天正二年)から唱へられて居た非政友合同の運動も、その名残りの絲を茲に引いて居た。但だ、前回は同志中正の兩派の外に、國民黨を合する計畫であつた爲に、感情的に架橋し難い暗渠が横はつて居た。然るに、今回は、其代りに公友俱樂部(大隈伯後援會の後身が加はつたので、其所に完全なる與黨三派としての合同の自然性があつた。

然も其合同運動の裏、黨首に關する目標は、前回の場合と大差が無かつた。即ち黨首の候補は、大隈侯であつて加藤伯では無かつたのである。前編既述の如く、大隈内閣の初期に於ける合同運動は、一面には伯の排斥を意味し、『大隈伯を總理とし、加藤男を一枚引き下ろして副總理とする』希望が伏せられて居た。今度の場合でも、伯の人氣が従前通り昂がらぬ以上、大隈侯を總裁に推戴するの希望が、依然として多數を支配して居たのは當然と言はねばならぬ。

而して英國の政黨組織を識る幹部中には、大隈侯を新政黨の總裁に、加藤伯を貴族院に於ける首領に、而して尾崎行雄氏を衆議院に於ける首領に推薦し、以て兩院縦斷の新組織を實現しやうと企圖したものがあつた。また縦斷云々の名目を別

としても、大隈總裁の下に、伯と尾崎氏の二名を副總裁とする説は高かつた。伯が元老の間に不人氣である事は周知の事實であつたから、政權焦慾の連中には、伯を黨首とするの不利を信じて、大隈説を絶叫した向もあつた。

伯自身も亦、大隈侯を推戴するのが當然と考へた。同志會内に於てさへ屢々繰返された内輪揉めの經驗から、三黨を集めて渾然一體と化するの難事を思ひ、之を侯に頼るの安全なる所以を考慮した。一方に、先づ侯を戴いて三派の融合統一を計り、その確立を俟つて伯を推さうとは、高田博士の胸中でもあつた。尾崎氏また、三派の上に超在する侯の統率を最良と考へた事、言ふ迄も無い。斯くて九月十八日(天正五年)高田博士と伯との會見の際にも、暗黙の諒解があり、十月に入つて尾崎氏を加へた三者が正式に大隈侯推戴を約した。そこで伯は、非公式に二回まで侯の出馬を促がし、次で十月六日、高田、尾崎の兩氏相携へて侯を説き、侯の聽かぬのを見て、七日には伯が三度目の力説に出掛けた。併し乍ら、侯は斷然固辭し、却つて伯の新黨首たらんことを勸告して已まなかつた。

之より先き、新政黨の最高統制機關として黨首制を採るか、總務委員制を採るか

に就いて、各派委員の間に議論があつたが、結局、二百名近い大政黨の統制と活動の敏活とを得る爲には、前者を至當とする説に一致した。故に、大隈侯が起たないと云つて今更ら制度を變更す可きで無かつた。況んや立黨の宣言書は十月八日に發表され、十日には結黨式の手筈が確定して居たので、尾崎、高田兩氏は伯を推す事に一致し、九日朝、兩氏は伯を訪ねて此交渉に入つた。尾崎氏口を開いて伯を説き、中正公友の兩派は二人で引受ける旨を熱説し、茲に漸く新黨首が生れることになつた。實に結黨式の一日前の事である。それから引續き伯の邸で聯合委員會が開かれ、高田氏から大隈侯との交渉顛末、並びに伯を推し度い旨の説明があり、全員一致之を承認したのである。

黨名は、伯と尾崎、高田の三氏に一任され、伯の主張に依つて憲政會と命名され、翌十日午後一時から、築地精養軒に於て結黨式が擧げられた。會する者三千、而して新黨の代議士は、同志會百五十四、中正會二十一、公友俱樂部二十二、その合計百九十七名に達し、一舉にして絶對多數(定員三百八十一名)を贏ち得たのである。伯は比較的簡單なる就任挨拶の中に、直ちに元老と寺内々閣とに酬ゆる次の一句を高調

して満場に拍手を雷鳴させたのである。

『本日^一を以て結黨式を擧ぐるは偶然なりとは、云へ、又實に深刻なる意義があると思惟するのである。顧みるに憲法發布以來將に三十年に垂んとし、漸く憲政の運用を見るやうになつたとき、思ひきや、憲政の前途猶未だ遠く、其の前途に多大の障害のある事を發見したのは、諸君と共に遺憾とする所である。我等は憲政の本義を全うすべく、將に是等の障害を排除せねばならぬ。向後新黨の結束を鞏固にし、飽く迄も我等共通の目的を貫徹する爲に奮闘し度い云々。』

この挨拶後、伯は尾崎、高田、武富、若槻、片岡、濱口、安達、の七氏を總務に指名した。同志會の擴大であること明白であつたが、尾崎、高田の兩氏と四十餘の議員を加へて陣容誠に堂々たる新政黨が成立した。而して伯の總裁就任に對しては、滿天下之を當然と認め、新政黨の發展を憲政の爲に激勵した。たゞ伯の元老との關係から、政權に縁遠いことを豫評する消息通もあつたが、是れぞ、伯が當日の挨拶中に、『障害を排除せねばならぬ』の辭を用ひて暗に挑戦した所である。蓋し政黨首領として冲天の氣概を示したものであつた。

併し乍ら、伯が此憲政會を率ゐて、文字通りその『障害』と戦ひ、八年の苦戦を闘ひ盡さうとは、世間何人も豫想し得なかつた所である。また、此日の盛況と陣容とを以てして、八年(所謂『在野十年』)も野に居らねばならぬとは、當日の會衆中の誰れ一人思ひ設けなかつた所であらう。

(三) 元老及び寺内々閣に對する戰意

(率直に彼等の挑戦を認めて起つ)

大隈侯の加藤伯奏薦は無視されて、元老は寺内伯を奏薦し、大命は忽ち寺内伯に降下した(天正五年十月五日)。大隈侯が伯を後繼首相に奏薦して辭表を捧呈し、而して他の閣僚の辭表が未だ纏められぬ先に、即ち總辭職が正式手續を了しない前に、大命は寺内伯に降下した。山縣系の畫策の疾くに熟し切つて居た事を語るもので、恐らくは未曾有の早手廻しとして一驚せねばなるまい。

元老、就中、山縣公が、大隈侯の加藤伯奏薦を無視した理由は、前述(第四次外相篇)の如く、舉國一致の爲には、一政黨の首領では不可であると云ふにあつたが、之は一片

の遁辭に過ぎぬ。實は山縣公が、子分の寺内伯を推し、兼ねて政黨の發達を抑壓しやうとした思想の産物に外ならなかつた。されど大隈侯の奏薦を無言で握り潰しては、如何に元老でも專斷の度を失する。そこで山縣公は、一方で、寺内伯に大命降下を奏請し乍ら、他方で、伯を自邸に招いて因果を含めやうとした(十月五日)。その趣は、舉國一致の必要上、首相は何の政黨からも求めることを止め、公正無私の立場にある寺内伯を推薦したから、何分の援助を頼むと云ふのであつた。其場に至つて何事をも訴へるやうな伯では無い。『考慮はしやうが恐らく困難であらう』と、簡單明瞭に答へて、少時にして辭去した。『頼み』とは、體裁の宜い『斷はり』の遁辭に過ぎぬこと勿論である。伯が、公然と元老に挑戦して彼等の政黨反對の思想並びに政權私議の專横を打破しやうと決意したのは、此時からである。

夙に元老の政治容喙を立憲政治の癆と認め、積極的には、先づ外相として元老への機密文書内示を廢し、其他、元老の忠告を冷やかに取扱ひ註、消極的には、元老の門を叩くやうな政權運動の一切を峻拒し、常に反抗的精神を閃めかして來た伯は、之より、奮然起つて政黨對元老の戰を宣言し、一人踏み止どまつても決戰を敢行しや

うと決意したのである。註 第四次外相時代に「元老が註文をしたいなら、興津などに居ないで東京に住んで貰ひ度い」と、昂然語つたのは有名な話の一である。

その第一矢は、十月六日に弓弦を放れた。即ち寺内々閣に、後藤新平、仲小路廉の兩氏が入閣する事を耳にするや、直ちに使者を平田伯の許に遣はして新首相への傳言を依頼した。その内容は、同志會(憲政會は立憲進行中)が寺内々閣と戰はねばならぬと云ふ意味のもので、其通告は寺内首相を指しては居たが、同時に、山縣公との五日の會見に對する返答をも兼ねたものである。山縣公から見れば、無禮な返事の仕方と思つたであらうが、伯から見れば、舉國一致の名を濫用する者に對する、正當なる挑戦を意味したものであつた。『伯爵平田東助傳』に掲げられて居る加藤伯の傳言の趣は次の通りである。

『聞く所によれば、後藤子及び仲小路廉は新内閣に入り、殊に後藤子は内閣重要な地位を占むべしとのことなり。此二人は最近に我が同志會を脱退したる人なり。此人をして入閣せしめ要地に就かしむるは、即ち新内閣は我が同志會に對して戰を挑むに似たり。閣下は寺内伯と別懇の間柄なれば、閣下より此意を寺内伯に傳へられんことを望む。但し此の申し進めは

何等希望の意を帯ぶるにあらず、唯我黨に於ては、之を挑戰的態度と認むと言ふことだけを御諒承あらば即ち足れり。』

此傳言が早速傳へられるや、後藤伯は事態を重大と見て入閣を避け、閣外からの援助を申出たが、寺内、平田兩伯に勧められて入閣を諾したと云ふ。一方に寺内伯は山縣公を訪ふて應急策を頼むと云ふ波瀾を起した。蓋し、今將に成らんとする二百名の大政黨を敵としては、執政の困難は兎に角、差當つて舉國一致の看板が揚げられない。そこで山縣公の所謂應急策に従ひ、十月八日、寺内新首相は伯を下二番町の邸に訪ねて、懇々と組閣の事情を述べ、代表者を同志會から入れて援助して貰ひ度いと申し入れた。素より出来ない相談であつた。

尤も新内閣は寺内伯が總理と大藏と外務を兼ね、後藤伯が内務と鐵道とを兼ねると云ふ人材拂底の始末であつたから、同志會からの入閣を誘ふ表面の形だけは認められた。併し伯は無論、一議に及ばずして斷はつた。一考の餘地が無いから、各自其所信を實行しやうと答へて、早く既に不信任の意を表示した。

(四) 元老否認と『憲政常道』の宣言

(政黨の陣頭に起つて立憲政治の爲に戦ふ)

元老及び寺内々閣に對する第二、第三の征矢は、弓勢鋭く伯の政黨の弦を放れて飛んだ。『元老何者ぞ、政黨吾に在り』と云ふ矢聲は、津々浦々に鳴り渡つて、伯が進軍の勢を反響したのである。

態々使者を派して、寺内々閣及び山縣元老一派に最後通牒を送つた伯は、その三日後の十月十日(大正五年)同志會の解黨式に望んで、公然と、元老及び官僚の一派に攻撃を試みた。今日から見れば、敢て快心の熱辯とも思へぬであらうが、政黨未熟、元老專制の當時にあつては、日本最初の反元老の宣言として、著るしく天下の視聽を惹いたこと言ふまでも無い。伯は演説の一節に云ふ、

『……然るに世間の一部には、吾人と見解を異にし、政黨を無用と認め、所謂政黨無用論を爲す者がある。勿論、吾々が政黨を組織する所以は、國政に貢獻するの誠意に發するもので、此思想を共有する人々が團體を形成する事は、自然の成

行であると共に、憲政當然の歸趨である。いま是を忌み嫌ひ、進んで之を滅ぼさんと企つるが如きは、不可能事に屬するは勿論、思想的にも甚だ不幸なる現象と言はねばならない。實に今日は、政黨の代表者こそ國政輔弼の大任に膺らねばならぬ時局に面して居るのである。然るに何事ぞ、政黨に何等の基礎を有せざる者をして内閣を組織せしめ、其下に於て舉國一致の實を擧げんと云ふが如きは誤まれるの甚だしきものと言はねばならぬ。畢竟、政黨を解せざる偏見が、斯かる變態を發生するのである。但だ、同時に吾々は、政黨の信用が一部に存在しないと云ふ事實をも閑却してはいけぬ。茲に吾々は、自らも政黨改善の爲に努力すると共に、斯かる一部の謬想を打破するの急務なる事を疾呼せんとするものである。』

射撃は未だ遠距離から試みられて居る。同日午後の憲政會結黨式に於て、立憲政治上の『障害』の辭を用ふるに及んで戦線一步を進めたが、十一月に入つて、東北遊説の途に上り、山形仙臺其他の各地に轉戦するや、いよいよ野戦攻勢を展開して痛烈に元老に討ち掛つた。見様に依つては、此『山形市演説』こそ、伯が確然と元老

に挑戦して、遂に長々八年の持久戦に入つた第一日とも稱せられるものであるから、其二時間に互つた大演説の一節を左に引用せねばならない。

伯は元老が大隈侯の奏薦を無視した非立憲の行動を責むるに當り、先づ例を英國に求め、保守黨のソールズベリ侯が隱退の際に自黨のバルフォア氏（現伯爵）を推薦し、自由黨のバンナーマン氏の後に又同黨のアスキス氏が後繼首相に推された事實を説き、政策的に倒れたもので無い限り、首相が自黨の後繼者を推薦して組閣させるのが政黨政治の常である次第を明かにした後、

『然るに事之に反して寺内々閣が成立したが、その成立の重なる理由なりとて確かなる人より聞く所に據れば、「加藤は總理大臣の資格はあるが、今日は舉國一致事に當るべき場合であるから、反對黨を有する政黨の首領を以てするは不可である、故に政黨以外の寺内伯を以て適任なり」と云ふのである（筆者註是れ山縣公の言）。勿論、憲政上、内閣組織者は政黨首領たらざるべからずと云ふ規定は無いけれども、憲政の本義に照らして、政黨首領が内閣を組織するは當然である。然も「政黨首領なるが故に内閣の組織者たる能はず特に此際に於てをや」と云

ふが如きは、識者の到底諒解し難い思想である。何となれば、今日舉國一致の時に當りても、政治は各人各自の意見の異同を論究して互ひに研鑽して爲すものなる以上、一部の反對者なくして實を擧げると云ふ事は、根底から誤つて居るからである。

假りに百歩を譲つて舉國一致の内閣を今日の絶對必要條件として、然らば寺内々閣は如何。彼は何等衆議院に根據を有せず、又貴族院に於ても特別の緣故ありと云ふべからず、只總理大臣として多少の政見ありとするも、單に官僚系の代表、寡頭政治の代表たるに過ぎない。而して寺内伯を推薦したる少數者と雖も、惡意に出でたもので無いとしても、その思想は恰かも政黨を國賊視し、叛逆視する舊思想を脱せざるの輩のみ。

惟ふに彼等と雖も、寺内々閣の顔觸を見ては失望せざるを得ざる可く、特に其主義方針を見ては、落膽を禁じ得ない事であらう。是れ素より當然である。茲に於て、我黨は今日の場合、法律の許す範圍に於て、速かに憲政の運用を其常道に歸せしむるやう奮闘努力せねばならぬ云々。』

此演説の全國に傳へられるや、政界に非常なる衝動を與へた。一見明白に、山縣公等元老を難ずると同時に、憲政會は、政黨自身の力で獨往邁進する決心である事を表明した。世の政權を希ふ人々が、政黨員と官僚とを問はず、暮夜必ず元老の門を叩いて訴ふるを常とした時代に、短刀直入、元老否認の説に近いものを公言したのは、壯烈なる勇氣として迎へられたのである。

就中、この演説は『憲政常道』の源の尊い一滴を發露した點に於て特に名高い。あはれ『憲政常道』の一語——是れ憲政會が在野八年の長い歲月、叫びに叫び抜いた沈痛悲壯なる標語であつた。政權いくたびか官僚の手に横取られる度毎に、憲政會は此一語を合唱高調して輿論に訴へた。而してこの有名なる標語は、實に、伯が在野の第一年に、而して元老及び官僚への挑戦の第一陣に、右の山形演説に於て發したのは、同黨の爲に永く忘れ得ない思ひ出で無ければなるまい。

さて伯の攻勢は決して熄まない。歸京して後の政談にも、寺内々閣を正面から攻めやうとする決心は、總ての妥協や勸告を排して眞一文字に表現されて行くのであつた。

(五) 攻勢防禦を必要とした真相

(憲政會を撃破する爲の寺内々閣)

久しく元老の措置を不快とした識者は、伯の態度に滿腔の同情を灑ぐのであつた。また政治通は、伯の態度を下手であり、損であり、非現實的であると評した。斯う端的に元老に抵抗しては、到底政權の廻つて來る見込は無い、結局徒らに空論を叫ぶ結果になると、伶俐らしい顔でさゝめき合ふ向もあつた。

併し乍ら、假令愚直と評されやうとも、伯の持前の闘志は、既に動員されて居た。我國政黨の大試煉の爲に、伯の胸は、實に燃ゆるが如き犠牲の精神を以て充滿されて居たのである。一に政黨政治の理想の爲に起つた。而して、その奮起には刺戟と根據とがあつた。既に山形演説に於て伯が疾呼した通り、一部元老及び官僚の徒が『政黨を國賊視し、叛逆視する』のに對して、立憲の正道から黙過しては居られなかつた。更に進んで、伯は山縣公と寺内伯との聯合が、舉國一致と云ふ不可能の表看板を押し立てた裏面に、『憲政會の撃破』を計畫して居る事を見抜いた。茲に

於てか、伯は正當防衛の手段としても、起たねばならなかつたのである。

伯は其親友に斯う語つた事がある——大隈侯の起用は、政友會の絶對多數を破壊させる爲であつたが、それが成功すると、今度は轉じて憲政會の絶對多數を撃つ爲に寺内伯を起用した。斯く一政黨の勢力が伸びると、之を抑壓し、飽く迄も政黨政治の確立を妨害するのが、一部元老の慣用手段である——と。即ち、伯は寺内々閣の使命が、憲政會の破壊に在ることを洞察した。さらば、撃たれる迄茫然と待つよりも——或は妥協して其下に一時の安を偷まんよりも——男らしく出でて一戦を試み、最後まで政黨の聖域に陣して勝敗を決しやうと覺悟したのである。要するに、寺内々閣に對しては、伯は正面より戦ふの外に途なく、寧ろ斯う仕向けられた争であつて、伯の態度は極めて合理的であつたと評するの外はない。

十一月二十日の福井支部發會式に臨んでは、伯は一層深刻に、寺内々閣の否認を高調し、併せて政友會が、政黨の本義を忘れて此超然内閣に接近(次項参照)するの傾向ある事を戒しめた。その一節に、

『原君の内閣でも今日の内閣よりは遙かに優しであらう。然るに加藤、原共に不適任と認め

られたのである。而して現内閣の一員は、不言實行を聲明して居るが、苟しくも政治家たるものは、政策を天下に宣布し、然る後に、其是非を國民に問はねばならない。今日の國民は、「依らしむ可し、知らしむ可からず」と云ふやうな幼稚な國民では無い。況んや少數の政治家が、不言實行などと言はして置けば、何を仕出すか判つたものでは無い。また頻りに善政を布くと唱へて居るが、何れの内閣でも善政を布かうと心掛けないものは無く、唯だ夫れが完全に行はれるか何うかは、内閣の實力如何の問題に歸着するのである云々』

と揶揄して居る。月末歸京するや、席の温まる暇もなく、今度は關西方面に黨勢の擴張を試み、十二月一日には山口支部大會、二日には九州大會、五日には長崎縣支部發會式、六日には佐世保演說會、九日には熊本支部發會式、十一日には大分支部發會式、十二日には門司、十三日には廣島、十五日には神戸と、各支部大會や演說會に臨席して隨所に憲政常道論を力説し、十七日の朝歸京して、夫れから直ぐに對議會策の黨議を主宰すると云ふ活動振りを示した。蓋し、元老と官僚とに初めて挑戦した憲政の主將として、戰意満々たる伯の眞骨頂が、十分に發動されて居たことを想見するのである。

(六) 伯の不信任案の演說

(大義名分論と伯の總裁振り)

いよいよ議會(第三十八通常議會)に臨む憲政會の態度を決する爲の最高幹部會は、十二月二十三日(大正五年)、伯の邸で開かれた。之より先き、同會の中堅組から不信任案提出の申出があり、その内容は、(イ)内閣不信任案の提出と、(ロ)元老の非立憲的行動を否認する上奏案の提出を含んで居た。然も幹部中には、不信任案を振り翳して正面から突撃する事を、不得策と説く者もあつた。

是等の人々は、突撃して解散に遭ふことは、年若い憲政會にとつては冒険に過ぎる。寧ろ個々の政策問題を戦つて、内閣を輿論的に撃退する方向に進む可きであると主張するのであつた。即ち總選舉の結果を悲觀する論者で、斯かる決戦(不信任案で行けば解散に決まつて居る)は、憲政會の内部の結束を堅め、且つ總ての準備を了して後に敢行す可く、結黨後僅々二箇月を出ない新政黨として、冒す可く餘りに危険である。況して政友會は勿論、國民黨と雖も決して信ず可き友黨では無く、却つ

て十分の警戒を必要とするの事情を説いたのであつた。

之に反し、尾崎氏以下は『大義名分』から、不信任案一途邁進を力説した。『大義名分論』は當時の警語で、立憲政治の爲に官僚内閣を否定する標識を宣揚したものである。而して幹部の多數は之に賛し、中には寺内々閣の如きは鎧袖一觸で倒れると信じ、又解散があつても、總選舉は依然、憲政會を第一黨に安置すると考へた人もあつた。兎に角、幹部の多數は意氣軒昂、抑へ難い勢を成して居た。

伯は靜かに兩論を聽いて居た。而して、其胸中は、既に山形演説以下で所信を發表した通り、憲政常道の爲に、堂々と決戦する事に決まつて居たが、然も自説を差控へて、飽く迄も諸幹部に議を練らしめやうと努めた。『戦へば解散に遭ひ、大干渉を受けて随分苦戦すること、思ふが、諸君は斯かる困難の場合を覺悟して居るか』と反問し、『本當に不信任案で戦つて悔いる事はないか、慎重に考へられ度い』と繰返した。幾度も念を押し、大多數の戦意を見極はめて後、『解散を避け乍ら内閣を倒し得る途があるならば宜いが、その成算が無くて單に頭數の保全の爲に解散を避けることは、憲政會の面目が許さぬ』と裁斷した。即ち幹部の議を盡させて後、慎

重審議の末に、黨首として決戦の斷を下すのであつた。後に至り、幹部は、黨首の試煉が、早くも伯に積まれつゝあることを顧み合つた。

さて一方に、國民黨は超然内閣反對の決議を發表し、憲政會に對して共同戦線を申入れて來た。憲政會智者無きに非ず、『國民黨は三浦子を通じて寺内々閣と暗に脈絡を保つた。今や憲政會を誘つて解散の陥穽に引ッ張り込み、選舉で重傷を負はせて積年の怨を晴らす肚である』と推斷して、之を伯に建言した人があつた。その時、伯は笑ひ乍ら、『その位の事はあらう、併し憲政會は独自の信念で進むのであるから、三十名足らずの彼等の行動は、多く意に介するに及ばない』と答へた。而して一月十九日、いよゝゝ議會の本舞臺に臨むに當り、不信任案提出の議を決し、二十一日、議員總會を本部に開いて、其席上、改めて寺内々閣反對の演説を試みた。完膚なく内閣を攻撃して餘す所が無かつた。茲に其大要を掲げる。

『抑々現内閣は誠心誠意、不偏不黨を標榜し、之によつて政治を行ふと稱するも、今日まで果して如何なる施政を爲したるか。然も何れの内閣と雖も誠心誠意ならざるはなし。誠心誠意は敢て寺内伯の專賣に非ざるなり。思ふに我國政治の根本は、先帝陛下の御遺志たる「萬機

公論に決し上下心を一にして盛に經綸を行ふべし」てふ聖意に添ふべきものにして、斷じて少數人が勝手に事を決し、以て民意を無視するが如き政治を許さざるなり(中略)。而して現内閣は常に舉國一致を云々するも、抑々如何にして舉國一致の實を擧げんとするか。我が憲法施政以來今日まで著名なる政治家が寺内伯と同一の衝に當りたるも、實際上政黨を基礎とするにあらざれば政治を行ふを得ざるの事理を體得し、伊藤公の政友會に於ける、桂公の同志會に於ける、皆此の意味を理解して組織せられたるものにして、決して單純なる理想には非ざりしなり。然るに失禮ながら政治上の實驗なき寺内伯が、如上先輩の苦心實驗を無視し、是等の諸先輩が必要なりと認めたる手段を執らずして、全く別個の方法によりて政治を行はんとするも、如何にして立憲の趣旨に添ひ得るや。

我が國は今や國際の變局に處し、益々帝國の地位を高め、國力の充實を圖らんが爲め、幾多の施設を爲さざるべからざる時に當り、國民に全く没交渉にして其の後援を有せざるものが、如何にして此の大任を盡くすを得んや。現内閣成立以來茲に四箇月を閲せり。而も其間何事をか爲したる。唯だ誠心誠意を説き、秉公持平を唱ふるの外、何ものをも行はざるにあらずや。殊に現内閣は、前内閣の外交を刷新するが爲めに起てりと稱せられ(中略)、又曩に余が首相の招きに應じて會見したる時の如き、一時間半に亙りて現内閣の外交方針を聴取せり。而して其

の内容は、勿論絶對祕密に附せられ居る限り之を公表する能はざるも、要するに寺内伯は就任以來苦心慘憺の結果、外交方針確立せりと云はるゝも、我が輩の胸に浮べる感想によれば、外交方針は歴代内閣の外交方針に一點の相違あるを見ず(此の點だけは特に公表すべきを明言し置きたり)。此の一事を以てするも伯が外交方針を案するに難からざるなり(中略)。

寺内伯はまた常に誠心誠意を以て政治を行ふべしと稱す。伯は又洵に正直の人なり。而して其の同伴とする人の中にも斯る人物あり。然も其の中には、主義節操を辨へず、一黨の危急存亡の時機に際會せば、一身の安全を圖らんが爲めに、其の友を賣り、同志の困難を顧みざる人すらあるは、立憲同志會當時の人々は能く承知する所ならん……。

之を要するに現内閣は、誠心誠意の主義なるものをも實現し得ず、全く無爲無策にして何事をも爲し得ずと評するも過言にあらず。然るに何者の俗論ぞ、不信任案の提出を以て大權を侵犯するものとなすものあり。固より斯かる俗論には耳を假すの要なきも、天皇の大權を尊重するに就いては、吾人敢て人後に落ちざることだけを一言し置かん。吾人は政治家にして一朝大命を拜することあるも、其大命を遂行するの確信なくんば、敢て之を拜受せんとするが如きは、到底余の贊せざる所なり。この見地より現内閣を批評するに何の支障ありや。今や戰に臨まんとするに當り、徒らに斯る汚名を我黨の上に蒙らしめんとするは抑々何者の惡戯

ぞや云々。』

即ち内閣の『誠心誠意』と『舉國一致』の二枚看板を笑殺し、『秉公持平』の標語の裏に、卑劣不正直の閣僚の存在するを指摘した。其日の午後五時から代議士及び黨員等八百餘名を築地精養軒に招いて慰勞の宴を張つたが、その席では例の皮肉諷刺に満ちた挨拶で満堂を歡ばせた。一節を紹介して置く。

『前略』今日は諸君に紹介すべき一人の珍客があります。即ち今回山口縣の補缺選舉にて當選された瀧口吉良君であります(中略)。いま瀧口君から聞く所に依れば、何人か知らないが、「大岡育造起つ、憲政會は山口縣の敵なり。入る可らず」と數萬通の同文電報を打つて瀧口君の選舉を妨害した由であるが、這は決して只の惡戯と看做す事が出来ません……。由來我が黨の中にも、閥族打破と云ふ言葉を用ひる人がある様だが、這は或る長州人に對しての假の用語で、昔の長州征伐などとは意味が違ひます。長州人も同じく憲法に依つて與へられたる權利を、他の一般國民と共に有するのであります。但だ長州人なるが故に、日本人中で特に卓越した權利を持つ可きでは無いと云ふだけであります(中略)……。時に原君の今日の演説中の一部に、「政友會は嚴正中立を以て立つ。是れ最も國家に盡す所以なり」と云はれた由なるも、凡

そ嚴正中立とは、甲と乙との國が戰爭するに當り、丙丁の國は傍觀すると云ふ事である。果して政友會にして嚴正中立を嚴守すると云ふならば、議會に於て票決にも加はらず、採決にも加はらない事になりませう。斯くて何うして議員の職責を盡し得るか、見物し度いものであります云々。』

斯くて戰意日に加はり、戰機既に熟し、休會開けの劈頭、不信任案の提出となり、茲に憲政會の上に、忘れる事の出来ない難苦の第一日は到來した。

(七) 解散、總選舉と憲政會の大敗

(約八十名の代議士を失ふ)

政略的と云ふよりも、寧ろ陰謀的の解散が、一月二十五日に行はれた。憲國聯合で提出された不信任案に對し、寺内々閣が解散を奏請したのは、表面は當然の政戰であるが、裏面は憲政會を撃つ爲に、山縣系と政友會と國民黨とが、竊かに相呼應した陰謀の政戰であつたと云はれて居る。

原敬氏は大隈内閣の後半期、足繁く山縣公を訪ふて寺内々閣後援を約し、先づ之

を利用して前期の敗辱を雪ぐ事を策したと稱せられる。また、犬養氏は、憲政會に復讐する念願から、議會前に寺内伯と通じ、憲政會を不信任案提出まで引ッ張り込み、解散に導いた上、總選舉に於て一撃を與へやうと畫策したと云はれて居る。眞偽は不明である。然も當日、犬養氏が述べた不信任案理由説明の演説が、憲政會から見て頗る不満足、否な寧ろ翻弄的と考へられた一事に鑑み、更に、其反對演説を試みた元田氏が十分に前内閣と憲政會とを非難し盡した後、いよゝ憲政會の尾崎氏が演壇に立つや、突如、解散の詔勅が下された事實に照合して、其裏面に前記のやうな三角密約が陰謀されたと推定されたものである。

果して然らば、説明役を國民黨に譲り、自分は罵られた儘で結局一言も吐かずに了つた憲政會こそ、此上ない損を見た譯である。されば、夙に國民黨の肚を疑つて警告した人々や、不信任案説明には自黨が當る可き事を主張した面々は、著るしく憤慨した。その夜、伯を圍む幹部の會合でも旺んに此聲が揚がつた。併し伯は、その時、案外平氣で、遂に一言も犬養氏の行動に就いて批評もしなかつた。實に張合ひの無い程、冷靜に構へ、只反對黨に議論を盡させない解散の方法に對して公憤の

數言を漏らした以外は、當然の事が當然に行はれたと云ふ風であつた。審慮の後に發し、而して事後には寸悔しない男性の一面を見る。

而して翌二十六日、本部に前代議士會を開くや、伯は舌端火を吐くやうな攻撃演説を試み、黨員を激勵した。その中から二三の要點を摘録する。

「今期議會僅かに三日の間に於てさへ、現内閣は更に其の爲す無きを天下に暴露せり。また其「誠心誠意の標榜」の無實をも暴露せり。彼は徒に前大隈内閣を誹謗するを以て能事とするは尙ほ恕すべきも、昨日の議會に於て尾崎君に發言の機會を與へず、自己に都合の好き事のみを陳述して議會を解散するが如きは果して誠心誠意を口にする人の爲すべき處なるや。又首相、外相の演説は、只如何にも前内閣に於て失政のあるかの如き事を臭はせ、而して「外交關係の事に關しては疑雲を一掃す云々」と述べ、外相又同様の事を繰り返へし居るも、是に就き國民黨並びに公正會一部の同志と協議の上、祕密會の内容を公表して之を國民に周知せしめんとし、政府に迫りたるに、彼は斷然之を拒絶したるが如き、是れ誠心誠意を缺ける何よりの證據ならずや。

尙ほ外相の演説中、前内閣が支那の内政に干涉せるが如き意味の事を仄かしたるが、現内閣の首班たる寺内伯が支那第一革命當時に懷かれたる意見は抑々如何。伯は當時支那共和政

治に反對して之を防止せんとするの意見を懐かれ之を或る責任ある人に建議せる事は公知の事實ならずや。假令支那に共和政體が出現するとも我が金匱無缺の國體に微動だも與ふるものにあらず然るに之を杞憂し他國の共和政治に干涉するが如きことを爲したるは何人ぞや。又前内閣當時動もすれば支那の内政に干涉するが如き各種の運動を爲したりとの意味をも仄かしたるも其の運動なるものゝ個人に關するものは余の知る所にあらず寧ろ寺内伯こそ熟知せらるゝ所ならん(中略)。

又寺内首相は列國が猜疑の眼を以て我が國を見る云々と言ひたるも斯くの如き言は反對黨たる政友會ならばいざ知らず責任ある要路の人として議政壇上に於て之を公にするに至りては單り政治徳義に背反するのみならず國家の利益を放擲して顧みざる不謹慎極まる言動と云はざるを得ず。而して政府は之等の事件に關して如何にも前内閣を攻撃するの材料豊富なるかの如き事を仄かして得々たるは實に憫むべく又國家の爲に悲しむべき事なり。凡そ外交の事は政争の具に供すべからざるは云ふを待たず。然も寺内首相本野外相共に之を口にし居るに拘らず今期議會に於ける如上政府當局の態度たるや自ら戦を挑み而も前内閣を攻撃する爲に外交問題を以て其具に供するに至つては實に言語道斷と云はざるべからず。此の一事を以てするも現内閣が其標榜する誠心誠意とは明かに相容れざるを見るべし。

殊に昨日の議場に於て我が黨の領袖たるのみならず前内閣に於ける有力なる閣員たりし尾崎武富兩君をして此の非難に對する辯明の機會をも與へずして解散するが如きは之を大隈内閣の下に行はれたる解散當時反對黨たる政國兩黨の諸君をして十分に意見のある所を盡さしめ政府當局又之に應酬して最早一言の盡さざる所なきまでに言論戦を交へて後に解散せるに對照する時は其間立憲思想に於て雲泥の差あるを認む可し(後略)。

總選舉に臨んでは伯は南征北陣例に依つて理路整然たる辯説を全國に揮つた。解散から總選舉までの九十餘日その大半を地方に轉戦したが官權必ず勝つを常とした當時の我が選舉戦に於て憲政會は果して慘敗を喫した。此前の選舉に於て大隈内閣が政友會を一撃するの使命を果たしたと同様に今度の選舉に於ては寺内々閣が憲政會を撃破するの使命を全うした。たゞ違ふ所は前者が『巧妙なる干涉』と評せられたのに反し後者が『赤裸々の干涉』と言はれた一點で、(イ)政府黨の大勝利と、(ロ)第一黨が撃たれて政黨の伸長が抑壓されたと云ふ二點に至つては表裏共に同一の現象であつた。

政友會は五割近くを増勢し國民黨も二割以上を加へたのに反し憲政會は四割

の減少と云ふ、ひどい敗け方を演じた。約八十名の代議士を失つて、同志會の當時よりも遙に劣勢を啣つ身となつた。これに就いて有松英義氏(當時の法制局長官)が『いま少し政友會を援ける事を手控へ、憲政會にも正當なる力を現はさしめたるなら、兩者は伯仲の數になつて、天下の形勢は餘程面白かつたであらう。惜しい事をした』と嘆じた一事は、此總選舉の内容一般を語る最も正確なる批評として記憶さる可きであらう。斯くて

	總選舉 結果(第三十 九議會)	解散當時	増減
政友會	一五八名(二六〇名)	一一二名	四七名増
憲政會	一一九名(二一九名)	二〇〇名	八一名減
國民黨	三六名(三五名)	二八名	八名増
無所屬	六八名(六七名)	四二名	二六名増
計	三八一名(三八一名)	三八一名	—

の勢力を以て第三十九議會(特別)に向ふのであつた。

茲に一つの著るしい現象は、伯が此敗軍に面して少しも落膽の様子を見せない

のみか、逆に闘志に火を點じて幹部を激勵した事であつた。英國の在野黨の His Majesty's Opposition の意義、反對黨の責任の重大性、『政治家の公生活に朝野の區別無し』と云ふ理論等を、眞劍に力説するのであつた。

第二章 外交調査會

(一) 外交調査會の成立

(超然内閣の政略と舉國一致の看板)

伯が外交調査會に入るのを断はつた一事は、其當時は勿論、今になつても尙ほ、時折は是非の論議を聞く程の出来事である。蓋し、此調査會に對して、政略以外に眞價を期待した人々にとつては、伯の居ない事は、即ち一番の大立物を失ふの寂寞を感ぜざるを得なかつたからである。

そも、『臨時外交調査會』は、思想的には三浦子の三黨首會合(天正五年五月二十四日)外交及び國防を政争の外に置いて協力する趣旨に端を發したと稱せられる。寺内伯をして此機關を設置させたのも、亦三浦子であると云はれて居る。一方には此創案者として、或は平田伯、或は伊東伯、又は寺内伯を擧げる説があるが、何れにしても其裏に政略的の動機も潜んで居た事だけは明かである。

由來超然内閣が自家の立場を護る爲の常套は、『舉國一致』の標語であつた。政黨漸く發達して議會の分野が定まり、國論も漸次政黨内閣へと動いて居る時代に際しては、超然内閣や中間内閣は、憲政上存在の理由が無い。依つて竊かに『國家の危機——一政黨では偏頗——故に舉國一致』と云ふ形式的三段論法を高調して、自己の立場を擁護するのが相場であつた。政治的に幼稚な國民の多數は、未だ此怪しい標語を怪しまずに受け容れた。大正五年から同十二年までの間に、寺内、加藤、山本、清浦の四内閣は、何れも此看板を掲げて出現したものであつた。

寺内伯の『臨時外交調査會』も此例に漏れぬ手段の一つであつたと見る事が出来る。恰かも米國が參戰して(天正六年二月)世界戦争の局面が擴大した機會に、日本も軍國方針を統一するの必要ありとの理由で外交に關する最高委員會を組織し、加藤、原、犬養の三黨首を委員に加へて舉國一致、之を期成しやうと觸れ出した。初めは、元老閣員及び三黨首を網羅する案であつたが、實現困難の爲め、寺内首相を總裁とする天皇直隸の委員會に変更された。

思ふに寺内伯の希望は、出来るなら、伯を加へて大外交機關の名實を完備し度か

つたであらうが(？)、寺内々閣としては、他に政略的の意圖が動いて居た事を見通してはならない。即ち、之に依つて議會に於ける立場を築く事、もつと具體的に云へば、國民黨のキャスティング・ヴォートを自己の手に收める事であつた。政友會(二六〇名)だけでは過半数は制し得ない。其所で三十五名の國民黨を味方とすれば大丈夫であるから、何うしても犬養氏を政府側に得る爲の名目を作らねばならぬ(氏は前議會に不信任案を提出した關係上、立派な名目なしには反政府の看板を下ろせなかつた)。そこで恰度軍國の難局に處する舉國一致の好題目を『外交調査會』に發見し、若し夫れ加藤伯の参加あれば可、参加なくとも『舉國一致』の看板は成り立つと同時に、次の議會(第三十九)を切り抜ける目算が立つと云ふ仕儀であつた。

斯くて寺内伯は六月二日(天正六年)に三黨首に諮り、六日、早くも委員の勅命を見たが、其顔觸れは、寺内總裁の下に、委員として内外海陸の四相の外、平田伯、伊東伯、原氏、犬養氏が列なり、伯の名は遂に現はれなかつた。即ち畫龍點睛を缺く。輿論の贊否は、伯の行動を中心として後日まで續いた。そも、伯は何故に委員たる事を峻拒したか。將又、寺内々閣は、衷心から伯の委員たることを熱望して交渉を進

めたか。茲に、伯の傳記に漏らし得ない二三の事情は横はる。

(二) 伯の委員拒絶の顛末

(伯の拒絶を豫定して掛つた筋書?)

伯が外交調査會の委員を拒絶した理由及び交渉の顛末には、世間に多くの誤解がある。然も、正史を綴れば、伯の通つた筋道は、何人も諒解し得る整然たる理路を一貫したものであつた。

伯が寺内首相から此件を聞いたのは、六月二日を以て始まる。その前日、兒玉書記官長は伯を訪ねて、『二日午前首相官邸に御來駕あり度く(國務に付き相談ある故、尙ほ原、犬養兩氏も參會の筈)』を通じたので、伯は直ちに

『一、國務に就ての御相談との事であるが、右の國務とは如何なるものを意味するの、豫め大體聞く事を得ば幸である。

二、尙ほ首相との會見は、原、犬養兩君と同席との事なるが、右は如何なる都合より來りたるものなるや、豫め承知したい』

と述べ、出席諾否の回答は、右の説明を聴きたる後に明示する旨を答へた。すると兒玉書記官長は一旦辭去して再度來訪し、『(一)國務とは外交に關し、(二)原、犬養兩君と同席なるは之を便宜とするが爲である』と復命したので、伯は

『國務に就ての相談なれば、出席しないとは申さないけれども、惟ふに寺内首相は眞に誠心誠意事に當られつゝある事を信するが故に、先づ豫め親しく首相自身から十分に其意の存する處を聴取し、相互に能く諒解を得たる上にて御申出の如く出席すべきや否やを決せんと欲す』

とて尙ほ諾否の返答を保留し、飽く迄慎重なる態度を執つて、先づ之に對する寺内首相の回答を待つたのである。然るに兒玉書記官長は三度來訪して、單に寺内首相が枉げて出席を懇請すると云ふだけを復命し、其理由に就いては、遂に伯の満足するやうな説明を與へなかつた。併し、伯は首相から再三の懇請ある以上は、『其總理大臣たる地位に對し敬意を表して其求めに應ずるの誼に適へるものなるを思ひ、枉げて出席を承諾した(憲政會幹部會席上の用語)』のであつた。

即ち伯は不満足ではあつたが、枉げて出席を諾し、二日午前十時、三黨首と寺内首

相とは官邸に相會したのである。席上、首相から委員會の内容を説明して、贊成ならば其委員たる事を承諾して戴き度いと申出た。之に對し、原、犬養の兩氏は其場で快諾の意を表明した。是れ、此兩氏が事前に諒解のあつたと云ふ想像を生んだ所以である。然るに、全然初耳の伯に取つては、素より即答を與ふ可き小問題では無かつた。慎重熟慮の人に非ずとも、一旦は退いて靜想するの値ある大問題であつたから、伯が意見を保留したのは些の不思議も無い。即ち『此事たる余にありては全く寢耳に水であつて、且つ又事極めて重大である。余は未だ斯る事について何等考慮したる事も無いから、今日即答は出來ない。追つて熟考の上回答すべき』旨を答へた所、寺内首相は、『其回答は、明日又は明後日朝までに』之を聞かん事を求めたのである。

斯く二十四時間、または四十八時間の期間を限る最後通牒類似の要求は、決して禮儀では無いのみならず、問題は斯く忽急に處理さる可き性質のものでも無い。伯は『回答の期間は御免を蒙り度いが、成る可く迅速に答へる』旨を告げた。すると寺内首相は、事急速を要するから返事が延びる場合は夫れを俟たずに決行する

の外はないと明言した。そこで、伯は、自分一身上に關せぬ事は隨意に進行されて、毫も異議なきを告げて別れた。三日夜、伯は意見を纏め、四日中に夫れを首相に報告し、度い旨を申出た所、寺内首相は、『四日は差支へあり、且つ本件は諾否の回答だけを得れば足りるのであるから、明朝差遣はす可き兒玉翰長に回答を明示され度い』と答へ、明かに伯の往訪の意を拒み、議論は聞き度く無い、一言の返答だけを求めると云ふ冷たい態度に出たのである。

是れ伯が、後日昵近者に『誠意は當方にこそあれ、先方の誠心誠意は偽物であつた』と談笑した所以である。普通ならば、一日の中に時間を何う都合しても伯の返答を直聞す可き筋合ひのもので、假令、憲政會が反對であるとの情報があつたにせよ、來訪の無用を答へたのは、伯の委員たる事を誠心希望する人の行爲とは思へなかつた。茲に於て伯は四日朝、來訪の兒玉伯に對し、寺内首相に勸告しやうと試みた筋を要略明記した覺書を手交した。その全文次の如し。

『外交に關し國論の一致を期するは基より希望すべき所なるも、内閣以外、別に天皇直屬の機關を設けて事實上國務大臣に掣肘を加ふるの虞あるが如きは、輔弼

の責任を嚴明にする所以にあらざるのみならず、斯の如き方法により所期の目的を達せんとするは極めて困難なりと信ず。然れども外交事項に關し各方面の意見を徴するを便とせらるゝ場合に於て卑見を求めらるゝ事あらば、所信を開陳し當局の參考に供するは固より辭する所に非ず。若し夫れ此際全國の有力者を網羅し國論の統一を圖らんと欲せば寧ろ舉國一致内閣の樹立を計畫するを適當なりと信ず。』

斯く拒絶の意を明示して交渉は終つた。而して右の顛末を大觀するも、外交調査會に伯を加へる事は、本心からの希望では無く、實は一片の挨拶に過ぎず、其拒絶を事前に豫定しての行動と見て誤り無いやうである。況んや『憲政會の撃破』が、寺内々閣の使命の一つであつた事を顧みるに就けても、此交渉は當初から、出来ない相談を持込んだと云ふ批評を免れない。

(三) 惜しむ人々と、已み難き正論

(外交常道と内閣責任の二點から)

さて六日公表された委員九名の顔觸れを見るに、本野外相を除く八名は悉く素人許りで、内容は頗る寂寞の感なきを得なかつた。之より先き、調査會の主張者に二つの派があり、政略本位の内閣側は、肚の底では伯を問題にしなかつたが、閣外の人には是非とも伯を第一の相談役に欲しかつた。平田伯は、最も之を熱望し、知人をして伯を動かさうと試みた。また三浦子の如きは、伯を説く最適任者は河上謹一氏であると認め、同氏の支那旅行中を電報にて歸朝を求めた程である。河上氏も三浦子の趣意だけには賛成して、之を伯に取次いだ(次節参照)。

次に山本伯は、講和も遠からぬ時として、伯は外交調査會に第一の重要人物であると惜しみ、また、後年、伯を巴里會議への首席全權に推した牧野伯(原首相に對して)、外交を識る内田伯等が、心から伯の拒絶を遺憾としたのは言ふ迄も無い。山本伯は今も尙ほ當時を述懐して

『あの顔觸れを見ても、加藤が居て呉れれば宜いと思つた。外交多難の際、本當に外交を識つて居る加藤が、寧ろ中心となつて調査會を意義あらしめるのが國家の爲に必要であつた。併し、加藤は英國流の權利の思想の強い男だから、入會を拒んだ心持は好く判る。外交は首相の下で外務大臣が專管す可きことで、素りに局外から彼れ此れ容喙す可きで無いと云ふのが加藤の信念であつた。此思想を移して外交調査會を批判するから、あんな機關は無用の長物、容認することは出来ぬと云ふ結論になつたのであらう云々』

と觀測して居る。蓋し、伯は、一夜靜考し、その翌日、憲政會の幹部會に諮つたけれども、實は諮るを俟たずして拒絶の決意が出来て居たこと疑ふ可くも無かつた。而してその理由は、政略の見地や、交渉振りの不誠意と云ふ點よりも、先づ理論的に、行政的に、斯かる機關を否認するの思想から發して居たのである。即ち六月七日、憲政會茶話會の席上に述べて云ふ、

『かく多數の有力者を網羅したる委員會と内閣との關係如何と云ふに、直ちに憲法の條文に抵觸するが如き事なかるべきも、元來國務大臣は憲法上輔弼の重責を負ふものなるに、該委員會は單に調査するの外に、國務に對する意見を定めて、之が遂行を政府に求むることゝならば、

政府は時に困難なる立場に陥る事あるべく、又若し委員會は一に悉く政府の提案に賛成するものなりとせば、無用の長物に外ならず。若し委員會の決定に基き、これが遂行のみを國務大臣に委することゝせば、其責任の所在判明を缺く。之れ實に國務大臣輔弼の責任を嚴明にする所以に非ざるなり。従つて斯の如き委員會を設くる事は、畢竟政府の迷惑となるが如き結果となるべく、且つ又外交は機宜の措置を必要とし、機敏と祕密とを要す。然るに調査委員會に於て一々之を研究することゝせば、機宜の措置を誤るが如き事あるべく、又朝夕に變化する局面に處して迅速決定の要あるに際し、敏活を缺き、更に又祕密を嚴守するの極めて必要なるに不拘斯の如き手段を経るならば、往々にして機密の漏洩し、外交に支障を來すが如き事なきを保し難し云々。』

是れ、此機關の眞價に對して下した大鐵槌であつて、外交は斯かる素人の寄り合に委せられるもので無いことを明示した。また、此機關は舉國一致を目的とし、外交政策の一致は實に其一例として試みるのであるとの説に對し

『若し夫れ實に國難あり危急存亡の場合に瀕せんか、過去に於ける經驗の示す如く國論は期せずして一致すべし。今日の事情が果して舉國一致内閣の組織を必要とするや否やは疑はしきも、若し眞に舉國一致の實を擧げん事を目的とせば、國內の有力者を網羅したる内閣を組

織すべきものなり。今回の如き組織にては、徒らに政府當然の責務に對して牽制掣肘を加ふるの結果となり、其所期の目的を達すること困難なるべきを以て、余は之れに賛成すること能はざるなり』

と酬いて居る。また『外交に關する國論の統一』と云ふ政府側の理由を駁して『國論統一の名に於て、外交を政治論争の圏外に置かうとするのは、謬見である。外交は國家の重要政務なれば、誠心誠意論議さる可きもので、たゞ之を政争の具、即ち政府苛めの具に悪用するを慎しむ可きのみである』と説き、進んで『寺内首相が今回外交に關し國論を統一せんと欲したる其根本思想には、全然賛成なれども、既に政府にして存在する以上は、斯の如き事も憲法上の責任範圍に於て政府自ら爲すべきものにして、宜しく國民大體の意向ある所を察し、舉國一致の賛成を得る様努力するが當然ならずや』と論じて居る。

而して伯が此外に、拒絶の一理由としたのは、反對黨の任務と云ふ一點であつた。自分が調査會に入つて多少でも拘束を受けることは、此機關が内閣の責任を曖昧にするの危険と相俟つて、國家の爲に不利益であると確信したのである。之を交

渉の経過から見ても、將又、其表明された理論から推しても、或は政府の政略的態度から考へて見ても、何れにしても、伯が外交調査會を否認したのは、當然過ぎる行動と言はなければならなかつた。

(四) 有力な證據の手紙

(仲介者と云はれた河上氏の憤慨)

宣傳は伯を傷つけやうとした。即ち、伯は仲介者(河上謹一氏)に對して一旦外調參加を諾して置き乍ら、後に黨略上から之を拒んだと言ひ觸らした。伯は外に對しては何等辯明を試みなかつたけれども、當の河上氏に對しては、念の爲め政府側又は三浦子から、具體的に仲介を依頼されたものか何うかを確かめた。

伯の問に對し、河上氏が、大正六年六月十六日附にて答へた返書は、具さに當時の真相を傳へて居る。即ち、三浦子が三黨首會合の延長・擴充を希望して其旨を伯に傳言して欲しい旨を、暗に河上氏に依頼したること。その時は外交調査會と云ふやうな言葉も觀念も一切話頭に上らなかつたこと。伯は承諾しなかつたこと。宣

傳は全然伯を陥れる爲の捏造に發したること——等が、一目瞭然と説明されて居る。左に其重要な部分を録して置く。

(前略) 兼ても申上候通り小生に於ては今回設置の外交調査會に關しては貴兄に拜青の前に於て何等具體的の方案に接し居たる譯に無之其名目さへ發布の後に至り始めて承知したる位の仕合にて三浦老人よりは無任所大臣に云々の事を仄めかされたる迄に有之候然て無任所大臣と調査會とは同一の物に無之事は今更議論する迄も無之と奉存候得ば三浦老人の一言を以て貴兄への交渉を小生に委任したるものとするは大早計も無此上と愚考仕候

素り三浦老人に於ては支那にある小生に對して電報を發し其電報は小生に達せざりしも其後二回の電報にて其意嚮は粗推測せられ候のみならず小生が東京に着するや否三浦老人は小生を訪問して其所感を開陳せられしは其意見を貴兄に移さしむる下心否或は小生をして貴兄を説得せしめむとの意志なりしかとも被存候得共、小生に於ては所謂粹をきかず迄に大悟致居不申、況や具體的に詳細の趣向をも知らずして交渉の任に當り得べき筈無之、是故に小生に於ては三浦老の談話を有の儘に貴兄に移し且小生が三浦老と同感の點に關しては貴兄に對し愚見をも披瀝したる次第に有之候中略、外交の統一を説く)

然て之に對しては貴兄に於ても別に御異議も不被爲在、即ち可成は九州へ御出張前に於て、不得已ば御歸京の後に於て一應三浦老人と御會合の上意志の疏通を可計と御決心被成たる次第と了解仕候右一致點は果して何處にあるかと申候得ば即ち外交問題に關し元老の容喙を許さざること、軍閥をして一定の外交に背馳するを許さざること、奉存候(中略)

然は三黨首に於て此二點に一致し互に打碎けて從來の感情と行懸りとを棄るに於ては(中略)國家の眞問題は意外にも虚心的に研究せらるるを得かかと存居候折柄此程三浦老より聞されたる御談義即ち所謂感情を去り輪廓を擴張して國運の發展に勉むと申す寧ろボンヤリした話も例の三黨首會合の繼續にして小生の持論と御趨歸を一にするものと打算して、先方より相談の次第も有之候はゞ無下に拒絶することなく責て研究批評する迄位は讓歩して可然、然て三浦老より電話か又は書面にて會見を申來り候場合には御承諾被成度懇懇御勸め申上たる次第に有之候

然して三浦老に對しては小生と貴兄との談話は以心傳心的たる能はず、雙方とも兎角二と二と合せば四と申す解決に歸着し易く、彼の二と二を合し三となり五となる的所謂垢抜けたる人情話は老人の繩張に屬すれば老人に於て之を試られ度、老人より先方即貴兄へ電話又書面あれば貴兄に於て會見を拒絶せられざる迄には小生に於て談合し置きたりと挨

拶したる次第に有之候三浦老に於て小生の注意したる如く貴兄との會見を遂げしならば今回の行違可相生餘地無之に實際右會見を省略したるため意外の行違を生じたるのみならず折角の外交調査會も月足らずの産兒に類するの感有之遺憾の至に奉存候

然して今日に至り交渉があつたとかなかつたとか小生を迄引合ひに些々たる枝葉論に大政事家連が腐心し居るとは嘆息の外無之候此枝葉の問題を利用して新聞紙上に論争致居候哉に傳聞仕候處其解決は小生に來れば一刀兩斷出來可申筈に有之候新聞紙上の水掛論は素より一顧の價無之候得共、萬一にも是が政界の煩を爲す場合には三浦老人、首相并に三黨首會合の席上に於て小生明快の辯明を與へ雲霧を一掃可致候間左様御含置可被下候(後略)。

單簡に御回答可申上心組にて筆を執り候處意外にも冗長と相成殊に此前の愚翰と重複の點も多々可有之候得共何も誤解を防止し度老婆心に不外候得ば不惡御諒察可被成下候

草々拜復

六月十六日

謹一拜

加藤老兄大人

座右

第三章 原氏との論争及び敬意

(一) 衝動を惹起した大阪演説

(政府の對支外交を排撃し盡して原敬氏に挑む)

『正々堂々の論戦が出来ないので喧々囂々の罵聲を以て對抗す』とは、伯が第三十九議會(天正六年六月)に於ける政友會を批評した皮肉であつた(七月十五日の慰勞會席上)。此特別議會に於ては、憲政會は劈頭に内閣不信任案、次で内相彈劾案を提出し、引續き『外交調査會廢止決議案』を提げて戦つたが、何れも少數で敗れた。議會は七月十五日閉會した。伯は直ぐ大磯に、其後また輕井澤に暑を避けて休養したが、十月の政治季節に入るや、有名なる大阪演説を獅子吼して政界に一大衝動を與へた。

此演説は、寺内内閣を激しく攻撃し、餘勢政友會を撃つて原氏の逆襲となり、更に伯の論駁を誘つて政界を賑はしたものの、各新聞が數段を割いた稀有の長廣舌であつた點からも有名であつた。また暫らく政界無風の後を承けて、野分けの嵐の一時に劇しき光景を演出した形であつた。

伯の演説(十月二十一日、於中ノ島大阪ホテル)は二時間以上に亙る珍らしい熱辯で、その攻撃振りも、曾て山形演説で、元老及び寺内々閣に挑戦した當時に劣らぬ熾烈さを感じしめた。先づ歐洲の戦局と東洋日本の立場とを述べて對支政策の死活的重大性を警告して後、寺内々閣に砲口を向け、一流の警句を照準して言ふ。

『抑々現内閣の政綱とも見る可きもの凡そ四あり。一は擧國一致、二は秉公持平、三は誠心誠意、四は善政主義是なり。』然も其第一第二は早く既に潰滅し盡して今や其痕跡をだに止めず。第三第四に至りては、何人も政府の局に當るべきもの、企圖すべき事にして、毫も現内閣の特徵に非ざる事余の嘗て聲言したる處の如し。而して此外現内閣は成立當初より曠古の時局に際し興國の經綸を行ひ國威を宣揚し國力を増進し、更に對支外交を刷新し日支親善の實を擧げん事を頻に標榜したるに拘らず、既に一年を経たる今日に至る迄、吾人は何等其實を見る能はざるなり。次に現内閣の施設として昨年十月其成立以來今春の總選舉に至る迄の間に見る可きは、鄭家屯事件の讓歩衆議院の解散、反對黨壓迫の目的を以てせる地方官に對する前代未聞の訓示、及び陰險辛辣を極めたる選舉干涉の四事のみ。而して總選舉後に於ては破

天荒の外交調査會の設置を敢行せり。彼の臨時外交調査會の設置は吾人の同志が特に議會に於て論じ且つ又我黨の議會報告書中に説けるが如く、理論上より見る時は明かに憲法違反の行爲たるを免れず。又實際上より見れば余の當初より豫見したるが如く敏活機密を要する外交問題を遺憾なく處理し得べきものにあらず。

蓋し事實上に於て十人の外務大臣を置き眞の外務大臣は其一員として僅かに幹事長の地位にあるが如き組織を以て如何にして能く適切に外交案件を處理する事を得んや。該會成立後今日に至る迄の政府の外交上の施設を見るときは其の價値なきものたるや之れを明かにするを得べし。試みに問はんには、外交調査會は現内閣が支那國政府不干渉を標榜しつゝ參戰問題に付き支那の國政に容喙せる行爲を是認したるや。其の不偏不黨の標榜に反し、南方を壓迫して北方を援助したる幾多の政策に同意したるや否や。更に又、外交調査會が米國の鐵禁輸及金禁輸問題につき如何なる名案良策を出したるや。又米鐵問題と船舶管理令の關係につき如何なる定見を有するや。更に又支那關稅改正無條件承諾に付き政府の提案を是認したる理由如何。

凡て是等の問題は調査會と政府と連帶して其の責任を負ふ可きものにして、外交調査會に列するものは是等に關し政府の責任を分擔するの覺悟あるものと認めざるを得ず。吾人は

外交調査會の諸君殊に原犬養二君に對し、後日の左券として、之れを通告し、置かんとす。

對支外交の刷新は現内閣成立を辯護する大題目にして、現内閣は大隈内閣の外交を誤解若くは曲解して極力之を攻撃し、而して現内閣は決して將來支那の國政に干涉し若くは一黨一派に偏せざる可き事を議會に於ても公然聲明し、以て日支親善の實を擧げんと主張したりしに拘らず、事實について現内閣のなす處を見れば、陽に國政不干渉を標榜しつゝ陰に干涉をなし、不偏不黨を高唱しつゝ事實は一黨一派に偏する態度を執り、毫も其當初の聲明と副ふものなし。今其の顯著なるものを擧げんか、支那の參戰問題につき極力之れを慫慂勸誘し、甚だしきは之が爲に關稅改正團匪事件賠償金支拂延期の如き交換條件をすら提供したるが如きは其の一なり(中略)。第二の事實は四國借款の前渡金なり(中略)。第三の事實は交通銀行借款なり(中略)。南北對峙の今日、北方に巨額の資金を貸付け、之を政治上に利用せしむるは不偏不黨の行爲と云ふ可からず(中略)。

轉じて『支那幣制改革借款の疑』『兵器供給の不當』を痛論し、寺内々閣の援段政策を難じ、段祺瑞等の個人を相手とする日支親善の危険を警告したる後、

『更に此の場合日支親善の意義に付き一言せんか。現内閣の人々は口を開けば直に日支親善を云ふも彼の鄭家屯事件の讓步關稅改正無條件承諾等の事實に照し考ふるに、彼等の所謂

日支親善とは一部支那人の、一時的歡心を得るに在るもの、如く之が爲には帝國の當然主張すべき權利をも讓歩し、當然擁護すべき利益をも犠牲に供して以て其の親善の目的を達し得たりとなすもの、如し。然れども吾人の見る處は之と全く相異り、日支親善は畢竟目的に非ずして手段のみ。即ち日支親善は結局兩國相互の利益を進め、延いて東洋の平和を確保するが爲にして、換言すれば兩國相互の利益増進、東洋の平和確保を目的とする也。故に相互の利益を増進し、東洋の平和を確保する爲、必要の場合に於て帝國が當然主張すべき權利は敢然之を主張し、又當然擁護すべき利益は飽く迄之を擁護せざる可からず。彼の一時支那人一部の歡心を得ん爲に萬事を犠牲に供して顧みざるが如きは其の可なる所以を知らざるなり』

と喝破し、之より財政問題に關する政府の無爲、募債計畫の危険を論じ、物價騰貴對應策に關する政府の取締令の枝葉末節に走ることを嘲り、海軍八八艦隊建設の急務と豫算問題とに論及して長演説を結んだ。

(三) 原敬氏の反論と伯の辯駁

(三黨首覺書と外交調査會に就いて)

前掲の伯の演説は、同日の憲政會大會の宣言中に政國兩黨が『多年の主張を擲ち權勢に阿附して閥族の爪牙たるを恥とせず』と云つたのと相俟つて、原敬氏への挑戦でもあつた。茲に於てか原氏は、十一月二十一日、政友會の關西大會に臨んで之に應戦し、伯に劣らぬ舌鋒を以て反駁の論陣を張つた。

原氏は先づ前年六月六日の三黨首會合(三浦子邸)の覺書を読み上げ、外交に就いて黨派を超越して一致協力することに調印し、且つ對支方針に就いても相互利益の増進を圖ることに一決して其覺書に調印した事實を挙げ、故に

『加藤君は余等と共に進んで國論の統一を計るべきに、爾來此覺書の趣旨に依りて實行的調査を進めんとすれば、加藤君は言を左右に託して之を避け、今日に至るまで之が實行を見るに至らざるのみならず、偶々外交調査會の設けあれば、其委員たるを拒めり。抑々臨時外交調査會は、其官制の示す如く政府の機關にあらず、至尊に直隸するものなれば、外交上國論の統一を期して覺書に調印したる加藤君は、進んで獻替の誠を盡し、其抱懐する政策を披瀝すべきに、事茲に出でざるのみならず、却て之を非難して、舉國一致を破るの責任を他に嫁せんとするに至りては、是れ果して何の心ぞや。殊に對支外交の論議に至りては更に一驚を喫せり。(中略)今

や日支の間漸く親好に列國の猜疑も稍去り、日米間に宣言を爲す程にもなり、大隈内閣失政の跡漸次改善せられたるに際し、却て日支外交の非難を試みられんとは。若し加藤君にして眞に國家を思ふの誠意あらば、進んで三浦子邸に於ける覺書を實にし、又進んで外交調査會にも加はりて其抱負を披瀝すべきにあらずや云々。』

夫れから轉じて憲政會の野に叫ぶ無責任を責め、伯の反省を促がしたのである。伯は素より之に對して黙するを得ない。且は諸方面から辯妄の註文もあつたので、茲に三黨首會合と外交調査會との關係を詳細に述べて、原氏の攻撃が當を得ない次第を論じ、併せて世間の誤解を一掃しやうとした。伯の聲明書は浩瀚なものであつたが、其要點は次の通りであつた。

『元來三浦邸の會合に於て……外交及國防の方針を努めて一定し、之が遂行に就ては一致協力すべきことを申合せたるは、該會合に列したる三人の中の何人かゞ責任の地位に立ちたる場合の假定の下になしたるものにして、而して其趣旨も外交方針の決定は固と當局者の任務なるが、之を決するに當つては國論の趨向をも顧みるが爲に、成るべく豫め相互の諒解を得るに努むべしと言ふに在りて、外交の事は絶對的に是等の者の間の相談を經、相互に責任を分

つべしと言ふには非ざること勿論なり。

而して原君は余を以て爾來該申合の實行を爲さんとするを避けたりと言はれたるも、當時の申合たる對支方針に就ては、余は常に之が實現を希望し現に我黨の決議の如き常に之と同一の方針に則りつゝあり、唯當時申合の趣旨に基き更に委員を設置すべしとの説ありしも、何等の問題、何等の提案なくして徒らに委員のみを設くるも畢竟其効果なかるべしと答へしのみにて、敢て自ら之が實行を避けたる事なし。且つ又第一の前提たる該會合に加はれる者の中の何人も、未だ責任の地位に立たざる今日、之が實行の途無きにあらずや。而して其後、該會合の主唱者たる三浦子よりも將た又其他の諸氏よりも何等「實行すべき提案」に接したることなく、從て實行を避ける事も亦有り得べからざるなり。

次に原君は、三浦邸の覺書に調印したる余は、進んで外交調査會に加はり獻替の誠を盡し其の抱懐せる政策を披瀝すべきなりと言はれたるも、三浦邸の覺書は決して憲法の本旨に悖り閣臣責任の大義を紛淆せしむべき外交調査會の如きものを設けんとするの趣旨にあらず、外交調査會と三浦邸會合とは全然無關係なり。此點に就ては本年春外交調査會設置交渉に際し、余の質問に對して寺内首相自ら無關係なるを明かにせり。然るに今日、原氏が兩者の間に關係あるが如くに言説せるは抑々何の心ぞや。余の外交調査會に加はらざるは斯の如き機

關を設くるを不都合としたるが爲にして、而かも余は之が爲に自ら抱懐せる意見を披瀝せずと言ふにあらす、今後若し余の卑見をも要せらるゝことあらば喜んで開陳すべしとは余の寺内首相に送りたる覺書に明記せし所なり云々。』

斯くて伯の演説を中心とする論争は、現に外交調査會が圓滿に進行しない事實と照合して愈々政界の話題を供給した。而して、調査會の委員中原、犬養の兩氏は寺内々閣の深入りし過ぎた援段外交に危険を感ずるに至つたけれども、今更ら反對も出來ず、成る可く回避策を取るの外なきに至つた。之を知つた伯は、十一月九日の神奈川演説に於て

『聞くが如くんば外交調査會に於ける政黨出身の諸君は、常に後日の餘地を存して責任ある意見を吐かざる由なり。若し眞に斯の如くならば、應機啓沃の任にある人の人格を疑はざるを得ず。特に陛下の御信任に對して一種の背戾を敢てせるものならずや』と追窮し、飽く迄も此制度を撃つ攻勢を緩めなかつたのである。

(三) 海軍及び税整に關する論陣

(八八艦隊の爲に増税を忍ぶ理由)

大正七年を迎へんとして物價は天上知らぬ騰貴の勢を示し、寺内々閣は財政的に一大難礁に遭遇する事になつた。そこで増収案を立て、第四十議會に臨んだ。(イ)煙草及び切手端書の値上げ、(ロ)所得税及び酒造税の引上げ、(ハ)戰時利得税と清凉飲料税の新設を以て増収を計り、一方に社會政策的理由を附して石油税及び通行税の廢止と織物消費税の税率低下を計畫し、而して問題の海軍充實案を進展しやうと試みた。

是等財政案は輿論の反對と各政黨の反對に會し、(ロ)及び(ハ)の一部が大修正の後に認められた外は、悉く葬り去られた。然も政府は一言の原案擁護の熱辯もなく、諾々として大修正に服従した。伯が『寺内々閣は政友會側の質問に對し、財政計畫は敢て固執せずと答辯して得々たるに至つては、その不見識なること從來その例を見ざる所なり。苟しくも勅裁を経て一度び議會に提出したる以上、之を固執

せずとは何事ぞ』と追撃したのは(三月二十八日)、此間の事情を明かにするものである。而して之より先き、伯が第四十議會に臨むに當つて、憲政會の政見を表明した演説(七年一月二十日憲政會大會)は、伯が海軍計畫、財政計畫等の大問題に關して抱懐する見識を表明した適例であるから、茲に其一節を掲げる。

『海軍々備計畫は遺憾ながら姑息不完全なりと云はざるを得ず。曩に大隈内閣の當時防務會議に於て明治四十年策定の國防計畫に基き八八艦隊の計畫を希望せしも、當時財政上の事情により直ちに實行する能はざりし爲め、應急の措置として八四艦隊の完成を計畫し、追て國力の許す限り速かに八八艦隊の完成をなすべき旨を決定し、八四艦隊の計畫は第三十七三十九議會の協贊を経て其實行の基礎既に定まれり。然るに寺内々閣は多大の抱負を以て大正七年度豫算を編成し、而も國防充實を以て其骨子と爲したり(中略)。然るに何ぞ圖らん、僅か二隻の巡洋戰艦と輕巡洋艦以下の補助艦艇若干を加へたるのみ。而も此巡洋戰艦すらも最初の計畫には之れを缺き、其後我憲政會及び天下の輿論に聽き急遽之を追加して八六艦隊なる一種畸形の艦隊編成を計畫したりと聞くに至りては、政府が國防を輕視し所信の進行に怯懦なるを憫まざるを得ず云々。』

伯は前年來、帝國の海上武力の最少限の戰略單位として八八艦隊(戰艦八巡洋戰艦

八輕巡洋艦二〇驅逐艦七二潜水艦六四隻)の整備を力説したので有名であり、更に七年の九月七日から十五日に亙る北海道遊説に於ては『八八計畫の爲に増税を辭せず』と喝破し、終始一貫、海軍充實の爲に努力したのであつた。故に、第四十議會に臨むこの日の演説に於ても、八八計畫の爲には寺内々閣の増税案を認めるけれども、その時期と、財政計畫全般に亙る緩急の點から論評を下し、高い見識の所有を隱見させて居る。伯は即ち言ふ、

『そもく、増税は、國防問題と相關聯して考察されざる可からず。余は海軍の組織的計畫遂行の爲に必要避くべからざる場合には適當の増税亦止むを得ざるべきを信すれども、政府今回の海軍計畫は未だ此の目的を達するに足らず。この姑息不徹底なる計畫に對して増税を甘諾し得べきや否やは大に考慮の餘地あるべし(中略)。また増税案は政府をして誠意ある行政整理をなさしめたる上、また完全なる海軍の組織的計畫と共に大正八年度豫算提出の際改めて之れを提議せしむるを以て至當とすべし。また政府は増收の目的と社會政策上の目的とを同時に達せんとし其の間、事務官的技巧を弄したる結果、其の税制案内容はそれ自身に於て自家撞着となり、前後矛盾となり、曖昧となり、不徹底となり、遂に支離滅裂の殘骸を留むるの

み。現行税法の整理は慎重の考慮を要するを以て、宜しく時局定まりて財政經濟の情況常軌に復するを待ちて着手すべきなり(中略)。國防の充實の爲に已むなき場合は、須らく徵稅最も容易に増收最も巨額なるべき二三の稅目を選びて其の目的を達するに止めて可なり。然るに事茲に出でず、増稅の機會に於て愴惶として廢減稅を斷行せんとするは余は寧ろ其の輕率に驚くものなり云々』

とて詳細に案の内容を評し、且つ減債基金を八年度から三千萬圓とするなら、何故に七年度から斷行せぬかを質し、轉じて船舶管理令、暴利取締令の末節的小策を攻め、終りに、攻撃の調子を一段と張り上げて、車掛りに内閣を攻め、名言警句を速射して黨員に息詰るやうな壯絶味を感せしめた。

『之を要するに、寺内々閣は其成立唯一の目的たる舉國一致を實現せんとして舉國一致に破れ、其政策の唯一の標榜たる對支外交を刷新せんとして、忽ち對支外交を誤り、外交調査會を置して憲法違反の惡名を蒙り、官僚政治の本領を發揮して國民を威壓せんとして、却て内閣の鼎の輕重を問はれ、時局の對策は着々機宜を失し、天下人心の不安を招き、其所謂積極的經濟振興策は、却つて財界を銷沈せしむるの結果を生じ、其滿腔の抱負經綸を實行し、自由手腕を發揮すべき唯一の機會たる大正七年度の豫算案は、其政策の中心點たる國防充實の計畫に於て姑

息偷安、滿天下を失望せしめ、一世一代の勇氣を揮つて立案したる増稅計畫は矛盾撞着、不必要の負擔を國民に強ふるの非難を受け、交々世の非議論難を蒙る。斯くの如きは畢竟内閣成立の根底に於て國民輿論の府たる帝國議會に基礎を有せざると、其大政輔弼の能力を有せざるの致す所に外ならず、凡そ斯の如きの内閣は太平無事の時に於てすら國政に任せしむるに足らず、殊に今日の時局に於て然りと爲す云々。』

(四) 出兵局限と原氏への敬意

(國家の大事に面しての伯の誠意)

如何に責めても論じても、少數黨の慘めなる運命は變らなかつた。第四十議會に憲政會の提出した不信任案(大正七年二月十二日)は百十七に對する二百四十一の差で一蹴され、其選舉權擴張案(納稅資格を十圓から五圓に低下し、外に獨立生計を營む知識階級にも選舉權を與ふ)も壓倒的に葬り去られて了つた。唯、此間、伯は『戰爭目的』に關して貴衆兩院の自黨議員に質問させ、而して寺内首相の答辯中に、近く西伯利出兵の意圖あるを觀破し、議會終了後、之を名古屋及び京都の演說に於て警告し、無

名の出兵には全力を擧げて反對する旨を宣揚して居る。

七月いよいよ出兵問題の起る迄は、伯は際立つた言動なく暮したが、七月十七日、政敵として殆んど常に論難の目標として來た政友會總裁の原敬氏に對し、其出兵局限に關する努力を謝して大いに其功を賞揚した。この一事は、少なからず世間の注目を惹いたものである。

これより先き、寺内々閣は聯合國よりの勸誘もあつたが、露國革命後、西伯利不安定の理由から一大出兵を敢行し度い野心に燃えて居た。恰度米國から『チエック・スロバック軍の進出を援助する爲め、日米おの／＼七千の陸軍を西伯利に出兵するの提案』に接したので、内閣は機逸す可からずと、所謂『自主的出兵』の名に於て、更に多數の兵を派遣する事に廟議を定め、之を外交調査會の議に附したのである。七月十六日、宮中に調査會を開いて論議した所、原敬氏は敢然之に反對し、殆んど進退を賭する熱論を發表し、牧野伯之を支持して政府案に反對した。

其結果、政府は不面目を忍んで原案を撤回し、遂にチエック軍援助の出兵に止どめる事になつた。之を聞いて試みた伯の批評は、七月十八日の諸新聞に大きく掲

げられて居る。其一節を取れば

『而も一方原、牧野の兩氏、幸に我輩と同様の主張を有せりとの事にて、私かに敬意を拂ひつゝ、ありしが、果せるかな、十六日、外交調査會々議の結果、政府は原氏の主張に屈讓したりと傳へらる。(中略)原、牧野の兩氏は之に依り確かにその男振りを擧げたり。國民は須らく兩氏に感謝すべく、我輩も亦兩氏の勞を深く多とするものなり。斯る問題は素と政黨、政派の間に超越したる問題たらざる可からず。巷間或は政友會にして飽くまで強硬論を持して譲らざるに於ては、政府はその關係を絶ちて、却つて憲政會との接近を計らんとの説をなす者あれども、憲政會の領袖中斯る腰抜けは一人も居らず。萬一憲政會員の全部が斯る態度に出づる場合ありと假定するも、少くとも我輩一人は、斷じて左様な卑劣の擧を學ぶものに非ず。此の趣旨はさきに原氏にまで通じ置きたり。我輩は當初より外交調査會なるもの、設置に反對なりしも、今回其の外交調査會が意外なる處に於て實效を現はしたるを認め、今回に限りて其存在を喜ぶ……。同時に、斯の如き外交調査會の爲に其政策を破壊せらるゝ事に依り、辛うじて國家の

大事を誤るを免れたるが如き危険なる内閣は、一日も速に倒壊せんことを望まざるを得ず』

と説いた。是に由つて觀れば、伯が國家の外交上の大事に就いては、頼まれなくとも、政派感情を超越して、政敵をも後援するの自覺を持つて居た事が判る。

三黨首會合なくとも、外交調査會を拒んでも、伯が外交の大事に就いて、國家の爲に協力しやうとする良心は、何人よりも強く發動して居た。而して豫め原氏に後援の旨を告げて激勵したのを、憲政會幹部は一人も知らず、原氏が之を歡諾した事も亦、政友會領袖は一人も知らなかつた。斯くて十七日に初めて伯の前掲の話あつて後、原氏は領袖から其眞否を問はれて初めて口を開き『特に斯うく』と加藤から話があつた譯でも無いが、今度のことは國家の大事だから確かり頼むと或人を通して傳言があつたのだ(七月十九日時事新報』と、欣快の情を漏らしつゝ、兩雄の交通を肯定するのであつた。

第十七編 原・加藤對立篇 (在野第二期)

第一章 原内閣の成立と伯の漸進

(一) 『寺内原同罪論』と、伯が政黨内閣の爲に

之を忍んだ政治家的の心事

(敢て原内閣を是認した見識と自重)

見様に依つては憲政の常理に反して、原内閣が成立した。伯が思想的に熾烈なる反對を續けて來た寺内々閣は、大正七年九月、物價暴騰米騒動國民的不人氣及び首相の不健康等の原因で辭職した。元老は後繼に西園寺公を推したが、公は拜辭し、大命は原氏に降下して茲に政友會内閣が成立した。西園寺公と原氏との間に靈犀相通するものがあつたか何うかは別問題とし、寺内々閣の倒れた後に、政權が其反對黨に移らないで、其儘同系の政友會(政友會は事實上寺内々閣の與黨であつた)に繼承された事は、多くの方面から意外とされた所である。肝腎の伯は何んな態度

を取つたか？

識者間には、政權が憲政會に移るのが至當であると論せられた。何となれば、寺内々閣の辭職は、表面の理由は首相の不健康にあつたけれども、實は經濟政策を誤まつた爲に生じた全國的米騒動（米價一石五十圓臺に上り、八月六日、富山縣下一漁村の家婦團結して哀訴から暴動に轉じ、全國に波及して米商襲撃、富豪脅嚇となり、十三日には遂に東都に勃發して大騒亂を現出し、軍隊の出動に依り辛定す）に基因すること明白であり、即ち物價調節の根本策を誤まつた『政策的破綻』を根因と斷定す可きであつた。故に、その内閣と與黨の因縁に繋がる政友會は、當然責任を分擔す可きもので、後繼内閣を組織し得る資格は無いと論せられた。

斯くて『寺内・原同罪論』は叫ばれた。蓋し大正五年十月からの二年間、寺内々閣の政策は、多くは憲政會が反對し、政友會が援助した中にも、其倒壞の最大原因たる暴利取締令以下の物價政策に於て、特に左うであつた。故に政友會は寺内々閣と同罪であつて、その組閣は非立憲不當なりと評せられた。

されば、憲政會幹部間に『原内閣否認』『倒閣運動の即行』が主張されたのは少し

も異とするに足らない。會内の輿論は滔々として之に赴かんとする時、巨人の一言、莊重に之を制したものがあつた。他ならぬ總裁の伯その人であつた。

伯は幹部會に臨んで黨員の自重を説いた。『事實、寺内、原の同一責任は認める。故に政權が我黨に來るのが本當の筋である。併し、形式は、議會の第一黨に政權が移つて、茲に政黨政治の第一歩は築かれたのであるから、吾人は暫らく此形式を認めて、其常軌の運行を監視するのが宜ろしい。政權獲得以外にも、反對黨の崇高なる責任はある。自重せねばならぬ』と説くのであつた。而して八月二日、緊急在京代議士會を開き、伯は次の通り其態度を宣明したのである。

『國民的基礎の上に鞏固なる政府を樹立し、以て政機の運用を圖るは憲政の本義なること我黨年來の主張なり。今次寺内伯の辭意内奏以來、多少の曲折を経たるも、大勢の赴く所、終に政黨を基礎とする内閣の成立を見るに至りたるは、形式に於ては憲政が其常軌に復せるものと認むるを得べく、我黨主張の貫徹せられたるものとして、憲政前途の爲め慶賀すべき所なり。

從來政友會の爲し來りたる所を看るに、或は情意投合と謂ひ、或は是々非々と

謂ひ、唱ふる所名を異にするも、爲す所に至りては趣を均うす。即ち初めより主義・政見を以て進退するに非ずして、唯、苟合妥協以て黨利黨益を圖るに過ぎざるの狀なきにあらず。近時に於ける其態度又大に非議すべきものあり、將來亦此の如きもの多々ならん事は、頗る懸念に堪へざるところなり。折角憲政が常軌に復したる場合に於て、新内閣は宜しく公明なる態度を以て向後の政局に對し、以て憲政の發達に努めん事を望む。是れ實に原内閣に對する國民一般の期待なるべきを信す。

元來政友會は、我黨と異り、黨の政策なるものを發表せざるを常とし、多くの場合に於て所謂白紙主義なるものを取れり。而も、其の時に臨み機に應じて爲す所を見るに、吾人の同意し難き點頗る多し。惟ふに、政黨及び政府が、國家經綸の大策に關し、其の政見を公表し國民の嚮ふ所を示すは、實に憲政の要義とす。原君は此の機會に於て從來の所謂白紙主義を抛擲し、特に曖昧模糊を避け、時勢に順應したる適切なる政綱政策を發表し勇斷敢行せん事を望む。我黨は從來公表したる政綱政策に従ひ、又時に應じて其の態度を天下に表明すべし。若し不

幸にして、新内閣の施設我黨の主張と相容れざるに於ては、我黨は國家の爲め適當の措置を執るに躊躇せざるべし。

即ち、憲政の常道に立ち直つた政局を祝して、原内閣を形式的に是認した。而して進んで、政友會が、山本、寺内の兩内閣に對して『是々非々』『白紙主義』等の曖昧なる無政綱方針を採つた事を、政黨の原理から戒しめ、終りに原首相に政策の堂々たる争ひを希望したもので、政治家の良心と氣品とを一段と示現し、識者の嘆賞を博したのである。所謂政治通や政權萬能論者は、伯の思想と態度とを、學究的且つ微溫緩慢なりと評したが、日本の政黨政治は、實は斯の如き『見識と自重』とを要すること、今も尙ほ昨と異ならないであらう。

(二) 『余は切腹を免かれたり』

(參戰及びデモクラシーに關する啓蒙演説)

憲政會の結黨記念祝賀會は、十一月十日に開かれた。政府攻撃の演説は、黨員の常に望んだ所で、原内閣に對しても、伯の攻撃の鋭きを望んだけれども、伯はたゞ、原

首相が對支政策に就いて(政治借款と北方援助)外交調査會委員として責任を免かれ難きを一言したのみであつた。否、却つて『實際に現内閣が寺内々閣の對支方針を非なりとして、之を改むるに吝かならずとせば、少なくとも我黨年來の主張が行はれたるものとして喜ぶものなり』と結んで、徒らに過去を責めなかつた。

而して轉じて歐洲大戰に關し、極めて興味ある一場の長演説を試みた。夫れは日本の參戰の苦心と、獨逸の道義的敗因とを論じたもので、果然天下を傾聽せしめた。茲に大要を掲げる事は必要事でもある。

『余は今日は責任の地位にあらざるも、日獨開戦と同時に我が帝國をして責任を負擔せしめたる大責任ありと自覺し、日夜その成行き如何に關して、人知れず甚大なる注意を拂ひ來れり。』

抑も日獨戦を開くに至りたるは、一は日英同盟の條規に基きたることは勿論の次第なるも、一は獨逸帝國の暴威を膺懲するを以て、世界文明の爲に、將又人類正義の要望に副ふ所以なりと信じたればなり。其の當時、世間には獨逸の力を過信して武力萬能主義に迎合せるもの少からざりき。政友會の原君の如きは

其の演説に於て「時の政府の方針に就き憂慮に堪へざるものあり」と繰返されたり……然れども余は當時既に十分の成算あるを豫期せり。即ち獨逸が千八百七十年聯邦政府の組織以來、武力集中に意を用ひたるに反し、佛國近世の狀態は一般に平和に傾き、英國も殆ど一般に平和の政策を支持しつゝあり。則ち君民同治の政治、換言すれば文明政治の極致に達せるは、洵に善良なるデモクラシーの賜なりと云はざるべからず。然るに獨逸は、自己の武力を過信し、英國の猛烈なる平和の盡力ありたるに拘らず、之に一顧だも拂はず、遂に今回の大戰を見るに至れり。

是れ獨逸が科學の進歩に反比例して道德的觀念の缺乏せる所以と、獨裁專制の弊風之を然らしめたる所以なり。殊に獨逸の資力は、近年勃興し來れる産業によつて得たる「俄か成金」の資力たるに於て、到底英米その他の比に非ざるが故に、夫等に就て平素研究を怠らざりし余は、物資の力偉大にして、且つ君民同治の完全に行はれ居れる英佛等に對し、獨逸は到底終局の勝利を收むる能はざるべきを確信せり。本年春以來、獨逸の勢力が一時熾烈を極めたる當時に於てす

ら、余は英國の執着力が必らず終局の勝利を制すべきことを斷言したり。

然るに今や新聞紙上に傳へらるゝ所を見れば、時局は急轉直下の勢を以て推移し來り、獨逸の無條件降伏最早疑ひなきに至れるものゝ如し。之を小にしては我國の爲め、之を大にしては世界善良なる國民の爲に、深く慶賀に堪へざる所にして、正直に云へば、余も之で切腹を免かれたる譯なり云々。』

即ち、外相として參戰を斷行した當時、之を非難した短見者流に應酬すると共に、自己の責任觀と確信の一般とを述べて、重荷を下ろした歡びを表明したものである。而して更に轉じて、當時上下一般の論題となつて居た『デモクラシイ』に關して斷案を下し、暗に元老、官僚及び軍閥の謬想に遠距離射撃を試みた。其痛快な演説の一節に言ふ。

『世間には頻りにデモクラシイを嫌忌する者あれども、余は善良なるデモクラシイは斷じて厭ふ可く、忌む可きものに非ざることを斷言す。余は強ひて之を民主々義とも呼ばず、また民本主義とも稱せず、特にデモクラシイと唱ふ。元來、政治上に於ける民衆勢力の増加は時代の趨向にして、我國と雖も「民は國の基

なり」とするは、則ち此の意を明らかにせるものにして、デモクラシイは、未だ其名の新らしきに過ぎざるなり。要するに世界の大勢に鑑み、其人心の向ふ所を參酌して、萬一にも正しからざる傾向に導かしめざるこそ、政治家の要とする所なり。彼のデモクラシイを唱ふるが故に、之を危険思想なりと爲す者は、却つて評者それ自身が、危険思想に陥れる者なりと云ふを得べきか云々。』

この評は、今日から見れば意味の無いやうに考へられるけれども、大正六・七年當時は、デモクラシイを國體否認の主義のやうに解するものあり、就中、寺内々閣を初め、元老や官僚は、極端に之を嫌忌し、其主張者をブラックリストに載せて警戒した程であつた。恰度今日、共產主義を取扱ふのと同じやうな心證を以て迎へ、其結果、民主は天皇の主權と牴觸するから、民本ならば差支へ無からうなどと騒いだものであつた。斯かる時勢だから、元老や官僚に氣兼ねする政客は、デモクラシイの言葉をおくびにも出さずに遠慮して居た時、伯が敢然之を支持し、之を厭ふ者こそ危険思想に陥つたものだ、と皮肉つたのは、聰明と勇氣とを賞されるだけの演説であつた。無論、憲政會の一部、また黨外の伯の同情者が『餘計な事を言はねば宜い』

と滾ぼしたことは言ふ迄もなかつた。

一方に、我が講和使の人選は、當面の問題となつた。第一に、政府から頼まれた牧野伯は、日本の全力を擧げる必要から、是非加藤伯の起用を勸告し、新聞紙の社説にも、之を力説するものが多かつた。併し原首相には其所までの決心が付かず、伯も亦果して起つたか何うか、全然觸れられない問題として過ぎて了つた。

（三） 憲政會は進歩へ、政友會は保守への轉換

（戦後の變勢に處する思想善導の主張と選舉權問題）

大正八年一月二十日、第四十一議會に臨むに當つて、憲政會は他黨と同じく大會を開いたが、當日伯が試みた演説は、同黨の新重要政策として『思想の善導に關する五項目』を力説し、著るしく世間の注目を惹いたものであつた。

憲政會が進歩的となり、政友會が保守的となつて、互にその傳統を逆轉するに至つた第一歩は此邊にある。伯は思想問題に就いては、無責任なる論者からは、保守的と考へられたが、責任ある公人としては、實は最も進歩的であつた。その時は、未

だ普選までは徹底しなかつたけれども、先づ有權者二百萬人の増加を目標とする擴張案を主張した。また戦後の人心急轉に際して、思想の善導に努めることを、政治家當面の唯一の責任であると認めた。その演説の大要次の如し。

『大戰終了聯合國全勝の結果、世界各國の人心に著大なる變化を齎らすべき徵候既に歴然として現はる。其最も著しきは民衆勢力の増大にして、從來特權階級として認められたる者の勢力は滅殺せられ、一般人民の勢力大に加はり、若しくは加はりつゝあるは著明の事實にして、何人も否定し得べきに非ず。

我國は人心動搖の中心と相距る遠きを以て、表面未だ大に影響を受けざるが如きも、世界思潮の趨勢は早晚滔々として我國に浸潤し來るべく、國民も亦決して長夜の眠を貪るべきにあらず。吾人は我國體の精華と皇室の尊嚴を擁護します。その美を濟さむが爲め協心戮力、國民の思想を善導し、人心をして健全なる發達を遂げしめんことに努めざる可らず。之を爲すの途他なし、國民をして成るべく多くの權利と自由とを享有せしめ、同時に其の義務觀念と、共同心とを喚起するに在り。爲政者たる者此間に細心の注意を拂ひ、兩者をして常に均衡を保たしめ、思想善導上満足なる効果を奏せざる可らず。

思想善導の具體的方法としては、政機の運用をして憲政の常軌に由らしむること其一なり、

選舉權の擴張、人權の尊重、其二なり、國民生活の安固、其三なり、勞働問題の解決、其四なり、教育の改善、其五なり』

とて其各項を詳論し、夫れから進んで海軍問題、外交方針、講和方策に關する主張を詳述し、世界改造の會議に臨んでは單に帝國の利益を確保するに止どまらず、世界永久平和の建設に貢獻する崇高なる義務を自覺して活躍するの必要を論じ、原首相が世界的の大問題に冷淡なる口調を漏らした(日本の關する所は山東と南洋諸島だけと云ふやうな口吻)のに對し警告を發して演説を結んだ。

議會は政友一六四、憲政一一八、正交三三三、國民三一、新政二六、無所屬九の分野で、政府は無所屬及び新政會の大體を味方として圓滑に議會を切り抜け、憲政會も不信任案の提出を試みずに終つた。この間、政府は教育、産業、交通、國防の四大政策を志し、更に選舉權擴張案を期成した。即ち納税制限を三圓として小選舉區制を採つたものであつた。憲政會案即ち納税額を二圓に低下し、且つ中等學校卒業程度の階級にして獨立の生計を營む者に選舉權を與ふる案(大選舉區制)は敗れて了つた。斯くて議會は無事に終了したが、伯は政府の方策に就いて著るしい不滿を感じ、之

を四月十二日の福島演説(東北大會)に於て發表し、例の朝鮮自治問題と共に、世評の好題目を供給するに至つた。

(四) 鐵道案痛評と朝鮮自治論

(進歩主義的殖民政策の表明と自信)

原内閣成つて第一次の議會を送るまで六箇月、その間、伯の態度が『餘りに紳士的である』とは、黨内に於ても、亦世間の一部からも、不滿を以て評された所であつた。然も伯は依然、『政權獲得は反對黨の唯一の目的ではない』と説いて、濫りに運動することを戒しめた。左れど、政府の行動や政策中に非議す可きものを發見した場合には、決然として之を責むるに躊躇しなかつた。

果然、大正八年四月十二日の憲政會東北大會に臨んでは、『彼の鐵道の敷設、道路橋梁の建設のみを唱へ、若しくは之を爲すことを聲言して黨勢擴張の具に供し、以て我能事了れりと爲す輩は、共に國事を論ずるに足らざるなり』と結論した長々數千言の長廣舌に手酷しく政府を攻撃し、所謂『新熟柿主義』と評した人々をして、

『熟せざるに挽ぎ取る氣勢だ』と訂正させた程であつた(而して此長大なる演說草稿は伯が自から細々と巻紙に書いたもので、其全文は、上巻第一編第二章に寫されてある)。伯は先づ、政府の收入豫算の前途を悲觀して後、例の三億五千萬圓の鐵道建設は今後十數年に亙り、然も其源を悉く公債に仰ぐものであるから、計畫の實行は頗る怪しく、畢竟紙上の計畫であつて單に良民を僞ることになる旨を論じて、

『然も、隨分遠き將來に亙る可きものをも計上したるは、政友會が其慣用手段として永年の間執り來り、又現に各府縣に向つて大なる害毒を流しつゝ、ある所謂黨員募集擴張の爲に、之を利用せんとするに外ならず、今に至る迄、彼等が鐵道敷設を名として、地方の善良なる人民を誘惑し來れるは、諸君の既に熟知せらるゝ處なり。抑々鐵道敷設の如きは、國の進歩に従ひ勿論必要なる事なるが、是れには、たゞ、事の緩急あり、財政の状態にして許さば孰れの黨派が政府に立つを問はず、必ず行はるべきものにして、鐵道建設は決して政友會の專有物にあらず、又政友會あるが爲めに其計畫行はるゝにあらざるなり。然るに之を以て恰も自己の專有物なるかに云爲し、地方の善良なる人民を誘惑するは、非常なる罪惡と云

ふべく、地方人民は決して之が爲めに迷はされざるを要す』

と喝破し、次に政府の高等教育機關擴張案(六年間に四十の高等教育機關増設)に論及して其財源の危ないことを指摘し、『獨り高等教育機關の増設に急にして、小學校、中學校の教育を忽諸に附するは本末を顛倒したるものなり』と指摘し、次で

『朝鮮の騷擾は事態甚だ重大なる如きも(中略)由來世界各國の歴史を見るに、他國を征服し——日本は朝鮮を征服したるものに非らざるも——又は其他の理由により、從來の獨立國を屬領、若くは屬地とせる場合、其被併合國の國民は其本國に對し兎角惡感を有し、種々の機會に於て不平の勃發するは、多く事例の存する處にして、他國民をして我治下に悦服せしめんは、頗る困難なる問題なりとす(中略)。果して然らば、先づ焦眉の急に應ずる爲に兵力を用ひて暴動を鎮壓するは元より必要なるべきが、其後に於ては、朝鮮人をして我國の統治に悦服せしむるの手段を講ずる外、他に良策なかるべく、而して其方法としては、結局彼等に自治を許すの外無かる可し。

而して之を爲すに就ては種々の順序あり、緩急ある事勿論にして、今日直ちに

之を許す事能はざるべきも、終局の目的としては、朝鮮人に對し、彼等亦内地人と同じく、日本天皇陛下の赤子にして、決して從屬的關係を以て取扱はるゝものにあらざとの觀念を與ふるを要す。然らば則ち彼等も亦、實行不可能なる獨立の夢を繰返すが如きことなく、自分も亦日本人なりとて、他に對して誇るに至るべし。然れ共、余は決して此際直ちに完全なる自治を彼等に許さん事を主張するものにあらずれば、此點は誤解せざらん事を望む(中略)。我日本に於ても、朝鮮若くは臺灣を、單に我同胞の利益を得る爲めの道具として使用せんとしては、決して永く彼等をして帝國に悦服せしむる能はざるべく、即ち日本の文明を是等の土地に及ぼし、我天皇陛下の恩澤を彼等に蒙らしめ、其幸福安寧を増進せしめんとする公明正大なる精神を以て統治の方針と爲すを要すべし。』

此朝鮮自治論は贊否の世論を惹起し、朝鮮内地にまで反響したものである。之は伯が英國流の自由進歩的な殖民政策を可とするの信念から發したもので、俄か仕入れの議論とは選を異にするものであつた。随つて反對黨が之を攻撃しても聊かも臆する所がなかつたのである。

第二章 外交攻撃及び政府彈劾

(一) 外交追撃の論陣(その二)

(徹底的攻撃の唯四回と其理由)

伯にとつて最も容易く、然も他に眞似手の無い獨壇場は、外交の攻撃でなければならなかつた。伯を我が外交の第一人者とする定評は、反對黨と雖も、竊かに認められた所であるから、若しも其人が自由に外交攻撃の陣を張つたならば、相手の蒙る痛手は深大であつたに相違ない。然も、伯は、この最も得意とする、而して最も有效である外交攻撃を、努めて自制し、矯めて放たなかつた。是れ『外交を政府苛めの具に供することは悪い』と云ふ信條を確守した爲である。

故に政黨演説幾百回の中、外交に關する警告的攻撃の箇條は少なくなかつたが、常に保留的であり、且つ概念的であり、常に相手國への影響を考慮して簡略のもの多く、寧ろ聽者を失望させた位であつた。而して伯が十分に砲列を布いて遺憾な

い攻撃を行ふ場合は『政府の痛手となると同時に、我が外交の當の相手國に對し、日本にも斯かる輿論があることを示して、間接に國家の利益を掩護するの效果ある場合』に限られたのである。即ち『攻撃が同時に日本の外交を多少でも利益する』場合にのみ、伯の攻撃は後顧の保留なしに放たれた。いま、伯の何百回の論文と演説とを精査するに、その『保留なき攻撃』は僅に前後四回を發見し得るに過ぎないのである。

一は明治三十八年十月のポーツマス條約に對する論難(東日の社説)、二は大正八年九月の巴里講和會議痛撃(憲政會大會演説)、三は十年一月十四日の西伯利出兵攻撃(貴族院演説)、四は十二年一月二十二日のサガレン撤兵演説(貴族院を舉げ得るだけである。而して是等の場合は、其影響が我が外交に間接の利益とこそなれ、國際關係に不利の一粒をも、投じないと云ふ伯の信念に基いて敢行されたものであつた(但だ最後の一つは後年に影響した)。斯くて一度び發するや、其見識と論程と建設的批判とは、斷じて普通一般の外交通などが、到底足許にも寄り付けぬ眞價を發揚したと言ふまでも無い。

茲に録する一つは、巴里の講和會議に於て、我が外交が山東問題の處理を誤まつた一條を追撃したもので、殆んど伯で無ければ出來ないと斷言し得る内容を整備すること、次の通りである(大正八年九月十四日、名古屋に於ける憲政會東海大會演説の一節)。而して此演説草稿も伯の自作であつたこと言ふ迄も無い。

『前略』然るに米國に於ては、弱者に同情する誤れる義侠心か、又は反對黨の大統領を苦しめんとする爲なるかを知らざるも、要するに問題の眞相を究めざるより物論囂々たるものあり。而して日米兩國政府の諒解の結果にや、内田外相は去八月二日、突然一の陳述書を發表し、本年五月四日の牧野男の聲明書中「日本の政策は山東半島を其完全なる主權の儘支那に還附せんとするにあり、日本の保持せんとする所は單に獨逸に許與せられたる經濟上の特權に過ぎず」と云へるを重ねて確認し、更に又膠州灣還附に關する協定、日支間に成立の上は、現に同租借地及膠濟鐵道を守備する日本軍隊は全部撤退せらるべく、膠濟鐵道は日支協同企業として經營せらるべきことを述べ、更に其末文に於て「日本政府は青島に於て千九百十五年の日支協定に依り當然主張し得る日本專管居留地設

置の代りに各國共同居留地を設置するの議につき目下考究中なり云々」と云へり。

内田外相の陳述書中には多々論すべきものあれども、今姑く之を措き、主として專管居留地撤廢に關し卑見を述べんに、第一内田外相は「專管居留地設置の代り」云々と述べ居れども、大正四年膠州灣還附の聲明中には「日本政府の指定する地區に日本專管居留地を設置すること、並に列國にして希望するに於ては、別に共同居留地を設置すること」と明記しあり。即ち專管居留地と共同居留地とを併置し得ることを規定しあるにも拘らず、外相は二者を交換するもの、如く云爲せり。是れ專管居留地設置權の拋棄を巧に表明せんとしたるものなるべきか……。

次に該專管居留地の拋棄は自動的なるや、將又他動的なるや。若し自動的なりとせば其理由如何は、國民の齊しく聞かんと欲する處なれども、外相は何等其理由を示さざるなり。專管居留地と共同居留地との孰れが、彼地にある我同胞に便益なりやは多言を要せずして明かなり(中略)。斯くの如く利害の明かなる

問題を自動的、任意的に拋棄すべく考究中なりとは何故なりや。吾人の諒解に苦む處にして、或は他動的にあらざるやを疑ふ。余は此點に關し國民と共に政府の明答を待つものなり。若し夫れ眞に他動的にあらず、自發任意的のものとせば、政府は速かに其考究を止め、當初の取極に従ひ專管居留地の設置を執行せんことを切望せざるを得ず。

更に又、右内田外相の陳述發表の動機に就いても疑ひなき能はざる處にして、該陳述に先だつ數日前、米國よりの來電は、米國大統領の言として、日本政府は近日山東問題に關し宣言書を發表すべく、之により米國に於ける反對論は大いに緩和せらるべしと云へり。而して果然、内田外相の陳述發表ありたるより見れば、右は兩者商議の結果と見るべく、全く偶然の暗合にはあらざるが如し。

然るに右陳述書發表後、米國大統領は更に一の陳述書を發表したるが、其の要は「内田子の陳述は此の問題に關して起りたる種々の誤解を解くに効果あるべし。但し其内、一九一五年、即ち大正四年の日支間條約に關し内田子は云爲したるも、内田子の陳述中、一九一五年支那政府に與へたる誓約を信守し、欣然膠州

灣租借地を全部支那に還附せんとするものにして日本に於てヴェルサイユ條約を批准する曉は、成るべく速かに誓約の實行上必要なる條約の協定を遂げんが爲め、支那政府との間に商議を開始するに躊躇せずとあり。されど巴里講和會議席上、牧野男、珍田子は余の質問に應じ、日本の方針は山東半島を完全なる主權の儘支那に還附するにありて、其日本に保留すべきは、單に獨逸に許與したる經濟上の權利と、普通條件の下に、青島に居留地 Settlement を設置するの權利に過ぎずと答へ、而して右方針の實行が内田子の引證せられたる一九一五年(大正四年)の條約の履行を條件とすることに付ては、牧野、珍田の兩全權は一言も言及せられたることなし。余は内田子の陳述を改訂する意を以て此の陳述をなすにあらず、之れを補足する爲め之を爲す」云々とあり。

右に據れば内田子は、膠州灣還附に關し、大正四年五月二十五日の還附聲明中に列記したる條件の協定を遂げんが爲、速かに支那と商議を開始し、其の商議の満足に結了したる上、還附の實行をなす意なるに、ウィルソン氏は、大正四年協約に關係なく即ち條件の協定如何に論なく還附の實行を見ること、解し居れる

やうに解せられ、兩者の意見に扞格あるが如し。然るに内田外相は右ウィルソン氏の陳述に對し、未だ何等言明する處なきも、而も決して同氏の見解を承認するものに非ざるべく、果して然らば相當の言明を爲すの必要あり。

一方、また之に關し、五月四日、牧野男が巴里に於て發表したる陳述は、全然ウィルソン氏の述べたる處と同一にして、内田外相は五月十七日之を確認する旨の聲明を發表したれば、前後矛盾の觀あり。抑々其の聲明中に所謂「完全なる主權」とは如何なることか。獨逸に許與せられたる經濟上の特權とは如何なるものなりや。更に又普通の條件の下に、青島に居留地を設置すると稱する其の「普通の條件」とは如何なることなりや。專管居留地なるや、共同居留地なるや。將又其の兩者の謂なるや。前述せるウィルソン氏の陳述書中には普通の條件の下に A Settlement を設置云々とあり。Settlement とは居留地の義なること勿論なるが、其冠詞「A」即ち一とあるより見れば、ウィルソン氏は居留地一個と解釋したるが如し。自ら聲明を爲したる牧野男、並に之を承認し若しくは訓令したる内田外相の眞意は果して如何。國民の疑惑を解き、且又國民をして其の去就を

決せしむる上に於て重要な點なるを以て、吾人は之に關する政府當局の明答を望む云々。』

(二) 外交追撃の論陣(その二)

(講和會議及び對支外交への警告)

伯の堂々たる追撃は之を以て止まない。巴里會議に提出した我が人種平等案が、不用意無準備なりし爲に、結局空しく葬られたるに對し、痛烈に論評を下したる後、日本が大國の班から一時除外された事實を難じて言ふ。

『日本が會議の後半、大國の列より除外せられて講和條約の基礎を定むる重要な協議は總て英・米・佛・伊四大國全權委員の間に於てなし、日本は他の小國と同じく單に所謂四頭會議の決定せる成案につき、殆ど形式的に可否を表するに過ぎざる地位に下ろされ、重要な會議中全く門外漢となれる悲運に關しては、余の國民と共に甚だ遺憾とする處にして、これに關し、余は曩に政府當局が國民を満足せしむべき明確なる辯明をなさんことを求めたるが、今日に至るまで更に

其事なし。

たゞ、西園寺侯歡迎の席上、原首相は、各大國の主要なる委員既に巴里を辭したる後に於ける講和條約實行上に必要な細目を議する會議に、我全權が參與し、また全權にあらざる専門委員が條約實行上の事務に關し、他國の委員と共に各地に出張し、若くは出張せんとする事實を指摘し、之を以て我國の誇りとして、其の斯くの如きに至りたるは我全權委員努力の結晶に出づるもの甚だ多しと信する旨を公言したりと聞く。

抑々我國は明治大帝の御稜威の下に(中略)十數年前に既に公然大國の伍班に列し、又一面に於ては日英同盟の規定と、大正四年十一月に締結せられたる「日・英・佛・露・伊の五國は作戰を共にし、又講和を共にすべく、其内孰れの國も他の聯合國の同意を得ずして敵と和を議せず講和條件は豫め相互に協議する」の取極により、我國は講和の事に關しては根本的に彼等と同等の地位に立ち其意見を上下するの權利あり。従て我國は講和會議に際しては當然大國の一たるべきものにして、又事實に於ても當初より之に加はり居たる次第にして、此事たる決

して全權委員の努力如何に依りて初めて決したる問題にあらざるなり(後略)』
として其落伍の顛末に關して原首相の説明を促がし、轉じて「對支新借款團」の問題に及び、滿蒙を此共同投資の圏外に置くことは絶對に必要であるのに、政府が米國の反對に會つて躊躇して居ることを警告し、此地方と日本との不可分緊密なる利害を縷述した後、

『帝國は此の特殊優越なる地歩を確保し以て日支兩國共存の義に基き、其の經濟關係を發展せしめん爲、大正四年彼國と數次交渉の結果、支那政府は南滿洲及び東部内蒙古に於て、鐵道を敷設する場合に外資を要する時は、先づ日本國資本家に借款を商議すべく、又支那國政府は前記地方各種課税を擔保として外國より借款を起さんとする時は、先づ日本國資本家に商議すべしとの協定をなし、以て他の勢力の該地方に侵入して我特殊地位を脅す虞なきに至らしめたり。然るに今や對支新借款團の組織に當り、此歴史あり且又重大なる理由に基き特殊的地位を拋棄して、該地方に於ける投資權を新借款團に委するが如きは、到底國民の容認すべからざる事なるを以て、政府は飽くまでも滿蒙除外の主張を貫徹

せざる可からず(中略)。

次に山東省に於ける條約其他國際取極に基く利權も新借款團の範圍より除外すべきことを主張せざる可からず。山東省に關しては、前に詳述せるが如く日支兩國間數次の取極と講和條約とにより、種々の權利及び優先權、我國の占有に歸すべき筈なるが、若しも其投資優先權に關して、新借款團加入に際して之を除外のことを明かにせざれば、右は自然新借款團に歸併せらるゝことゝなるべく、果して斯くの如きに至らば、青島に設置せらるべき專管居留地は内田外相の聲明により拋棄せられ、經濟上以外の權利は巴里に於ける牧野、珍田兩全權の言明及び内田外相の確認に依て之を保有するを得ず、而して今又經濟上の利權及び優先權は新借款團に歸併せらるゝことゝなり、斯くて帝國の手に残るべきものは僅かに山東鐵道並に其の附屬事業の日支兩國共同企業の權利——高徐、濟順兩鐵道の敷設に關する資金供給の事は如何なるべきか不明なり——に過ぎざるに至るべし(中略)。

然るに、帝國がその大なる努力の結晶とも稱すべき條約上の權利を、擧て殆ど

拋棄せんとしつゝあるに拘らず、米國政界に於ては尙囂々の論議熾にして、爲めに日米の國交にも不良の影響を及ぼさんとするの狀なるは、所謂影を捕へんとして走るの類にして、無意味に兩國の親善に累を及ぼすものと謂ふべし。是に關する政府の所見果して如何』

と質し、終りに支那問題に關し、所謂ヤング・チャイニスの無禮なる言動に頂門の數針を見舞ひ、日支親交の大局から彼等を戒しむると同時に、政府に對して對支外交の讓歩限度を註文して曰く

『近來一部支那人の言行には往々常軌を逸し、國際の禮儀に背き、國際條約の神聖を無視して憚らざるものあるも、支那政府は之を制止することをなさず。其の事例甚だ多きも試に其數者を擧げんか、支那が巴里に於ける講和會議に派遣したる委員は、日支兩國間に儼乎として存在する條約を無視し、之れを破棄せざれば爲す能はざる所の言論を弄したるも、本國政府は管に之を制止せざるのみならず、時として之を懲慫したるやの形跡なきにあらず、又講和條約案の自己の意に満たざるものあるや、其の原因理由を審究せずして無法にも忽ち怒を我に

移し、居留邦人の身體財産に危害を加へんとす(中略)。要するに支那政府に十分の誠意と毅然たる決意なきに因ると評せらるゝも辯明の辭なかるべし。我が政府當局は是等の事に關し如何なる交渉をなしたるや。外間に顯はれたる處を以て之を推斷すれば、如何にも微溫的にして、當然防止すべきことをも主張せざるやの懸念なきにあらず。

支那政府はその基礎鞏固ならず、又國內の事情頗る困難なるものあるは洞察に難からざる處なるを以て、我國のこれに對する措置に就いても、時に或は緩急幾分の斟酌を加ふるの止むべからざることあるべきも、苟くも貴重なる帝國臣民の生命財産を保護する上に於て、又其の條約上の權利を擁護する上に於ては、毫も假借する處あるべからざるなり。是れ蓋し他國の政府も常になしつゝあるところにして、我國獨り遠慮するの要なきや勿論なりとす。斯くの如く主張すべきことは隔意なく主張し、相互に満足を得てこそ、初めて眞の諒解成立すべく、又眞の諒解成立してこそ日支親善の實は擧げ得べきものにして、表面口頭の親善論は、事に益あるなし。惟ふに是等の點につき政府の執り來り又は現に執

りつ、ある態度方針を知らんと欲するものは、決して余一人のみにあらざるべし(後略)』

最後に對露政策に關する政府の決心を促がして局を結んだものであつた。而して七月六日の關東大會、同月十六日の關西大會に於ても之を要約して力説した。政府は遂に黙した儘であつた。

(三) 政府彈劾の演説

(外交失敗と生活及び思想問題の閑却を攻撃)

原内閣の成立を、憲政常道の上から贊成し、この上は政策を以て正々堂々と争ふの態度を宣明した伯は、第四十一議會及び其後の半歳に於ける原内閣の施政が、黨略本位に傾き、且つ内外兩政に過失が多いと認めためたので、茲に愈々起つて正面から攻勢を取るに決した。

八年十月二十二日、伯邸に最高幹部會を招集して政府彈劾の方針を一決し、速かに憲政會の態度を天下に宣揚すると同時に、大いに黨勢を示威するの必要から、對議會策を表明する爲の大會の期を早め、十一月十二日、緊急臨時大會を築地精養軒に催はして彈劾の第一聲を擧げることになつた。伯は攻撃法を二段に構へ、第一段に於ては總括的に政府の外交上の失策を責め、大體に於て前節所載の論法を繰返して後、世上に『講和外交は畢竟、國力相當の結果を收めたもので、之を失敗と責むるは當らぬ』と云へる政府辯護論を駁し、

『彼の人種案の如き、最善の努力を盡して、尙且目的を達する能はざるときは、罪を國力の不足に歸する事を得ざるにあらずと雖も、十分なる用意と確信なくして卒然として之に臨み、而して失敗の罪を國力の不足に歸せんとするは、國民の斷じて承認する能はざる所なり。又、五大國會議、參列の權利は、其の基く所、主として、倫敦宣言にあり。山東に於ける獨逸の權利の繼承は、日支條約上既定の權利に屬す。斯の如く宣言又は條約に基く既得の權利すら完全に維持する事能はずして、前者は之を失ひ、後者は危く失はんとして累を後日に貽すは、是れ却つて國力を裏切るの甚しきものにして、政府の失敗に非ずして何ぞや』

『米國の政界に於て喧々囂々論議盛にして、特に上院議員の言論中には往々常軌を逸し、默視す可らざるものあるに拘らず、我當局は、之に對して何等の辯明を爲さず、また何等相當なる行動を取らず、彼等をして傍若無人の言論を恣にせしめ、爲に一般米國人をして、我國に對し極めて不良なる印象を深からしむるに至るをも顧みず、全然放任的態度を取れるが如きは、帝國に取りて大なる不利益たるのみならず、日米兩國將來の國交に惡影響を及ぼすの虞あるものにして、政府當局の責、決して輕しと云ふ可からず』

と責め、終りに西伯利出兵に關して政府の無責任を指摘し、政府が何等合理的の政策なくして、赤化防止とか過激派討伐と云ふやうな、空漠無效の戦争の爲に、大兵を西伯利の野に駐屯させるのは、將卒の苦痛、國費の濫費堪へ難しと論結し、それから鋒を轉じて内政の失策に向け、『國民生活の不安をして今日の如く甚しきに至らしめ、而も之を救済するに付て何等有效なる施設をなさず、殆んど自然の勢に放任して顧みざるの點に於て、失政の最も大なるを見る。近時食糧品其他物價の暴騰實に驚くべきものあり。而かも物價騰貴の趨勢は毫も緩和せざるのみならず、累

月奔騰して止どまる所を知らず。國民生活の困難實に名狀すべからず』と説き、この生活問題が思想問題と密接なる關係を有することを警告し、

『此の場合に於て一種の危険急激なる思想が不健全なる國民心理の缺隙に侵入するときは、其の社會上政治上に及ぼすべき結果、果して如何。余は之を想像するも尙戰慄を禁ずる事能はず(中略)。獨り我黨のみならず、天下の識者が物價調節、生活難救済を絶叫して止まざる所以のものは、獨り國民の生活難其ものを憂ふるに止どまらず、實に又此の生活難を動機として國民思想の惡變を憂ふるが爲なり』

とて、政府の所見を質し、其放任主義を論難した後、その對策に就いて次のやうに論ずるのであつた。

『物價調節の方策は、國民生活の日常必需品に對する輸出制限又は禁止、又は輸出税の減免若しくは輸入の補助獎勵、價格の公定等なきにあらず(中略)。左れど是等は何れも局部的にして一般的ならず。物價調節の方策中、最も確公平にして且一般普遍的なるは通貨の收縮是れなり。抑々通貨膨脹の抑制及其收縮

は我黨の前年來主張し來りたる所にして、今日に於ては獨り一般識者のみならず、事業家資本家と雖も、相當の思慮ある人士は之を希望し居れり(中略)。政府の爲すが如く、通貨の膨脹を此儘に放任して顧みざる時は、今日の不健全を極めたる經濟界・企業界の状態は、益々不健全の状態に陥り、他日の反動頗る恐るべきものあらん。其時に及んで臍を噬むとも復及ぶ可からず。又通貨收縮の結果、外國貿易、特に輸出貿易の衰退を憂ふるものあるが如きも、通貨膨脹・物價騰貴の結果は却つて輸出貿易の不振を招くに至る可く、其の徵候漸く貿易の上に現はれんとするにあらずや。

要するに政府は、物價を調節し國民生活の不安を除き、思想の善導に資する爲に、爲すべき公正・有效なる方法あるに拘らず敢て之を爲さず、盡すべき手段あるに拘らず敢て之を盡さず、世論の囂々たるに及んで、姑息不徹底の手段を弄して一時を糊塗するに過ぎず。斯くの如き政府の存在は到底國利民福と兩立するものにあらざるなり。』

伯は更に原首相以下の態度を難じ、『吾人が内外の時局に關し國家の爲に意見

を述べて、或は政府の説明を求め、或は其反省を促がし、或は之を論難攻撃するや、彼等は直に吾人を目して「反對せんが爲めの反對なり」と一言の下に評し去るのみにして、絶えて説明をなすことなく、反省することなく、又辯明を試むること無し。余不肖なりと雖も、今日の時局極めて重大なるを知る。復た何の暇有つてか徒らに政府を攻撃し一時の快を貪るものならんや』と論じ、一萬言に互る彈劾の大演説を終つたのである。論陣堂々、緊張し切つた雄辯であつた。

但だ、この演説に就いて、世の識者が甚だ物足らなく感じたのは、伯が『普選』に就いて一言も觸れなかつた事である。而して筆者は、茲にその不滿の原因を究め、且つ之に關する幾多の祕録を検討する爲に、特に重要且つ興味深い一章を設けるの適當なるを信するのである。

第三章 普選の先覺としての祕録

(一) 大正七年の普選尙早論と轉向

(八年初夏に暗示した心證)

伯が總理大臣として、我國に普通選舉制を確立した光榮ある歴史は、後編に述べる。然も茲に、伯が在野黨首領として普選案を決意した事情、並びに、その爲に、解散に遭つて黨勢を相對的に挫かれた経緯等を明かにする事は、普選の歴史としても、伯の傳記としても、共に極めて重要な記録を成すものである。

普選論の歴史は、明治三十五年二月、中村彌六氏が、花井(無所屬)、河野、降旗(憲政本黨)の三氏と共に提出者となり、望月、根本(政友會)諸氏の賛成を得て議會に提案した時に始まる(議論だけは議會開設當時からあつた)。その後三十八年から四十三年迄、連年提出されて何れも否決となつたが、四十四年(桂内閣)第二十七議會には、遂に大多數を以て衆議院を通過した。然るに、同案が貴族院の猛反對に會して忽ち崩壊して以

來は、政界また普選を叫ぶ代議士を見ない程に變つて了つた。即ち普選の歴史は茲に中絶の姿に陥るものである。

普選が恰かも世の中から忘れられて六星霜を経た後、歐洲戦争の思想的影響を受けた我が國輿論の一端は、再び普選の燈に點火する一方に、憲國兩黨も選舉權擴張の必要を認め、大正七年二月(第四十議會)、納税額低下に依る擴張案を提出した事既述の通りである。併し乍ら、伯も犬養氏も、未だ普選論には徹底して居なかつた。犬養氏が普選即行論者六名を國民黨から除名し、又、伯が、島田、尾崎等の普選論者を容れなかつた事が、之を明證する。然らば、伯は『普選』に就いて如何に構想し、如何に轉向し、如何に黨議を支配したであらうか。

伯は、大正七年には、明かに『準普選論者』とでも云ふ可き立場にあつた。所謂『尙早論者』の一人であつた。素より納税資格を以てする制限を理論上不可としたが、この制限が、明治二十三年の十五圓から三十三年の十圓となつた歴史、並びに國民政治知識の現状と實行上の利害から打算し、無條件普選に行く前に、モウ一つの階段がある方が適當と考へたのである。大正七年に五圓説、八年二月に二圓説を主

張したのは之が爲であつた。即ち八年一月二十日の憲政會大會に於て、『普通選舉に至りては、現狀に鑑みて少くとも尙ほ早きに過ぐ。若干の制限を附するを要す可し』と明言して居る。

「素よりデモクラシイを以て危険思想と認めた寺内々閣、元老及び官僚一派は、普選を目してその危険思想の實行運動と考へたこと言ふ迄も無い。而して曾て『デモクラシイを危険視する人々こそ危険思想の持主である』と皮肉つた程の伯であるから、普選を危険視することは無かつた。議論としては居たが、但だ、尙早と云ふ『感じ』を其儘、政策に表明したのである。」

當時、此問題の專任總務として伯に最も多く接觸して居た江木翼氏は、普選に對する伯の最初の考へ方は『何となく無準備の感じがする。一足飛びに其所まで往くのは早過ぎるやうに思はれる。その前に、一準備が要りはせぬか』と云ふ調子であつたことを回顧する。併し乍ら、その後は、この死活の大問題等に就いては、容易に口を開かず、獨り靜かに大勢を審慮する日が續いた。

果然、大正八年の初夏、憲政會の或る會合の卓上演説に於て漏らした伯の一語は、

黨内の普選即行論者をして雀躍させた。『加藤總裁は却つて普選論者なり』と竊かに確信させた。その一語とは、何んな辭句であつたか。當時の普選即行論者の一人であつた小泉又次郎氏は、特にその著書に引用して『總裁が立派な普選論者で、露骨な言葉は使はれて居ないにしても、此一語、正に普通選舉を斷行す可しとの暗示であると感じ得し、一層の力を以て云々』と、自分の勵まされた實感を誌るして居るが、伯の一語は實に次の辭句であつたと云ふ。

『今後我が黨は世界の大勢に順應し、國內の情勢に鑑み、一般國民に尊き權利を與ふると同時に、重き義務をも負はしめねばならぬ云々。』

即ち内外の情勢は急進しつゝ、あつて、一階段、一準備の準普選案は、或は直ぐに時代遅れになつて了ひはせぬかを氣遣ひ、その氣持で、此日、夫れとなく普選でなければなるまいと云ふ意向を暗示したものと解す可きであらう。

(二) 逸早く私かに普選を決意した真相

〔『迫られて應ずるよりは進んで與ふ』〕

真相は、世間に傳はつて居る所、また一般に無雜作に信せられて居る所とは、寧ろ反對であると云ふ方が正しい。憲政會の幹部の中で、大正八年の初夏、早くも普選を豫期して居たのは、實に伯その人であり、而して、其初秋に至つて、心の底に確然と之を決意したこと、後年自ら述懐した所に依つて明白だからである。

問題は前記の會合に於る一語が、果して普選決意の表示であつたか、或は單に選舉權の擴張を高唱したに過ぎなかつたかの一事である。思ふに當時、憲政會幹部の大多數は普選尙早論者であつて、普選即行論者は島田、尾崎、小泉、大竹等の十數氏に過ぎなかつた時であるから、伯が唐突に普選の決意を表明したと考へるのは不自然である。事實、この一語は、多數の人からは『制限付選舉擴張』を力強く表示したものと解釋された。然るに小泉氏等普選即行論者の側から見れば、『一般國民に尊き權利を與へ』と明言したのは、普選以外に解釋の餘地が無いと信せられた。

伯は果して孰れを含んで、此一語を特に力説したのであらうか。

伯の心の付度は、餘程の根據なき限り、筆者の常に避けて來た所である。併し乍ら、當時の背景に照觀して、また次章に述べるやうな伯の苦心の真相から考へて、此一語は、普選への『心の傾向』を表示した重要な言明と解釋して大過ないと信ずる。雙方にうまく言ひなすやうな曖昧は、伯の最も嫌つた所であるから、夫んな政略的な言葉とは解する事が出來ない。實に、此一語は普選への岐路に立つた自分を説明したものと推斷されるのである。即ち此時の伯の心證は、多數幹部よりも一歩先に、普選の時代の自覺へと動きつゝ、あつたのである。

果然、それから數箇月の後には、伯は既に一人、普選を決意し、多數幹部の一致を竊かに待つ身となつて居た。いろ／＼と毀譽の評判高い中に、決して嘘を言はない道德の一點に關しては、何人からも否定されない伯が、大正九年二月二十七日、黨員を富士見軒に招待した席上に於て、『普選決意の事情』の一端を公表した演説は、具さに此間の真相を傳へて居る。伯は述懐して言ふ、

『政府は選舉權の擴張は昨年議會の協贊を經、未だ一回も之を實施せざる今日、

重ねて改正案を提出するは立法の威信を損ずるもので、國民の信頼を全うし憲政の健全なる發達を促す所以にあらずと云つたが、右は一應理由のある所と言へる。私も曾て、此の問題に就いては、最初は右様の意見を抱懐したこともあつた。併し乍ら昨年と今年とは形勢に非常の相違が現はれて居る。

之に就き想ひ起すのは、一昨年十一月(天正七年)憲政會三周年記念祝賀會席上に於て、私は當時、原君等が頻りに「歐洲戰爭茲に終了せるが、今後警戒すべきは經濟上の競争にして、列國が是より東洋に侵入し來り、支那に於て經濟上の大競争起らん」と云つたのに對し、「余は爾く信せず、甲略夫れよりも一層注意すべきは思想の變化である。今回の戰爭の爲め、歐米各國は多數の兵士を出し、而も其内容は下層社會の人が多いので、是等の人々は戰爭に於ては、吾々が勝利を得たとの信念から、デモクラシーの思想と運動とが大いに起るであらう。即ち經濟上の競争は尙ほ恐るゝに足らぬ、思想上の波動に就いてこそ、今日から大に注意し、多數國民の欲望に應ずる爲め、之を善導することに努めねばならぬ」と力説したのであつた。

然るに其後思想上の變化は實に著しきものがある。特に昨年八月九月頃より、此の傾向益々顯著となり、デモクラシーの盛なると共に、參政權を要求するの聲は益々熾烈を加ふるに至つた。私は此の形勢を見て、迫られて之に應せんよりは寧ろ自ら進んで與ふるの已むなきを感じ、實は心私かに、意を普通選舉に決したのである。其後憲政會の黨議が未だ決しない先に、自分の意見を述べるのは宜ろしく無いと考へて、種々諸君の意見を聞きたる後、遂に全黨一致して普選案を提出するに至つたものである。政府の懸念は、私も曾て一應は之を感じた事もあつたが、其後の思想界の變動、形勢の變化に見て、斯くの如きは敢て深く意とするに足らずと信ずるに至つた次第である云々。』

即ち大正八年の九月頃には、伯は竊かに普選論者と成り澄まして居たのである。素より、天下の普選要求の中には、不自然な勢や、矯激な言論があつて、至純なる運動のみとは言へなかつた。政客中にも、多少迎合的急進論者があつた。伯は之を不快に感じたが、然も大勢を正視して『迫られて應ずるよりは寧ろ自ら進んで與ふる』の政治家的觀點に立つたものである。